令和６年９月定例会
文教厚生常任委員会記録

令和６年９月13日（金）

令和６年９月18日（水）

令和６年９月27日（金）

令和６年９月30日（月）

令和６年10月２日（水）

場所：鳥栖市議会　第３委員会室

目　　次

令和６年９月13日（金）　……７頁

令和６年９月18日（水）　……63頁

令和６年９月27日（金）　……77頁

令和６年９月30日（月）　…… 163頁

令和６年10月２日（水）　…… 255頁

令和６年９月定例会日程

日　次	月　　日	摘　　要
第１日	９月13日（金）	審査日程の決定 スポーツ文化部報告 　報告第８号 　市民公園整備基本計画の見直しについて 　サガン鳥栖U-15練習場整備について 　ＳＡＧＡ２０２４国民スポーツ大会について 〔報告、質疑〕 健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課）審査 　議案乙第19号、議案甲第25号 〔説明、質疑〕 教育部（教育総務課、生涯学習課）審査、報告 　議案乙第19号、報告第８号 〔説明、質疑〕
第２日	９月18日（水）	現地視察 　若葉小学校屋内運動場増築事業（古賀町） 　鳥栖小学校校舎外壁剥落（元町） 自由討議 議案審査 　議案乙第19号、議案甲第25号 〔総括、採決〕

第３日	９月27日（金）	審査日程の決定 スポーツ文化部（スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課）審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕 健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕
第４日	９月30日（月）	健康福祉みらい部（こども育成課、高齢障害福祉課）審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕 教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課）審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕 教育部（生涯学習課）審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕
第５日	10月２日（水）	現地視察 市民文化会館（宿町） 鳥栖北小学校なかよし会（本町） 自由討議 議案審査 議案乙第27号 〔総括、採決〕 議会報告会における意見等について 〔協議〕

９月定例会付議事件

１　市長提出議案

〔令和６年９月13日付託〕

議案乙第19号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）　〔可決〕

議案甲第25号鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

〔令和６年９月18日　委員会議決〕

〔令和６年９月27日付託〕

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について　〔認定〕

〔令和６年10月２日　委員会議決〕

２　報　告

報告第８号継続費精算報告書について

市民公園整備基本計画の見直しについて（スポーツ振興課）

サガン鳥栖U-15練習場整備について（スポーツ振興課）

ＳＡＧＡ２０２４国民スポーツ大会について（スポーツ振興課）

令和６年９月13日（金）

1　出席委員氏名

委員長　樋口伸一郎
副委員長　成冨牧男
委員　中川原豊志
委員　西依義規
委員　田村弘子
委員　緒方俊之
委員　牧瀬昭子

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長　古賀達也
地域福祉課長　林康司
地域福祉課参事　犬丸喜代子
地域福祉課地域福祉係長　有馬健次
地域福祉課生活支援係長　原裕人
高齢障害福祉課長　竹下徹
高齢障害福祉課高齢者支援係長　大石美由紀
こども育成課長　高松隆次
こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長　脇友紀子
こども育成課子育て支援係長　野中潤二
こども育成課鳥栖いづみ園長　豊住佐知子

スポーツ文化部長　石丸健一
スポーツ振興課長　小川智裕
スポーツ振興課スポーツ振興係長　佐藤義勉
スポーツ振興課長補佐兼施設係長　時田丈司

教育部長　姉川勝之

教育総務課長　佐藤正己

教育総務課長補佐兼総務係長　西木純子

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長　牛嶋英彦

生涯学習課参事　久家喜男

生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長　豊増裕規

生涯学習課長補佐　久山高史

生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長　佐藤臣久

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任　古賀隆介

5　日程

審査日程の決定

スポーツ文化部（スポーツ振興課）報告

報告第８号継続費精算報告書について

〔報告、質疑〕

報告（スポーツ振興課）

市民公園整備基本計画の見直しについて

サガン鳥栖U-15練習場整備について

ＳＡＧＡ２０２４国民スポーツ大会について

〔報告、質疑〕

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課）審査

議案乙第19号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）

議案甲第25号鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

教育部（教育総務課、生涯学習課）審査、報告

議案乙第19号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）

報告第８号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

6　傍聴者

２人

7　その他

なし

午前10時29分開会

樋口伸一郎委員長

令和６年９月定例会の文教厚生常任委員会を開きます。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

審査日程の決定

樋口伸一郎委員長

最初に、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程の案を配付いたしております。

付託議案等は議案２件、報告１件となっております。

審査日程につきましては、本日14日にスポーツ文化部、健康福祉みらい部、教育部の順で関連議案の審査を行います。

来週火曜日17日は予備日として、水曜日18日に現地視察、自由討議、総括、採決ということでお願いしたいと思います。

なお、審査の進みぐあいによっては日程の変更をお諮りすることもあるかと思いますが、あらかじめこれを御了承いただきたいと思います。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

成冨牧男副委員長

現地視察については、今のところ候補は決めておりませんので、御希望があれば本日の委員会審査終了までに副委員長へ御連絡をお願いします。

以上です。

樋口伸一郎委員長

なお、補足をいたしますけれども、先ほど決定しました日程のとおり、本日の審査の中で現地視察のお諮りをさせていただきたく思っておりますので、委員会が終わってからというよりも、極力早めに副委員長まで御報告をいただければありがたいので、御協力をお願い申

し上げます。

それでは、執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

午前10時31分休憩

ᔓᔓᔓ

質疑のある方は挙手にて御発言をお願いいたします。

ありませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

報告（スポーツ振興課）

市民公園整備基本計画の見直しについて

サガン鳥栖Ｕ-15練習場整備について

ＳＡＧＡ２０２４国民スポーツ大会について

樋口伸一郎委員長

次に、議案外ではございますが、執行部から御報告をお受けしたいと思います。

小川智裕スポーツ振興課長

議案外の報告をさせていただきます。

１点目ですけれども、市民公園整備基本計画の見直しについてでございます。

市民公園整備基本計画につきましては、都市整備課において一部変更がなされておりますので御説明をさせていただきます。資料の２ページをお願いいたします。

当初は相撲場駐車場を通す園路を整備することとされておりましたが、ルートの分かりやすさ、相撲場駐車場内の安全性を考慮し、相撲場駐車場へのルートは取りやめとし、新入退出とも既存の出入口とすることとされております。

なお、主要地方道久留米基山筑紫野線への接続は福岡方面への案内看板を設置し誘導を図ることとされております。

以上、御説明を終わらせていただきます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。この際ですので、御確認したいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思います。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部からの御報告はこれで終わります。（「もう一個ある」と呼ぶ者あり）

小川智裕スポーツ振興課長

続きまして、サガン鳥栖U-15練習場整備について御説明をさせていただきます。

サガン鳥栖U-15練習場整備につきましては、佐賀県におきまして新たに公表された事項がありますので、御説明をさせていただきます。

資料３ページをお願いいたします。こちらは佐賀県が作成した資料になります。

サガン鳥栖U-15の練習場所につきましては、令和４年度から鳥栖市内の県有地と市有地を活用し、サガン鳥栖U-15を中心に、子供たちの育成拠点となるグラウンド整備に着手され、グラウンドの設計が終了し、本年12月から本工事を開始予定でございます。

また、佐賀県において令和６年度９月補正といたしまして、グラウンドと同じ敷地にクラブハウス、スポーツ医科学施設を整備し、その設計に係る費用に対する補助についての予算案が上程されております。

スポーツ医科学施設につきましては、民間のスポーツ整形外科の入居を見込まれており、アスリートがけがの予防やリハビリなど、医学的なサポートを日常的に利用できる環境を整備されることとのことでございます。

また、民間のスポーツ整形外科からの賃料はグラウンドの維持管理費に充てるなど、収益がアスリートの育成に循環する仕組みを検討されております。

以上、御説明を終わらせていただきます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。先ほど私の発言で執行部からの議案外報告は終わりますと申し上げましたが、一旦再開をした上での御説明ということで御了承ください。

そして、これについても御確認、御意見等がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

西依義規委員

スポーツ医科学施設の場所は、この地図のどこになるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

資料の２ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。中央部分のサガン鳥栖U-15練習場の上の部分、こちらがクラブハウスと医科学施設の予定地となっているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

この地図でいうと、サガン鳥栖U-15管理棟っていうところに建つってことですか。

小川智裕スポーツ振興課長

この場所に予定されているところでございます。

牧瀬昭子委員

スポーツ医科学施設についてですけれども、これはここに練習に来られる方以外で利用することも可能なのかということを教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

一般の方々の利用を見据えて、佐賀県とサガン・ドリームスとで協議を進められているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。この専門的な整形外科の方が入られると思うんですけど、その辺りの中身についての予定とかはもう立っているのか、御存じだったら教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

今後、佐賀県とサガン・ドリームスのほうで協議がなされるものと聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

このグラウンドとか医科学施設とかの管理運営はサガン・ドリームスのほうで全てされるということですか。

石丸健一スポーツ文化部長

社団法人を設立してする考えをお持ちであるというふうに聞き及んでおります。

中川原豊志委員

その中で、例えば、U-15だけじゃなくて、市内、県内のサッカーをしているチーム等が借用することっていうのも可能ということですか。

小川智裕スポーツ振興課長

グラウンド及びクラブハウス等につきましては､サガン鳥栖U-15が利用しない時期に一定の条件の下、中高生等に利用できるよう佐賀県とサガン・ドリームスとで協議をなされているところでございます。

中川原豊志委員

あくまでもサッカーが中心なのか、サッカー以外の競技でも可能かというのは分かりませんか。

小川智裕スポーツ振興課長

整備されるのが人工芝でフルサイズのサッカーグラウンドとなっております。それ以外で利用できるものといたしましては、グラウンドゴルフとか、そういったものは想定されるかと思いますけれども、今、検討されているのはサッカーの利用というのがメインで検討され

ているものと把握しております。

以上です。

成冨牧男委員

先ほどの説明で佐賀県とサガン・ドリームスで今後の質問に対しする答えがあったと思いますけど。鳥栖市が参加する場っていうのはないんですか。公式的に意見を言う場。

石丸健一スポーツ文化部長

都市公園内の換地等の話は都市整備課を中心に話をしていただいております。その際に、建物の話とか、そういう話は都市整備課のほうから随時お話をしていただくようになっております。ただ、運営の内容については、今のところ市のほうからどうとか、そういう場はございません。

成冨牧男委員

そういう場は必要だと私は思うんですけど。できるかどうかは別として。そこはどうでしょうか。

石丸健一スポーツ文化部長

今後その運営をどうしていくのかというのは非常に大きな課題となりますので、先ほど申し上げたように社団法人的な、そういうものを設立してというお考えもあるようですので、多分その中で鳥栖市のほうも何らかの形で入っていくのかなと考えております。

成冨牧男委員

裏腹な言い方しますけど、例えば、鳥栖市のほうが要望とかいったものを取り入れる場が設定されたとして、今後の話ですけど、今のところでいいんですが、鳥栖市の財政的な負担が生じるような仕組みではないということでいいですか。

石丸健一スポーツ文化部長

現段階ではそういう仕組みにはなっておりません。ですので、県のほうで、賃料収入を維持費に充てるというような構想をお持ちになっておられるのかなというふうに思います。

牧瀬昭子委員

先ほどU-15だけじゃなく､ほかの小中学生にも開放していこうという話があったんですけど、その際のU-15が使う年間のスケジュールとか、どのぐらいの割合を使われるのかとか、できるだけやっぱり無料で開放していただきたいと思いますけど、その辺りの展望とか見込みがあれば教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

現在、週４日程度は練習されてあるということで把握はしております。土日とかになりますと、遠征とか練習試合等、ここでもされる場合もあるんでしょうし、出られる場合もあり

ます。その辺の状況というのは詳細には把握しておりませんが、今、検討されてあるのは、使用しない時期に中学生、高校生が利用できるようにということで検討をされてあるところでございます。

使用料につきましては、まだ具体的に協議がなされていないものと考えているところでございます。

牧瀬昭子委員

要望でということで､鳥栖市と協議をされる場が今のところまだないということですけど、その辺りについて、言えるタイミングで――中高生も金銭的にも自分たちで利用するときにお金がかかるというのは利用しにくいですので、できるだけ料金がかからないように、ぜひ声を上げていただければと思います。よろしくお願いします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

これは社団法人が運営してもいいんでしょうけど、その立ち位置っていうか、このグラウンド自体は県立グラウンドっていうか、それともサガン・ドリームス専用グラウンドになるんですか。グラウンドの呼称というか。

小川智裕スポーツ振興課長

クラブハウスとか医科学施設の建設主体につきましては、先ほど部長が御説明いたしました一般社団法人が主となって、そこが造ってそれに対して県が補助をするという形になります。県立のグラウンドとかいう位置づけではない形になるものとは考えております。

以上でございます。

西依義規委員

設立母体が社団法人ですね。分かりました。あと、課がまたぐんですけど、この市民公園整備基本計画ってありますよね。これはこれで完成ですか。例えば今、スポーツ施設エリアがざっくりなっていますけど、それともここにスリーオンスリーがあって、ここに何があって、それで完成なのか、もう今これで完成なのか。市民公園整備基本計画はまだ途中ということですか。

石丸健一スポーツ文化部長

都市整備課で作成しておりますこの整備基本計画については、国の交付金を活用する上で必要ということで作成されていますので、その面からいいますと基本的には完成形になっているということになります。

西依義規委員

議案から脱線してしまいますけど、この間一般質問であっていたじゃないですか、例えば、スポーツ施設エリアはどうやって決めるのかとか、その辺がまあまあ市民の関心事だと思うんです。やっぱり自分がやっているスポーツのほうがいいじゃないですか。

だからその辺が、例えば、民間も入れた実行委員会とか会をつくるのか、それとも役所内で淡々と進めるのかとか、そんなものは何か今後――今度、市民公園は関係ないですよね。もうスポーツ振興課だけがそのエリアを考えればいいだけなので。そこはどういう進め方を思ってあるんですか。

石丸健一スポーツ文化部長

一般質問の答弁の中にもありましたけれども、この２ページの健康広場の横の部分、右側の部分ですね。今の50メートルプールと管理棟の部分については、健康広場と一体的な活用ができるような形で当面整備を行うという考えを持っています。

ただ、上のほうはどうするのかというのは、それこそ龍谷短期大学の跡地もいろんなことを含めて総合的に、じゃあここをどう活用するのかというのは、考えていくようになるのかなというふうに思っております。

西依義規委員

その活用の考えていき方です。部長が１人で決めるのか、市民の方も入れて、何か会をつくるのかとか。いろいろやり方があるじゃないですか。市民を巻き込むのか巻き込まないかっていう点としてはどうですか。

石丸健一スポーツ文化部長

現段階で申し上げられるのは、まずたたき台といいますか、大きな考え方については、市のほうで作成をしていきたいと思っております。その後それをどうするのかというのはまだそこまで考えが至っておりません。

以上です。

西依義規委員

市民参加、情報公開は、いい意味でも悪い意味でもやっぱり基本だと思うんです。

ですから、そういう会議をして、それどおりにせろとは言いよらんわけじゃないですか。

そういう意見をいろいろ聞いて、もちろん担当課が考えをまとめる分はいいんですけど、何も聞かないで、さっき言った、例えば、スケボーの団体さんとか、もう全然聞いてくれんやったよりも、１回話を聞いて、こっちのほうがやっぱり鳥栖市として要るんだよねっていう共通理解の場を持っとって――今、方針だけは立てとっていいじゃないですか。部長が代ろうが何しようが。そこはやっぱり大事だと思うんですけど、どうですか。

石丸健一スポーツ文化部長

そういう御意見があったということで検討したいと思います。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

すいません、私のほうからですけど、最初に西依委員のほうから御質問のあった、担当課はまたぎますけど、基本計画の図面のほうで変更、今、管理棟とかいうふうに見えてしまっているのが、多分最新の情報になっているかと思うので、さっきの医科学施設等の記載じゃないですけど、そういう御意見があったということで、うちの委員会のほうから、担当所管のほうにお伝えいただけるとありがたいです。御提案ということです。

ほかにないようであれば……、執行部からもう一個あるそうです。

石丸健一スポーツ文化部長

ＳＡＧＡ２０２４国民スポーツ大会について御報告いたします。

お手元に非常に簡単なやつですけれども、鳥栖市で開催される国スポの観戦ガイドブックを作成しております。いよいよ国スポが始まっております。

先週の７日の土曜日、それから８日の日曜日には、公開競技のゲートボール競技が、こちらの委員会でも御議論いただきました、８月末に改修を終えました陸上競技場のスタンド、屋根、それと座席――その陸上競技場で開催させていただきました。

天候が非常によ過ぎて、猛暑でございましたけれども、29チーム196人の参加がございまして、男子は鹿児島県、女子は神奈川県が優勝しております。

それでは、お手元の観戦ガイドブックを用いて、改めて鳥栖市開催競技について御説明をさせていただきます。

５ページをお願いいたします。まず、会期前開催――会期前というのは総合開会式の前にあるのが会期前と言います。市役所のほうに電光ボードを置かしていただいております、あと何日というのは総合開会式の日にちまであと何日ということで、実際、その前に競技が始まってはいきます。

９月21日からサッカー競技の少年男子を駅前不動産スタジアムと北部グラウンドで開催をいたします。その後、10月６日からバレーボール競技少年女子――高校生が中心となりますけれども、サロンパスアリーナで開催をいたします。

６ページをお願いいたします。10月12日から空手道――これは全種別が開催されます――を市民体育館で開催いたします。それから、バレーボール競技と会期が重なりますが、10月６日から市民球場で高校野球――こちら軟式を開催いたします。

大会期間中は無料のシャトルバスを運行することといたしております。北部グラウンドで、

サッカー競技を開催する９月21日から23日の間は、北部グラウンド付近に、一般観覧者用の駐車場を設けることができておりませんので、一般の駐車場は駅前不動産スタジアム駐車場としまして、鳥栖駅東のロータリーからシャトルバスを運行することといたしております。

また、新鳥栖駅からもシャトルバスを運行いたします。バレーボール及び高校野球を開催する10月６日から９日までの間は鳥栖駅東、市民公園、新鳥栖駅、市民公園、鳥栖駅東のルートを回るシャトルバスも運行することといたしております。

空手道を開催いたします10月12日から14日までの間は、鳥栖駅東から市民公園までと、新鳥栖駅から市民公園までのシャトルバスをそれぞれ運行することといたしております。

シャトルバスの詳しい運行時間につきましては、ホームページにて公開し、お手元の観戦ガイドブックのページに載せております。ＱＲコードからも検索できるようにいたします。

最後に、市ホームページで国スポ関連のお知らせを、いろいろ掲載いたしておりますが、その中にＳＡＧＡ２０２４に鳥栖市ゆかりの選手、監督が出場しますというコーナーを設けております。応援なさる際にはぜひ活用していただければというふうに思っております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。これについても御確認御意見等がありましたら、挙手の上、御発言をお願いします。

中川原豊志委員

そのホームページ等で参加される選手とか、出場するチームとかっていうのも閲覧できる？

誰がいつどこで試合するのかとか。

石丸健一スポーツ文化部長

鳥栖市出身の方の一覧表というのを種目、それからお名前を載せさせていただいております。競技の日程が変わるとか、いろいろありますので、佐賀県の２０２４実行委員会のホームページのほうで佐賀県選手が出る試合は何時からですよって、随時、修正をして出されております。そこにもお名前が書いてありますので、そこを見合せていただくと、何月何日の何時から誰が出るとかいうのが分かるようになっております。

以上でございます。

中川原豊志委員

他県のチームとか、例えば、有名なチーム、ここでいうと大分県のバレーボールチームとかがいつ試合するのかというのは分かったりするのか。

石丸健一スポーツ文化部長

先ほど申し上げたのは、もう佐賀県のをぱっと見られるように、鳥栖市と佐賀県の実行委員会がしていますけど、それぞれの大会がある実行委員会、例えば、鳥栖市の場合はサッカーとかバレーとかありますけど、そこの実行委員会は、抽せんが終わったら、日程と対戦表をホームページでアップするようにしておりますので、そこで見ていただくという形になるかと思います。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

観戦する場合の入場料は？

石丸健一スポーツ文化部長

国スポの場合は無料でございます。ただし、例えば、佐賀市のほうで天皇陛下がいらっしゃるときのバレーの試合とかは事前抽せんとか、あと高校野球については、あそこはたしか料金が要ったと思います。鳥栖市は軟式野球なので無料でございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、執行部からの御報告を終わります。

執行部の準備のため暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

ᔓᔓᔓ

議案乙第19号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）

樋口伸一郎委員長

健康福祉みらい部地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第19号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

高松隆次こども育成課長

ただいま議題となっております、議案乙第19号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）のうち、健康福祉みらい部関係につきまして、委員会資料にて御説明申し上げます。

委員会資料２ページをお願いいたします。

まず、歳入から御説明申し上げます。

款16国庫支出金、項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金、節２児童福祉費国庫補助金の子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、当初予算で議決いただいております社会福祉法人によります、病児保育施設整備事業につきまして、今年度、補助基準額の改定がございましたので、それに伴い増額した国庫補助金の補正でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、節３生活保護費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、生活保護法等の改正に伴う既存システムの改修に対する国の補助及び生活困窮者自立支援の機能強化事業に伴う国の補助でございます。

国の補助率につきましては、システム改修に伴うものが２分の１、生活困窮者自立支援の機能強化事業に伴うものが４分の３でございます。

詳細につきましては、歳出の中で御説明いたします。

高松隆次こども育成課長

続きまして、款17県支出金、項２県補助金、目２民生費県補助金、節２児童福祉費県補助金の子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、国庫支出金と同様に病児保育施設整備事業の今年度補助基準額の改定に伴い、増額した県の補助金の補正でございます。

次の学校給食費等支援事業費補助金につきましては、物価高騰によります保育所等給食への影響を回避するための保育所等への保育所等給食費臨時支援事業補助金に対する県補助金でございます。

補助率につきましては、保育所及び認定こども園の保育区分については、県２分の１。幼稚園、認定こども園の教育区分につきましては、県10分の10となっております。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じく資料２ページの３段目、款22諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入につきましては、令和５年度鳥栖地区広域市町村圏組合の決算に伴い同組合から負担金返還金を受け入れるものでございます。

歳入に関する説明は以上でございます。

高松隆次こども育成課長

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

委員会資料３ページをお願いいたします。

款３民生費、項２児童福祉費、目２保育園費、節７報償費謝金につきましては、公立保育所のあり方検討委員会から、昨年度、御提言を頂きました公立保育所のあり方の内容を踏まえまして、本年度、公立保育所の再編についての方針を定めるに当たり、引き続き、子ども・子育て支援関係者等の意見を伺うこととしております。

同委員会委員への謝金でございまして、委員長を含め、委員10名分の会議２回分を計上しております。

委員は学識経験者や保育・教育従事者及び地域での子育て支援機関関係者等で任期は２年間でございます。

次に、節10需用費でございます。

詳細の資料といたしまして、４ページの主要事項説明書にて御説明いたします。

４ページをお願いいたします。

事業名、保育所等給食費臨時支援事業でございます。

事業の目的といたしましては、物価高騰による保育所等給食への影響を回避するため、県の学校等重点支援地方交付金を活用し保育所等に対し高騰する給食材料費の増額相当分を公費により負担し、保護者の負担を軽減するとともに、栄養バランスや量を保った給食実施の継続を図るものでございます。

事業内容といたしましては、令和６年度の保育所等副食費の公定価格上昇分について、対象施設へ給付するものでございます。

給付額につきましては､令和６年度の保育所等副食費の公定価格が月額100円上昇しておりますことから、保育者に負担いただくべき12か月分について、園児数に応じて、保育所等に対し公費負担するものです。

事業費の負担割合としては、私立保育所、認定こども園の保育区分については、県と市がそれぞれ２分の１。幼稚園、認定こども園の教育区分については、県が10分の10でございます。

なお、公立保育所につきましては、予算書にございますとおり、４園分を事業費の給食材料として公費負担することとしております。

資料３ページにお戻りください。

節14工事請負費につきましては、市立保育所白鳩園、小鳩園のＬＥＤ照明改修工事に係るものでございます。

白鳩園につきましては、厨房の防水型ＬＥＤ８台や通路を含めた部分の常用９台分、小鳩園につきましては、厨房の防水型６台や通路の非常用７台、外灯５台等の取替え工事一式でございます。

次の節18負担金、補助及び交付金につきましては、子ども・子育て支援施設整備費補助金は歳入で御説明いたしました、社会福祉法人によります病児保育施設整備事業の本年度補助基準額の改定等に伴い増額した費用の補正でございます。

次の保育所等給食費臨時支援事業費補助金につきましては､先ほど御説明しましたとおり、物価高騰による保育所等給食への影響を回避するため、保育所等への補助金でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、項３生活保護費、目１生活保護総務費、節12委託料のシステム改修委託料につきましては、就労自立給付金の基礎額及び下限額の設定に伴うもの及び進学準備給付金が進学就職準備給付金に変更されたことに伴う生活保護のシステムの改修委託料でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金の生活困窮者支援活動事業補助金につきましては、資料の５ページをお願いいたします。

事業名、生活困窮者自立支援の機能強化事業でございます。

この事業の目的といたしましては、物価高騰による生活困窮者の増加に対応するため、市と民間団体との連携の推進や柔軟な相談支援実施のための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図るものでございます。

事業の概要といたしましては、地域の生活困窮者支援に取り組む特定非営利活動法人や社会福祉法人等の民間団体について、物価高騰等の影響に伴い、支援ニーズの増大による事業量や活動経費の増加が認められる場合に、１団体当たり50万円の範囲内で活動を支援するものでございます。

支援対象となる活動団体につきましては、地域の自立相談支援機関と連携し、食料や日常生活用品等の物資支援、相談支援及び就労、住まい並びに居場所づくり等の支援に独自に取り組む団体を対象とするものでございます。

支援団体補助金の対象となる事業期間につきましては、令和６年10月１日から令和７年３月31日までを予定いたしております。

事業費につきましては、１団体50万円を上限に、５団体で250万円でございます。

以上で説明を終わります。

樋口伸一郎委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。

中川原豊志委員

４ページの説明資料ですが、保育所等の給食費臨時支援で、９月定例会での補正となった理由を教えてもらえんですか。

これは４月に遡って支払いをするというわけですよね。令和６年度ということですんで。

ですから、９月補正になった理由というのは何かあるとですか。

高松隆次こども育成課長

この補助については形が違うんですけど、昨年度、県の補助を利用しまして実施をいたしました。

令和６年度につきましては、この補助が継続するのか、県のほうから情報提供がなかったことなどがございまして､当初に間に合わない時期にまた継続するというお話がありまして、このタイミングになりました。

中川原豊志委員

昨年度も物価高騰に伴いっていうことで､多分１人につき100円という単位じゃなかったと思うんですが、今回１人につき100円になったところの理由というのは何かあったんですか。

前年度は１食について20円とかじゃなかったっけ。そんなのがあったような気がするんですが。

高松隆次こども育成課長

昨年度については、帝国データバンクの物価上昇率を基準に、18％という上昇率を掛けたところでされてあったんですけれども、現場の給食のほうがそれを超えるところがなかなかなかったということで、結果的に私立９園だけが補助の対象になったというところでございます。

令和５年度については、基準等々については各市町の判断でという県の指示がありましたので､物価上昇の100円の12月分を年度末に精算するような形で補助をさせていただくということになりました。

中川原豊志委員

ということは、県も２分の１補助なんで、県内他市町も同額の補助ということでよろしいですか。

高松隆次こども育成課長

県内市町はそれぞれにやり方を決めて対応をされるものと聞いております。

中川原豊志委員

そうなると、県の補助も変わってくる可能性もあるということ？

樋口伸一郎委員長

お答えできますか。

古賀達也健康福祉みらい部長

今回、県の制度設計が遅くなったのが、今議会に提案した理由でございます。

これまでは実績と昨年度の実績の精算的な場合での補助でございます。

で、実際に補助した額の２分の１を県が補助するというような状況でございます。

先ほど課長から申し上げましたけれども、非常に利用が――全くなかった市もあるというふうに聞いております。

今回、公定価格――これだけの栄養価というか、これだけの給食の副食という見込みを国が示されておりますので、それに見合った給食にというところで、幅広く全ての園児さんたちに､そういう提供ができるようにというところで今回単位としてしたところでございます。

ですので､実績に応じての県からの補助になりますので､各市町､例えば､実績の精算で､なければ、結局補助しない市町もあるかと思いますけれども、そういう形で、県内の市町においてそれぞれの制度設計の中での補助というような形になるかというふうに思います。

樋口伸一郎委員長

分かりましたか。

中川原豊志委員

４月に遡ってということでしょうけれども、今年度に入って保育園とか幼稚園とか、園のほうから昨年と同様、給食費の補助の申請というか要望というのが実際あっていたのかは分かりますか。

高松隆次こども育成課長

毎月、公立、私立の園長会等しておりますけれども、その中でそういった声を言われたのは１回確認しております。

中川原豊志委員

では、スピーディーに対応をよろしくお願いします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

５ページの生活困窮者のやつですけど、これは例年やられているんですか。去年もやられ

たんですか。

林康司地域福祉課長

同様の事業につきましては、令和４年、５年と実施いたしておりまして、今年度も国の補助のメニューは違っていますけれども、同様の事業として今年度も行いたいと思って、計上させていただいております。

西依義規委員

これまでこの補助金をもらえた団体はどこか見たら分かりますか。

ホームページなり資料なり探したけど分からないんですけど。

林康司地域福祉課長

公表はいたしておりません。

西依義規委員

どういう団体がされているのか知りたかったんで、よかったら後ほど。

あと、予算がありきなのか、大体５団体ぐらいなのか。審査はどうやっているのか。例えば、10団体の募集があって、５団体に絞るのか。それとも、そこは予算を出して、また10団体にするのか、その辺はどうですか。

林康司地域福祉課長

予算の250万円につきましては、ここ４年、５年の実績と応募状況等々を見て５団体程度の応募があるだろうということで予算化させていただいております。

昨年度につきましても７団体の応募があったんですが、今回と同様に、ニーズの増大による事業量や活動経費の増加が見られる分ということが補助対象といたしておりました。

審査につきましては、プレゼンテーション形式で聞き取り、ヒアリングを行いながら、事業の内容や予算等々の聞き取りをさせていただきながら、そこで精査をさせていただくようにいたしております。

西依義規委員

ということは、昨年は７団体応募で２団体はそういう補助ができなかったということですか。

林康司地域福祉課長

そうでございます。

２団体につきましては、新規の事業でございませんでしたので、令和４年度と同様の内容及び実効性というか、そのやり取りの中で、なかなかそこがうまく答えていただけなかったということで、その２団体につきましては、昨年度は採用を見送らせていただいておりました。

西依義規委員

国から、おたくぐらいの市は５団体ぐらいですよみたいのがあるんですか。

私は生活困窮者で５団体に絞る意味がよう分からんのですけど、その辺。

林康司地域福祉課長

おっしゃるとおりだと思います。

昨年度までは250万円という上限等々ありまして、今年度につきましては、上限等々は、まだもう少し上ではあったんですけれども、令和４年、５年を見て、５団体にさせていただいております。

他の自治体さんと比べてというのもありますけれども、応募されてくる団体さん、鳥栖市は鳥栖市の事情もあるかと思いますけれども、減ってきているとか、なかなか新しい事業の部分が見いだせないとか、そういったところで新たな団体さんなり、既存の団体さんが応募が難しくなってきているということでの声は聞いております。

西依義規委員

事業に対する補助で鳥栖市がすることは、ただ、お金をやることだけじゃないと思うんです。

要は､生活困窮者の実態をしっかり把握するためだと思うんで､その辺は私はもちろん今、例年で５団体が適当であれば、それはいいんですけど、もっともっとこういう団体で、やる気のあるような方を増やすような取組も――チラシを作るとか、分かりませんよ、そういうのがなかなかもう狭いところで情報が回って、そこで５団体で終わりってなっているんじゃないのか。そこだけはもうちょっと広報とかもしていただきたいなと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

この広報については何かお答えはできますか。

林康司地域福祉課長

いろいろ今までの団体さんもそうですけれども、市民活動ネットワークさんとかそういったところも審査の中には入っていただいて、同じように私たちと精査させていただいております。

ですので、そういったところの団体さんからも広く、登録されている団体外とかも声をかけていただくようにお願いをするようにしております。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

緒方俊之委員

先ほどの関連で、こういうのをしてある団体って市内で何団体いらっしゃるんですか。

林康司地域福祉課長

正直、そこの総団体数とかは把握はいたしておりませんけれども、例年、市民協働課の登録団体さんも増えてありますし、子供食堂とか居場所づくりですね、そちらに取り組んでいただいている団体さんも増えてきておりますことから、そういった団体さんが新たにされてあるというところも市民活動ネットワークさんとか市民協働課から情報を頂いて、御案内することは可能かと思っております。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

４ページに戻していただきまして、先ほど１人当たり1,200円ということだったんですけれども、このあたりの情報をまず教えていただきたいんですけれども、保育園の保護者の方から、月額幾ら徴収されているのかっていうのが情報として説明いただければと思うんですが。

高松隆次こども育成課長

公立園におきましては、副食費として4,700円を頂いております。

私立の保育所につきましても公立と合わせるような形でされております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

ということは、4,800円かかっているのを、100円分を補助するというところで、4,700円で抑えているっていう理解でよろしかったですか。

高松隆次こども育成課長

国の公定価格というのが昨年度の終わりくらいに改定されました。昨年は4,700円ということでありまして、本年度は4,800円と100円上がった部分で出されております。

物価高騰等もありますので、4,700円のままでしておりまして、公定価格との差額の100円を今年度は公費負担ということで対応しようということで、こういった形になりました。

牧瀬昭子委員

先ほどのお話の中で園長会の中でも園のほうからは、ぜひ補助をしてほしいというようなお話があったと思うんですけど、保護者の方々からの声というのは園長会を通じて何か聞かれたりとか、アンケートを取られたりとかっていうことは、今まで何かなされていますでしょうか。

樋口伸一郎委員長

保護者の声についてということですね。

豊住佐知子こども育成課鳥栖いづみ園長

鳥栖いづみ園の園長の豊住です。

保護者とかへのアンケートは現状、取っておりません。意見とか上がってきた場合はこちらで聞き取りをしてこども育成課に上げたりはしていますが、今のところ鳥栖いづみ園では上がってきておりません。

牧瀬昭子委員

今、物価が高騰していて、御家庭の賃金が上がっていない状況があって、お金を払わなくてもいい御家庭ももちろんあるとは思いますけど、払わなくちゃいけなくて、賃金が上がらなかったり、仕事が急遽、短い時間になったりとか、パート時間が短くなるとか、御家庭の中でやはり物価高騰によって家計が困難になってるということがよく聞かれているので。

その辺りも含めて、ぜひ声を聴取していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

古賀達也健康福祉みらい部長

いろんな機会を通じまして、健康福祉みらい部、子供に限らず、生活困窮から障害、高齢、また健康とございます。

いろんな機会の中で、それぞれの部署だけではなくて、連携して、相談等に乗っていきたいと思います。

特に、そういう生活困窮的な部分におきましては、子育て世帯もございますし、障害とかでのという部分もございますので、そういった観点では自立支援相談センター等を中心に、そういう生活困窮についての丁寧で寄り添った対応を心がけたいと思います。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

御相談に来られる方は声が出される方だと思うんですけど、日々働く中で、もうお子さんのお迎えだけで手いっぱいの方たちがたくさんいらっしゃる中で、本当は言いたいけれども、4,700円はきついっていう思いとかをなかなか言えないとかっていうことがあると思うので、ぜひその辺りも含めてそんな意見を聴取していただきたいなと要望だけ伝えさせていただきます。

よろしくお願いします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

成冨牧男委員

今のお話で、違っとったら言ってもらいたいんですけど、令和５年度やっとったけれども令和６年度しなかったのは、県の補助が確定しとらんやったけん？

ということで９月補正になったっていうことやったですか。

高松隆次こども育成課長

そうです。県の方針が見えなかったのでですね……（「それはいかんよ」と呼ぶ者あり）

成冨牧男委員

要は県が出さんやったけんといって、鳥栖市がその分も合わせて、例えば、この金額でいうなら135万9,000円を出したらいかんと、全部鳥栖市が継続するために、令和６年度もその事業をやるっていうことは、したらいかんっちゅう話じゃないんでしょう。県の分もかぶってしてもいいんでしょう。

古賀達也健康福祉みらい部長

今回、県が国の物価高騰等の交付金を活用して予算化をされております。

ただ、その制度設計が８月以降ぐらいまでかかっていた状況で、９月補正になっております。

当然、今後のそういう物価高騰への対応の一つとして、今回の補助制度については、今後も県の補助があるなしにかかわらず、検討はしてまいりたいと考えております。

成冨牧男委員

要は令和５年度必要だから、そういう補助をしたわけですよね。それが令和６年度は県からのお金がはっきりしとらんから、もうやめるっていうことになっているわけでしょう。

さっき牧瀬議員も言われたように、結局、後でしか分からないじゃないですか。新年度はないみたいっていうのは後から分かるわけやないですか。

今やろうという分はいいんですけど、県がしないからもうしませんっていうそこがいかがなものかと。

しかも鳥栖市の予算規模からいうたらそんなめちゃくちゃなお金じゃないですよね、135万円って。私はそう思うんですけど、意見だけください。

古賀達也健康福祉みらい部長

この保育所等の給食費の補助は令和４年度と令和５年度と実施をしております。

その実施に当たりましては、県の補助制度を活用いたしております。

今回は県の補助制度があったんですけれども、その詳細な制度設計がまだでしたので、９月補正になった部分でございます。

当然、先ほど申し上げましたけれども、今後、物価高騰等を踏まえたところでの給食費の補助等については、県の補助があるなしにかかわらず、検討してまいりたいと考えておりま

す。

成冨牧男委員

はっきりせんなら、最初はその分を鳥栖市が被っとって、それこそ９月補正で財源打ち当てとしてすればいい話じゃないですか。ぜひ考えていただきたい。

予算要求で、このぐらいの額ですから、負けないように、財政当局とやっていただきたいなと。部長、よろしくお願いします。

それと次の主要事項の５ページのほうですけど、これもいろいろ詳細なことは聞かれているんで、確認したいのは、目的のところで耐震性強化等を行って機能強化を図るんだということですけど。今まではこうやったけど、こういうところが不足しとったから、こういう予算を使って、新たにこういうことをやって機能を強化するんですよって、そういうところを説明していただきたい。

林康司地域福祉課長

令和４年度、５年度も生活困窮者に対する食糧支援、日用品の配付等、そちらのほうをベースにしながら行ってきておるところですけれども、やはり令和５年度も実施はいたしておりますけれども、課題としては居住支援や移動困難者、一時的に住居が急に社宅から退去とか、そういった方への支援という御相談が多々ありましたので、そういったところを主に、団体さんを募っていければというふうには考えております。

成冨牧男委員

これ自体は非常にいいことだと思いますので、そういうふうになかなか市役所で拾いきれない声なりを拾い上げてよろしくお願いします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

同じところです。

生活困窮者自立支援の機能強化事業ですが、こちら社会資源の発掘とか、育成とか連携。中間支援団体がもうどんどん育ち始めているのではないかなと思って、もう実践が進んでいるということには大変評価が高い事業になっていると思います。

市民協働を促進するという意味でも、本当にこれが起爆剤になっているのではないかと、私はこの数年間見ていて物すごく勢いを感じています。

今後もぜひその面を強化していただきたいなと思いまして、この事業が進むことを本当にありがたいなと思っています。

協力団体の方々もこの50万円の中で、本当に大きな実績を残していただいていると思いま

すので、今後どのような連携の在り方があるかなということを御質問させていただきたいと思うんですが。

この事業内容の２番目、支援対象の活動団体というところで、地域の自立相談支援機関と連携し、というふうにあるんですけれども、このあたりが情報共有とか、やはり個人情報の最たるところを握ると思いますので、その辺りをどういうふうに団体さんとも共有して、その一人一人の方に寄り添えるのかというところにあるかなと思うんです。

これまでもされてきたと思いますけど、今後こういうふうにしていきたいというのがありましたらお願いします。

林康司地域福祉課長

自立相談支援機関との連携で、また新たに今年度も事業に取り組んでいただいた団体さんとは、令和４年度、５年度もですけど、中間報告等々の機会も設けまして事業の進捗状況を確認させていただいております。

自立相談支援機関といたしましては地域福祉課にあります生活自立支援センター及び社会福祉協議会等々との連携を図っているところでございます。

それとあと年度末には報告会を行いまして、その時点でのいろんな支援を行っていただいた事業の内容をこちらのほうにも最終的につないでいます。

ただ、やはり途中途中で、事業支援を行っていただいてる時点で、市のほうになり、いろんなほかの事業、社協の事業とかにつないでいただきたい部分というのは、そういった事業は今回、活動団体にはお示ししながら、生活困窮者の方がいらっしゃったら、そちらのほうへの早急な対応は行っていきたいと思っております。

牧瀬昭子委員

これまでもそういった方々をつないでいただいて、もう本当すぐに必要な支援の方向に導いていただいてると思います。本当にありがたいなと思います。

その中で､子供さんがいる家庭とかも多く支援の対象になっていると思うんですけれども､ここでせっかくなので、こども育成課さんもいる中でだと思いますので、要保護児童対策地域協議会との連携とかっていうのも今後必要になってくるかなと思うんですけれども、その辺りをどのようにされていく見込みがあるのか。

他地域では、要対協の中にＮＰＯの方が入られたりとかして、そこで得た情報とか、共有する必要があるものとかっていうのを、やはり連携でサポートされているような事例もあるみたいですけれども。

その辺りをぜひ強化していければと思いますが、いかがでしょうか。

林康司地域福祉課長

要対協の中にはいろんな子育て支援の関係団体もございますし、家庭児童相談員もメンバーとして入っておりますので、地域福祉課なり生活支援センター、社協で受けた相談というのをそこが子育て世帯、またそこが高齢者の世帯であれば高齢のほうにおつなぎしてまいります。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

議案から離れるかもしれんばってんが、保育園、幼稚園の給食費で、多子世帯で、保育園に２人行っているところ、３人行っているところというのはあると思うんですが、２人目は保育料は半額、給食費はそのまま。３人目のところは保育料無料で給食費も無料かな。給食費は要る？

要は、学校給食費が多子世帯の場合、３人目は無料になりましたよね。保育園としての給食費の多子世帯の考え方っていうのは、今後どうなのかなと思って質問させてもらったところですが。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

給食副食費免除に関しましても、所得を鑑みさせていただいております。現在２割弱の方が免除になっている状況です。

で、言われたように第二子で半額というものはないんですけれども、所得制限の中で、その辺りは見させていただいています。第三子は無料になります。

で、今回言われている学校給食におきましては、事前に保育園のほうを参考にされて、されたというふうに聞いておりますので、既に保育園は多子世帯についての軽減措置はなされている状況だと考えております。

中川原豊志委員

保育園も３人目の給食費は無料？

樋口伸一郎委員長

なっている。保育料も無料。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

３人目の考え方っていうのはございますけれども、３人目については無償になっております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

今後ですが、学校給食費の３人目の無償化については、小学校、中学校の７歳から15歳の

間に３人いなければ３人目は無償にならないという最初の提案があって、それじゃあ狭過ぎるんじゃないということで提案させていただいて、学校給食費については、上限を見ないっていうところで判断されて、子供が３人目ならば学校給食費は無償という形になったんで、できれば保育園の考え方も、ゼロから６歳までの６年間の中に子供さんが３人っていうふうになると、かなり狭い状況になるんで、上の子供さんの年齢を、せめて15歳とかぐらいまで上げることっていうのが可能か今後、検討はできないものかということで、質問させてください。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

保育園に関しましては、既に国からその方法っていうのが示されておりまして、保育園に関しては、おっしゃったように保育園児の中で第三子を数え、幼稚園については小学校３年生まで第三子を数えます。それとともに、所得が低い方におきましては、年齢制限がなく第三子というカウントをするように決まっておりますので、所得が低い方に対してはおっしゃられたとおり、既に年齢上限っていうのはないものと考えております。

樋口伸一郎委員長

この件に関してはどんどん逸れていくと思いますので、ある程度にとどめて所管の事務調査で行いたいと思いますので、もう一回ぐらいはどうぞ。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

法律でと言われると仕方がないように思ってしまうんですが、小学校、中学校の給食費も我々も担当課に相談してどうにかなったところがあります。

ですんで、今後の課題としてまた取り上げていきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

樋口伸一郎委員長

短期的に終わるもんじゃなくて協議を経て、それで結果を結んでいくものでもあるかと思います。

所管事務調査等でまた御相談をさせていただくかもしれませんので、そのときはまた御協力をよろしくお願い申しげておきます。

議案に戻します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですね。

それでは、本件に関する質疑は終わります。

ᔓᔓᔓ

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

ᔓᔓᔓ

ましても、ほかの同一教科の先生達で割り振りを変更して、子供達への対応が滞らないようにしておるところでございます。

成冨牧男委員

あと一つ質問しました、欠員を埋めるやつのめどは今のところはまだはっきりしないということ。そこで決めることじゃない思うけど。県費の話の前提として。

姉川勝之教育部長

あくまでも配置は県のほうになりますので、ただ、事案等の絡みからして、すぐに欠員への対応っていうのはなかなか難しいものがあるのかなというふうに聞いております。

成冨牧男委員

そういう規程に従って、ルールどおりやったら懲戒免職っちゅうことやったと思うけど。

県が免職にしたっちゃけん、頑張って後の方を入れてもらうごと、働きかけてください。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにあればお受けします。

田村弘子委員

学年担任と言われましたけれども、何年生の担任だったかって分かりますか。

姉川勝之教育部長

３年生の担任ということで聞いております。

田村弘子委員

３年生は多分受験を控えて、副担任の先生だけの配慮では不安だとか、進路だとかで悩んでいることが多いかと思いますので、そこには学校全体で皆さんで――配慮には当たられるとは思いますけれども、クラスの子たちの心のケアと今後見通して頑張っていけるところを支えてください。

よろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

御要望です。

ほかにあれば。

中川原豊志委員

飲酒運転されたということで、これはもう厳罰に処さないかんことだとは思いますが、同僚の方々と飲食されていたという報道なんで、27歳ってまだ今からの先生だったと思うんです。

だから、みんなでもうちょっと注意を払っていただいて、飲酒運転をしないようなことが

何でできなかったかなっていうのが、すごく残念です。

ですから、もう今後と言うとなんですが、やっぱり飲食されるときには、本当に飲酒運転だけは絶対しちゃ駄目だよという強い指導を今後していただきたいと思うんだけれども。

ただ、７月の終わりぐらいに飲食されて、８月の終わりぐらいに今回処分で記者発表というふうな形になっているんですが、その間どういうふうな対応をされとったのかっていうのは何も情報が入ってこなかったんで分かりませんけれども。

その間の処分とか対応というのはどういうふうにされとったのか気になるんで、教えていただければと。分かる範囲で。

樋口伸一郎委員長

御存じの範囲でいいし、もし県のほうからの報告が、そこについては詳細に御不明であれば、その旨お答えいただければ大丈夫です。

姉川勝之教育部長

対応ということで、まずこの事案に対しての対応ということでよろしいですか。

この事案に対しましては、もう当然、そういう事案が発生した直後というか、近い時間で教育委員会等のほうには連絡があっております。

で、本人等への聞き取り、あと県への報告等々を行った後、身分の処分に関しての案件は委員長もおっしゃったように、県のほうでの対応ということになっておりますことから、県のほうで事実確認等々についての調査等を行っていらっしゃいます。

それと並行して、警察においても多分、事情聴取等を受けられているという話も聞いておりますので、そういった日程等が重なったところで、結果としてひと月ぐらいの時間がかかっているというふうに聞いているところでございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

ちょうど夏休みに入ったということで、授業等もなかったと思いますが、部活の顧問もされとったとお聞きしているんですけれども、その間の部活等の対応というのは問題なかったのか。

子供さんたちへその時に情報提供があったか分かりませんけれども、その辺の対応というのも分かれば教えていただければと思います。

姉川勝之教育部長

夏休み中の部活に直接的にどういうふうに対応したのかっていうところまでは確認しておりませんが、顧問自体は、当然、顧問をしていたという事実はあるんですけど、その先生だけじゃなくて、別の先生もいらっしゃったということだったので、多分そちらの先生のほう

でもし対応が必要な部分についてはしているというふうに思われます。

中川原豊志委員

最後に、記者発表される前日に緊急の保護者会が中学校のほうであっていたと思うんですが、その内容的なところはお聞きされていらっしゃらないですか。

姉川勝之教育部長

保護者会につきましては、記者発表のあった夜に行われております。８月28日の夜に行われておりまして、一つ一つの言葉等は今、手元にないんですけど、いろいろ厳しい御意見等も踏まえて、御指摘等は頂いたというふうに聞いているところでございます。

樋口伸一郎委員長

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

今回はこの件に関しては、この委員会よりもまずは早く、担当課のほうが情報を得ることができ次第早々に正副議長はじめ、議会のほうへの対応はまずもって行っていただいています。

今、審査に入る前の報告を受けたんですけれども、今後も何らかの情報等が追加されるとか、変わるような情報を仕入れることができるならば、議会のほうに報告はしていただくようにはお願いもしておりますし、昨今の対応から見てもそうしていただいていますので、引き続き進捗を見守るというか、そういうふうにしていきたいと思います。

何らかのまた報告等があれば､皆さんには追って御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、改めまして議案に関する御説明をお受けしたいと思います。

佐藤正己教育総務課長

それでは、ただいまから議案乙第19号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号)、教育部関係議案の説明を申し上げます。

委員会資料を基に説明いたしますので、委員会資料２ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16国庫支出金、項２国庫補助金、目５教育費国庫補助金、節２小学校費国庫補助金につきましては、若葉小学校屋内運動場用具倉庫増築工事に係る学校施設環境改善交付金でございます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

節４社会教育費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金につきましては、市内社会福祉法人が行います放課後児童クラブ施設の整備等に対する補助を追加する分の国庫補助分でございます。

続きまして、款17県支出金、項２県補助金、目８教育費県補助金、節４社会教育費県補助金の子ども・子育て事業費補助金につきましても、国庫支出金で御説明をいたした分の県補助分でございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、款23市債、項１市債、目７教育債、節１小学校債につきましては、若葉小学校屋内運動場増築事業、旭小学校大規模改造事業に係る市債でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

款10教育費、項２小学校費、目１学校施設管理費、節12委託料のうち、調査委託料につきましては、鳥栖北小学校、基里小学校外壁調査に係る委託料でございます。

委員会資料５ページをお願いいたします。主要事項説明書でございます。

今回の調査は６月23日に発生しました、鳥栖小学校校舎の外壁が剥落したことを受け、建築または大規模改修から20年以上経過している市内小中学校を対象とし、外壁調査を行うものでございます。

対象学校の鳥栖北小学校は、平成５年の建築から31年を経過しております。

次に、基里小学校につきましては、平成12年の大規模改修から24年を経過しております。

最後に、中学校になりますが、鳥栖中学校は平成10年の大規模改修から26年を経過しております。

小学校外壁調査の関連になりますが、６月23日に発生しました鳥栖小学校外壁剥落に係る対応状況について御報告いたします。

外壁剥落後､市内業者に緊急点検を依頼し､剥落の恐れがある箇所が複数ありましたので、修繕、除去する工事を夏休み開始とともに実施いたしております。

さらに専門業者になりますが、打診等による外壁調査業務を実施し、８月２日頃に終了しております。現在は調査結果の報告を待っている状況にございます。

９月中には報告をいただきますので今後、調査報告の対応により、検討してまいりたいと思います。

最後になりましたが、この鳥栖小学校の外壁調査業務につきましては、予備費を充用して実施いたしております。

委員会資料３ページにお戻りください。

工事監理委託料です。工事監理委託料につきましては、若葉小学校屋内運動場増築工事に係る工事監理委託料でございます。

続きまして、節14工事請負費につきましては、営繕工事費は麓小学校校内通路整備工事に

係る費用でございます。

工事内容といたしましては、麓小学校児童の安全確保のため、現在、麓小学校敷地内にあります児童用通路の表示が消えかかっているため、線を引き直すものでございます。

また、令和５年に新設しました放課後児童クラブなかよし会Ｂ・Ｃクラスへ行く通路部分の線引き等の工事を行うものでございます。

２項目め、若葉小学校屋内運動場増築工事費につきましては、屋内運動場に体育倉庫と防災倉庫を増築する工事を行うもので、令和６年３月に発注しました設計業務の終了により今回、建築工事費を計上したものでございます。

資料６ページをお願いいたします。主要事項説明書です。

工事内容といたしましては､屋内運動場北側にありますプレハブの屋外体育倉庫を撤去し、屋内運動場南側に体育倉庫と防災倉庫を増築するものでございます。

委員会資料の３ページにお戻りください。

目５学校建設費、節12委託料につきましては、旭小学校大規模改造事業の令和６年度の工事分に係る工事監理委託料を計上いたしております。

続きまして、項３中学校費、目１学校施設管理費、節12委託料の調査委託料につきましては、直近の大規模改修から20年経過しております鳥栖中学校の外壁調査に係る委託料でございます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

続きまして、項４社会教育費、目１社会教育総務費、節14工事請負費につきましては、基里小学校なかよし会改修工事について、外構等に追加工事が必要となりましたので、工事費が不足する見込みであるため追加を行うものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業補助金につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、市内社会福祉法人が行います放課後児童クラブ施設整備等に対し補助を追加するものでございます。

資料の８ページをお願いいたします。

先ほど御説明いたしました分の主要事項説明書を掲載いたしておりますので、御覧ください。

まず、事業内容につきましては、放課後児童クラブみどりが丘（仮称）の創設に伴いまして、施設とする民家の改修に係る費用について補助を行うため、予算を追加いたしております。

それから２つ目が、放課後児童クラブげんきの運営補助金につきまして、運営クラスの増加及び補助基準額の引上げに伴いまして､補助額を増化するために追加をいたしております。

運営クラスにつきましては、１クラスが２クラス、補助基準の引上げにつきましては、常勤支援員を２名配置した場合等の補助基準が引き上げられたため、追加を行うものでございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、継続費補正について説明いたします。委員会資料４ページをお願いいたします。

旭小学校大規模改造事業について、令和６年度から令和９年度の事業経費総額21億4,190万円を各年度の事業費として年割額を継続費として計上し、その財源内訳を記載しております。

続きまして、委員会資料７ページをお願いいたします。旭小学校大規模改造に係る主要事項説明書でございます。

目的は旭小学校の管理特別教室棟及び普通教室棟の施設老朽化に伴う大規模改造事業を行うものでございまして、事業内容といたしましては、仮設校舎を運動場に設置し、管理特別教室棟及び普通教室棟の改修を行います。

施設概要といたしましては、管理特別教室と普通教室とともに鉄筋コンクリート造り３階建てでございます。

改修内容は、屋根、外壁、天井、床、壁及び建具と内装、電気設備、給水管改修等を行います。

以上で議案乙第19号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）の教育部関係議案の説明を終わります。

引き続き、報告第８号継続費精算報告書について説明申し上げます。

鳥栖市議会定例会議案12ページ、13ページをお開きください。

田代小学校大規模改造事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので地方自治法施行令第145条第２項の規定により報告をいたします。

款10教育費、項２小学校費、田代小学校大規模改造事業に係る継続費の年割額の内訳につきましては、令和３年度が１億9,000万円、令和２年度が６億2,000万円、令和５年度が３億7,486万4,000円で、合計11億8,486万4,000円でございます。

実績額につきましては、令和３年度が１億7,360万円、令和４年度が５億6,606万6,844円、令和５年度が４億4,519万5,230円の合計11億8,486万2,074円です。

年割額と支出済額の差につきましては、1,926円でございます。

田代小学校大規模改造事業につきましては、令和３年度の令和３年10月から事業を開始し、令和５年度の令和６年１月末の工事完了検査をもって終了いたしました。

以上で報告第８号継続費精算報告書のうち、田代小学校大規模改造事業に係る説明を終わります。

御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりました。

これより質疑を行いますが、議案乙第19号も報告第８号も一括質疑ということでいいですね。田代小学校は関連もあるので区切らずですね。

それでは、質疑は両方含めて行いますので、質疑のある方は挙手にて御発言をお願いいたします。

牧瀬昭子委員

５ページをお願いします。

小中学校外壁調査事業のお話で、先ほどの飛松議員の議案質疑の中でも出てきたと思うんですけれども、調査後の流れとしては、何か支障があるところなどは赤外線の調査を行った上で早急に対応していくというような中身だったと思うんですが。具体的にもうやってみないと分からないというところだと思うんですが。

金額とか内容とかによっても大規模改修ですか、もっと早くしなきゃいけなくなるのかとか。そういうものもやはりそこに含まれてくるものなのか。その辺りの見通しっていうのはいかがですか。

佐藤正己教育総務課長

外壁調査の状況について、どういった対応をしなきゃいけないかっていうのは分からないところでございますが、例えば、今回剥落したバルコニーであるとか、そういった部分の対応が必要ということであれば、落ちないような対応をしなきゃいけないと思いますし、壁全体とかってなると、また大がかりな工事になりますので、大規模改修工事との兼ね合いがあるとか、今やっている順番から別に、先に対応するとかっていうのは結果によらないと、なかなか判断がつかないところではあるかなと考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

この調査のスパンはどのぐらいを見込んでいるというか、この調査自体どのぐらいかかるものなんですか。

佐藤正己教育総務課長

鳥栖小学校を例にいたしますと、夏休み中だったということもありますけれども、８月５日過ぎから始まりまして、お盆明けの20日過ぎにはもう終わっております。２週間から３週

間程度あればいいかなと思っておりますが、実際、この３校につきましては、学校の２学期とか３学期の授業があっているときっていうことになっていきますと、当然、学校の運営に支障がないような形で、例えば、クレーンを持ってきて３階とかの調査とかも行うような形になるかと思います。

ですので、そういった部分については、例えば、土曜日とか日曜日とかに行っていただくとか、そういうことをするとか、そこら辺は実際その工事期間等を設定する中で、学校とかと話をしながら決めていきたいと思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員長

よろしいですか。

中川原豊志委員

じゃあ同じところで､大規模改修から20年を経過している小中学校というふうなところで、この３校を選ばれとるんですが、20年を経過しているっていうふうに、20年と区切った根拠というのはどこにあるのか。

20年以内のやつなら絶対大丈夫なのかっていうところも踏まえて、20年にした根拠を教えてください。

佐藤正己教育総務課長

こういう剥落がありました関係で、ある程度学校のほうをずっと回ったりして、目視でクラック、ひびが入っている状況とかを確認していきますと、やっぱりこの学校のひびが多かったっていうことと、20年経っていないけど一番古いのが、若葉小学校が十五、六年たったところですけど、若葉小学校につきましては、大きなひびとか、学校からここが爆裂していますよとかっていう報告も上がってきておりませんでしたので、そういうところも含めて、今回対象となるのが全て、学校からの報告があったり、目視とかでひびが入っている学校というのがこの３校でしたので、20年という区切りをつけたところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

できるんであれば、この予算の中の業者になろうかと思いますが、プラスでできることか分からんけど、専門的な知識を持った方に、20年以内の校舎でも目視か看視かしてもらうことって可能なのか。

素人とかで目視しただけで大丈夫というふうな判断じゃなくて、やはり専門的な業者の方に確認してもらったほうがいいんじゃないかなという気がするんですが。その辺の判断はいかがですか。

佐藤正己教育総務課長

当然、言われることだと思いますけど、来年度予算であるとか――今のところ前回したところから７校して、今回４校、鳥栖小学校が残っておりますけど、田代小学校とか鳥栖西中学校とかは改修を行いました。それから、旭小と基里中学校は大規模改修を行うということで入っていきます。

そうすると残ってくるのが、実際、若葉小学校、麓小学校。それとあと中学校でいくと田代中学校。

田代中学校も平成27年ぐらいに大規模改修をしたところですので、そういったクラックとかはないっていうことであります。

どちらにしても一番長い経過をしているのが若葉小学校ですので、若葉小学校等についてはしていく必要があるかなというふうに考えております。

田村弘子委員

外壁調査をまずは行うということですけれども、この調査を受けて、次をどうするかって考えていかれるのか。それとも、最悪の事態を考えて何か準備をされてあるのか、教えていただけますか。

佐藤正己教育総務課長

鳥栖小学校も含めてですけど調査報告書の中に緊急を要するところ、段階に分けた報告をしていただくようにしておりますので、内容によって対応方法を、当然、建設部のほうとかと話をしながら対応していくようになると思います。

田村弘子委員

以前、鳥栖中学校に見学に行って、委員会の中でもいろいろな話が出ていたので、鳥栖中学校は昭和48年、基里小学校は昭和51年という中で、建ったときにはもしかすると何十年後かは建て替えというような計画だったのが、今はもう長寿命化というところに変わってきている中で、鳥栖中学校に行くたんびに改修できるのかなって思ったりするところもあったりしますので。

そこは生徒の安全な環境が続いていくように最良の方法を模索していただきたいと思います。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

成冨牧男委員

まず今、大規模の話が出て、これは単純な質問です。

大規模改造っていう言い方と大規模改修、明らかに違うから、そういう２つの言葉がある

と思うんですけど。いつもこう言いながら、詰まって大規模改修だったと。改造と改修、いつからかは、２つに分けられたのか。それとも、単純な述語というか、言葉の違いの質問です。

佐藤正己教育総務課長

基本的に改造事業というふうに言っております。中身でいくと、部分的な改修を行いますとかっていう表現を使います。

基本的には事業としては大規模改造事業で、この部分を改修しましたとかそういう言葉の中で大規模改修という言葉を使ったりしているのではないかと思います。

事業としては改造という形になっておりまして、どこかの部分では……、使い分けるじゃないですけど、そういう形で言っているんじゃないかと思います。

成冨牧男委員

あとは自分で推測してくださいみたいな感じだったんですけど、何となく意味は――改造でその中で改修。

あんまりそういう言葉は使っていなかったから、いつからか定義が細かく分けられたのかなって思ったんですが、参考になるやつがなかったら別の機会でもいいですから教えてください。

それと最後の８ページ。放課後児童健全育成事業。

私も前からもうちょっと民営、そういうそういうものもぜひどんどんやっていかないかんじゃないかと、働きかけていかんじゃないかっていうことでそういうのが出てきて、結構なことだと思うんです。

この際、改めてお尋ねしたいのは、公設公営で、そしてまたさらに民家の改修ということで、全くの新設じゃないんですよね。新設じゃないっちゃろ。ですから、そこら辺の財源割合。

例えば、公設公営の場合は建物だけでもいいです、これだけの補助負担割合ですとか、それから、民設民営の場合はこうですとか、そういうのが分かれば。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今回のこの民家の改修に係る費用については、施設としては新設になります。

ただ、物件が古い民家を改修して行われるという改修の事業になっております。

補助の関係でございますけれども、民設民営との違いということですが、鳥栖市の場合、公設で行っている場合、施設を建てたり改修したりする部分については市が行いますので、公設ということになっております。市が行う場合、地方公共団体が事業を行う場合は基本的には国、県、市で３分の１ずつの負担で行うということになっております。

ただし、現在は放課後児童クラブの場合、かさ上げっていう予算を少し増額されておりますので、そこら辺でかさ上げ部分が少し余計に国からの補助を受けるようになっているところです。

それから、民設民営の場合に施設を補助する場合は基本的に４分の１が民間側の負担になって、あとの４分の３の部分を、国と県と市で分けるような形になっております。

そして今回、この事業でみどりが丘（仮称）の創設に伴いますこの改修の費用については、細かく言うと、先ほど申し上げました整備の補助金を使用していなくて、通常の運営側の支援の補助金というのを使っております。

ですので、基本的に今回のこの事業に関しましては、民間側のこの補助対象経費分については民間側の負担は出てきておりません。

以上でございます。

成冨牧男委員

民間の負担はないということで最後に言われたけど、こういう運営をするならこういう施設についての補助金はこうだよっていうわけでもないんですね。

施設の負担は、負担払いとか、そういうのは別にリンクしとるわけじゃないんですね。

分かりますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

いわゆる民間の運営の形態によって補助率が違うかということですか。（「施設のほう」と呼ぶ者あり）

施設のほうの補助について。その部分については、民設の場合は先ほど申し上げたとおり、整備のほうは４分の１が民間の負担で、あとの４分の３は公費負担というような形になります。

成冨牧男委員

それ以外のものはないということよね。その前に説明のあったとおりですよっちゅう話ですね。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

その前の部分というと公設の部分については、先ほど申し上げたとおり、国、県、市３分の１ずつということになります。

成冨牧男委員

私が言うのが分かりにくかっただろうけど、最初に私が聞いた質問に答えられたとおりですよねっていうのを確認しただけです。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そのとおりでございます。

中川原豊志委員

確認ですが、みどりが丘さんの民家っていうのは土地、建物についてはもうみどりヶ丘保育園さんの物ということですか。

要は借り上げ代とかそういうものは発生していないということで、改修工事だけの費用のみが対象ということですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今回のこの物件につきましては、みどりヶ丘保育園さんが取得をされた民家について改修を行うもので、今回の費用については改修の費用のみを対象といたしております。

中川原豊志委員

じゃあ取得された土地・建物っていうのは補助の対象にはならないわけですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この取得の費用については対象にならないものでございます。

中川原豊志委員

民設民営で民間の方が建てられる場合、そのときの土地の費用については、今までも対象外だったですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

民設民営の部分の土地の取得費用については、これまでも補助をしてきていない、この事業での補助については行っておりません。

樋口伸一郎委員長

ほかに。

牧瀬昭子委員

それぞれの広さがどの程度かと対象人数は何人になる予定なのか教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

まず、みどりが丘の創設に部分についてですけれども、延べ床面積が115.93平米、定員が大体20名程度と伺っております。

げんきさんは今回､施設整備に係る分ではございませんので､平米数等については今……。

樋口伸一郎委員長

対象人数は。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

対象人数は25名程度というふうに伺っております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

げんきさんも同じようなクラスを、同じところにつくられるというイメージでよかったですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

げんきの１クラス増の部分については、現在、持ってある施設の中でクラスを分けられるというようなイメージでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

広さが真ん中で分けて２クラスにして、人を２人増やされて、対象人数を増やすということでよかったですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

おっしゃるとおりでございます。

牧瀬昭子委員

先ほど、みどりが丘の延べ床面積と対象人数をおっしゃっていただいたんですけど、このみどりが丘の指導員さんの数はどのぐらいを見越してありますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

まだ詳細には出てきておりませんけれども、３名程度は支援員の資格を取る準備を今されているというふうに聞いているところでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

それと最後ですが、今後ですけれどもこの２つが増えたことによって、運営のための補助金が毎年毎年かかってくるものと思っていていいんでしょうか。

幾らぐらいになるかもしあれば。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

おっしゃるとおりで、このクラスが当然、増えるわけですので、毎年その部分については運営費補助が出てくるというふうなことでございます。

費用については、これはいろいろな事業の組合せによって変わってくるものと思われますので、平均的なプラスでいうと規模が小さければ600万円とか700万円ぐらいになります。少し大きくなれば1,000万円とか、そういった形になります。

これは使われるメニューによって少し変わってきますのでその程度というふうな形でございます。

牧瀬昭子委員

どうもいろいろとありがとうございました。

これで人数的に20人と25人ということで増えると思うんですけど、ここで入ることによって入りたくても入れなかった方たちがかなり入られるのかなと思うんですが、全てが解消されると思っていいのか、まだまだですということなのか。

そこだけ最後教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今回創設される地区が、みどりが丘だと場所については麓地区、げんきさんもあるところは麓地区にはなるかと思いますが、旭と麓地区を大体中心に運営をされているというところがございますので、地区に少し偏りも出てきているところなので、やはりこういった民間の事業者がいない地区については、まだまだ厳しい状況が続くだろうと予測しているところでございます。

成冨牧男委員

今の質問に関連してですけど、自分たちのエリアにするかって、例えば、げんきさんだったら、今、出たように麓地区とか、それとか自分の保育所に兄弟児が多いとか、そういうものもあるのかな。

基本はもうそこの運営主体というのか､そこで決めていいルールになっているんですよね。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この放課後児童クラブの運営につきましては､運営主体の方が児童を募集されて行います。

鳥栖市内においてはですけれども、大体、民設民営の保育園の運営をされているのが社会福祉法人になりますので、基本的には先ほど委員もおっしゃっていただいた、兄弟児とか、その保育園の出身の児童を中心に集められておりますので、厳密に地区分けをしているわけでもないので、そういった形で運営をされております。

成冨牧男委員

ありがとうございます。

それでこれは実態があるから言っているんじゃなくて、誤解のないように聞いてほしいんですけど、ここも保育園ですよね。げんきさんも保育園、それからみどりが丘さんも保育園でしょう。

丁寧に聞いていかないかんのかなと思いますけど、２番目のげんきさんのほうで常勤支援員を２名配置した場合ってなってますけど、この常勤支援員っていうのは言うならば、常勤とはこういうのを常勤といいますよとか、縛りがあるんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今回の補助の要項によりますと、常にそこにいるっていうか、そこに勤めてあるという部

分を条件とされているところでございます。

成冨牧男委員

最後です。

今、言われたところが大事だと思うんです。開設している時間は常に２名と、そういう意味で解釈していいんですか。（「２名以上」と呼ぶ者あり）

２名以上と。そうすると一番懸念――何のために聞きよるかっちゅう話になるでしょうから、保育園だから、もう今の保育園のほうも結構大変じゃないですか、保育士さん集め。

そういう中で、融通を利かせ過ぎのように、ついなってしまわないのかなと。

もう人が足りんけん来てよとか、保育のほうが逆に影響を受けるとか、そういうことにならないかっていうことを心配して言ってるんです。

だから常勤には……、さっきのような答弁であったら、ああそうかで終わりますけど。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

今回、国から新たに示された内容は、基本的に開所している日及び時間の全てにおいて、育成支援の業務に従事する職員を対象とすると。これが原則です。

具体的には運営規程というものを各園でつくられていると思うんで、その運営規程の中で開所した場合の１週間の開所時間数、この８割以上、ここが縛りになっています。

以上です。

成冨牧男委員

今のでよく分かりました。

そういうことはそんなにあってはならないと思いますけど。さっき言ったように、事情が事情、今、忙しい、人材不足の中で易きに流れないように、市も大変でしょうけど、しっかり、監視っていう言葉はきついなら配慮していただきたいなと思います。

以上。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

若葉小のやつを聞きたいんですけど。まずこのタイミングになった理由をお願いします。

佐藤正己教育総務課長

若葉小学校につきましては、設計を今年の１月に１回入札をかけたんですけれども、不調になりまして、３月になって設計業者が決まったということで繰越しをさせていただいて、設計が上がってきたのが、６月ぐらいだったということで今回の９月補正になったということでございます。

以上です。

西依義規委員

文章だけなんで、イメージがよく分かんないんですけど。

もう設計は出来上がっとるけん、図はあるんですよね。どういうふうに改修するのかっていう資料は、今度、現地調査に行ったときとかもらえるのかな。

それと、体育館を増築するっていうもともと体育倉庫が老朽化したっていう……、まずこの事業を始めた理由を教えてください。

佐藤正己教育総務課長

若葉小学校の体育館の横にあります、現在北側にあるプレハブの倉庫が体育館と別棟という形でプレハブで設置してありまして、そこがもう本当に20年以上あるということで、屋根が破れて雨漏りをしたりとか、雨が吹き込んだりってことで、応急処置は令和４年度とかでしたんですけど、根本的に体育のマットとか飛び箱を置くスペースがだんだんだんだんもう限られて、広いプレハブの半分以上が雨漏りの状態になってきているっていうことで、この状況では――器具類も雨でぬれてしまったりとかっていうことも考えられましたので、どうしても必要ということで、鳥栖小学校の倉庫と同じような体育館の南側に体育館の壁をあけて連結させるような形で増築をするという設計で、増築工事という形になります。

西依義規委員

イメージが分からんですけど、田代小とか弥生が丘小はステージがあって、両側に倉庫みたいなものがあるんですけど、若葉小はそういうふうになっていないんですか。

佐藤正己教育総務課長

ステージ袖にはあるんですけど、そこには収まらなくて、鳥栖小学校の体育館も袖にあるんですけど、放送機具とか集会とかの机とか椅子とかいろいろ置いている関係で狭くなっていますので、若葉小学校でいくと体育館の北側に別棟みたいな形でプレハブが建っております。

言われるように、もともとそういったきちっとした造りをしてあるところとか、今回の旭小とかは体育倉庫という形で体育館につながっているようなところはあるんですけど。

昔の古い体育館はもうスポンというか、長方形みたいな形で造ってありますので、今回も南側に出っ張りをつくるような形で増築をするということで対応しようと思っております。

西依義規委員

ほかの小学校、中学校はこういう問題はないんですか。若葉小だけが今回こういう問題ですか。

佐藤正己教育総務課長

現状、別棟で体育館の横に持っているのは若葉小学校だけです。

西依義規委員

今度、屋外運動場の倉庫とかもあるじゃないですか。

そういうのがまあまあ老朽化しているような小中学校があるような気がするんですけど。

そういうものも雨漏りとかもししたら、建て替えたりする可能性あるんですか。

佐藤正己教育総務課長

令和５年度ですけど、麓小学校の屋外運動場にある倉庫は建て替えをいたしたりしていますので、やはりプレハブとかで建っている倉庫ですので、20年、30年してくると雨漏りとか、そういうような形で老朽化をしてまいりますので、その時にはそういった改築っていうか、全部造り替えたりとかは行っております。

西依義規委員

結構、田代中学校は古そうな気がするんですけど、見とってください。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

旭小学校の改修工事ですけれども、今年度設計されて来年度から管理棟から普通教室と、実際３年で仮設校舎を建てられるということですが、場所とその規模。

例えば、運動場の東側のほうに造るのか、南側のほうに造るのか。規模的には、運動場はどの程度専用するような仮設校舎になるのかというのは分かりますか。

佐藤正己教育総務課長

仮設校舎の建設場所は予定ですけど、旭小の昇降口のほう、バックネットがある南東側にプレハブの２階建ての校舎を２棟建てる予定でございます。

田代小学校のときも同様ですが、２棟を建てて最初の１期工事のときは職員室とか特別教室を先に入れて、で、終わったら今度引っ越しをして、今度は普通教室で、児童たちに入ってもらうという形で予定しております。

中川原豊志委員

要は、３年間で旭小学校の運動場がどの程度使えるのか。体育の授業とかまたは地域の社会体育とか行事とかで結構使っていらっしゃるんですが。

それがどの程度の面積だったら使えるのかっていうのは、今後の利用についての課題をどういうふうに捉えていらっしゃるのか。

佐藤正己教育総務課長

どれぐらいの大きさというか、広さとか長さとかを覚えていないのであれですけど、基本的には先ほど言いましたようにバックネットがあるところから使うとなると少年野球ができなくなってしまうとか、場所によっては南北にしてありますのでサッカーが影響を受けるとか。

そういったいろんな社会体育で活用されて、子供たちがしている分についてはかなり影響を受けるんではないかと思っております。

中川原豊志委員

それが３年間もそういう状況って、例えば、体育祭もできないとか、そうなるような状況だったら仮設校舎を東側のターザン広場って言いよったっけ。あの辺まで持っていって、なるべく体育の授業だとか体育祭だとかは使えるような状況で場所をもう少し考えることってできないのか。

例えば、田代小だったら裏にもう一つグラウンドがあったんで、よかったんでしょうし、西中でやったときには北側の狭いところにでも無理して仮設校舎を造ったような感じで、グラウンドのほうには差し支えなかったような気がするんだけれども。

３年間もグラウンドに問題があるっていうのはどこか考えられんかなと思うんですが、いかがですか。

佐藤正己教育総務課長

はっきり言いまして、児童生徒数が多いですので、ターザン広場の中には仮設校舎が収まらなかったっていう現状もあります。

あと、児童生徒も工事期間中でも移動するっていうこともありますので、道路を渡るとかっていうのは基本的には考えておりませんでした。

それとあと児童生徒数が多いので、東西のほうに長くはなっておりますけれど、そういった工事時間中も先生たち等も仮設校舎から移動とかをしてもらう形になっていくと。

ターザン広場っていうのは物理的に移動距離が長くなるとか、雨の日とかのことを考えると難しいというふうにも判断しておりますので。

運動場でそういった形で対応していくということを今回しているところでございます。

中川原豊志委員

もし可能なら２棟じゃなくて１棟で抑える方法、例えば、２階建てじゃなくて３階建てにするとかいうふうなところでとか。もしくは、２棟じゃなく１棟にして、東西に少し長くするとか。

１棟にすればもう少し運動場が使えるケースが増えるんじゃないかなという気がするんだけれども。

佐藤正己教育総務課長

プレハブ自体が私も３階建てはないのって聞いたら、３階はないっていうことで、２階建てのプレハブしかない、長いやつはないっていうことで、児童を工事期間中に基本的に全員動かすっていう形になっていくと、縦に長くなっていくと今度は移動距離も長くなって、特別教室の工事が終わったときに、また普通教室棟から仮設校舎に移動する距離も長くなっていきますので、そういうこととか。給食のパントリーとかも２棟入って、短い移動距離とかを考えておりますので、それを縦に長くしていくっていう形になると、移動距離等も鑑みるとやはり厳しいのかなというふうには考えているところでございます。

中川原豊志委員

終わりますけど、やはり体育の授業とか確保せないかんと思いますし、別に体育ができる施設があるかというと、近くにはあんまりないし、移動せないかんし。

学校ともその辺のところをしっかり協議をしていただいて、仮設校舎の場所とか体育の授業の確保とかっていうのをどうしたらいいのかというのをしっかり協議をして、設計のほうにも入っていただきたいというふうに思います。

佐藤正己教育総務課長

設計に入る前に学校とかと運動場でっていうところで、ある程度南側の、本当に南側の、プールの横の辺りに造りますので、北側のほうでの体育の授業ができるようにっていうことは、学校からもやはり運動場で体育をしたいって要望を頂いています。

ですので、仮設校舎を造るのは、プールが南側にあるんですけど、なるべく南側に寄せて造るっていう形で設計をしておりますので、そういう体育の授業等であれば可能かと思いますが、運動会とかになると厳しくなります。

ですので、学校の校長先生とか教頭先生と話をすると、例えば、話に上がったのが、スタジアムであるとか､競馬場の中の芝生があるところとかでできると､またちょっと趣がある、今までと違った運動会ができるかもしれないとかっていういろいろな話では――中川原委員が言われるように体育祭とか、そういった催しをする場合にどうしようかっていうのは学校も悩まれているのを重々承知しておりますので、そこら辺は連携を取りながら、そういった対応をしていきたいと思っています。

樋口伸一郎委員長

すいません、私からも補足というか、ターザン広場は道路の行き来もあるということでおっしゃったんですけど、過去にターザン広場が出来たときは、あそこを体育の授業で使うとか、休み時間に遊ぶ場所――車の量は違いますけど――ただ、あそこを児童が活用するために造られて、いろいろ経緯があって中身だけなくなったと。

ですので、場所的に入らない、全校生徒が入らない、道路の行き来は別としてですけど。

ただ、あそこは柵だけ残っているじゃないですか。邪魔な柵というか、ターザン広場のもともとあった区切りというか、あの邪魔な柵がないと考えたら、面積的には入るかなっていうのが、質問のやり取りで感じていたところです。柵がなければですね。

道路を渡るところは置いといて面積的にはどうなんですか、あそこの全体面積。

佐藤正己教育総務課長

大規模改造工事の際は職員の駐車場がなくなるんですね。

ターザン広場とか西側の広場についてはそういった職員とか来校者の駐車場として使用するような方向では検討しております。

ですので、運動場とか仮設っていうのは難しいかなと。

樋口伸一郎委員長

さっき言われたように、関係各位との協議とかも行うでしょうから、いろんな御意見を聞きながら、また委員会からもいろんな御意見があったことを機会があればお伝えいただければ幸いだと思っております。

私からは以上です。

ほかに御質問あれば。

牧瀬昭子委員

６ページの若葉小学校屋内運動場増築事業についてですけど、そもそもですけど、若葉小学校の大規模改修に関する見込みとか計画とかっていうのは、今のところ……。

既に終わっていたらすいません、分かりませんので教えてください。

佐藤正己教育総務課長

資料はないですけど、若葉小学校の大規模改修が終わってちょうど17年とか18年ぐらいの経過をしております。

今後、鳥栖小とか鳥栖中とか基里とかいろいろ古いところもありますので、そういった中である程度改修の順番っていうのをつくり直す必要があるのかなというふうに考えているところです。

そういった中である程度早い時期にはできるような順番とかの考えですね、やはり優先する学校というのがありますので、そういった部分を含めたところで検討していきたいと思います。

以上です。

牧瀬昭子委員

大規模改修のときに、もしくは今回やるときに、体育館そのものも大規模改修にしたほう

が効率がいいとか、経費的にもまとめたほうがいいのかと思ったんですけれども。

その辺はもう別にして急遽今、必要だからということで増築されるというようなことでよろしかったですか。

佐藤正己教育総務課長

この体育倉庫につきましては、先ほど言いましたように、児童がふだん使っている体育用具の跳び箱とかマットとか、そういった用具が雨漏りで使えない状況になるっていうのが一番心配するところです。

それとあと一つ、体育倉庫は別棟にありますので、子供たちが１回体育館から出て１回階段を降りて、またステップを上がって倉庫に持っていくっていう、やっぱり危ないこともありましたので、そういった分を解消するということで、令和５年度に設計をさせていただいて、今年度という形になっております。やはり古さからいうと先に急いだほうがいいと判断をしたところでございます。

牧瀬昭子委員

ぜひ現場でまた御確認させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

田村弘子委員

みどりが丘さんだったり、げんきさんだったりとあられると思うんですけれども。

ちょっとここの運営状況というか、げんきさんのことでも構いませんので、長期の休みのときの開所時間とか分かったりしますか。

ちょっと議案にはないんですけれども、運営されるに当たって、げんきさんが長期の休みで何時から児童を受け入れられているのか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

長期の休業中の運営時間については、伺っているところによると、なかよし会と同じ時間で運営をされているということで、そうだとすると午前８時から19時までというような開所時間だというふうに考えております。

田村弘子委員

なぜこの質問をしたかというと、長期の休みのときに、なかよし会の開所時間前に児童がなかよし会の前に集まっていることを何度か目にしていたので、開所時間を早めるとか、また、支援員さんたちの配置だとか、問題は山積みされていると思いますけれども、開所時間がもうちょっと早かったら子供たちも室内の中で待っておくことができるのかなと。

今年の夏は余計に暑かったんですけれども、暑い中、なかよし会の前で開くのを待っている子供たちを見かけていたので、それも検討していただけたらなと思っております。

樋口伸一郎委員長

要望ですか。

お答えできますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そういった状況があるというのは我々も聞いているところでございます。

ただ、夏休みそれから土曜日などについて、午前８時から午後７時まで11時間っていう時間になりますので、支援員等の労働時間等から考えるとすぐの対応は現状では難しいのかなというふうに考えているところでございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。

そしてまたそれも知ってあるということだったので、安心しております。

今後ともまたよろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

報告第８号については確認や質疑等、まだ出ておりませんが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後２時22分休憩

ᔓᔓᔓ

樋口伸一郎委員長

続きまして、現地視察についてお諮りをいたします。

現地視察につきましては、９月18日水曜日午前10時を予定して行いたいと思います。

場所につきましては、順不同ではございますが、鳥栖小学校の剥落現場の視察と若葉小学校の増築分の現地視察ということでお諮りをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

なお、時間等の変更につきましては、調整が一部入るかと思いますが、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

樋口伸一郎委員長

以上で本日の日程は終了いたしますが、委員の皆様につきましては、散会後居残りいただきますようお願いを申し上げます。

ということで本日はこれをもって散会いたします。

午後２時27分散会

令和６年９月18日（水）

1　出席委員氏名

委員長　樋口伸一郎
副委員長　成冨牧男
委員　中川原豊志
委員　西依義規
委員　田村弘子
委員　緒方俊之
委員　牧瀬昭子

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長　古賀達也
地域福祉課長　林康司
地域福祉課地域福祉係長　有馬健次
高齢障害福祉課長　竹下徹
こども育成課長　高松隆次

スポーツ文化部長　石丸健一
スポーツ振興課長　小川智裕
スポーツ振興課スポーツ振興係長　佐藤義勉

教育総務課長　佐藤正己
教育総務課長補佐兼総務係長　西木純子
教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長　牛嶋英彦

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任　古賀隆介

5　日程

現地視察

若葉小学校屋内運動場増築事業（古賀町）

鳥栖小学校校舎外壁剥落（元町）

自由討議

議案審査

議案乙第19号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）

議案甲第25号鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

6　傍聴者

１人

7　その他

なし

自　午前10時

現地視察

若葉小学校屋内運動場増築事業（古賀町）

鳥栖小学校校舎外壁剥落（元町）

至　午前10時50分

ᔓᔓᔓ

ということですが、皆様これに対して御意見等があればお願いをいたします。

牧瀬昭子委員

中川原委員がおっしゃるとおりだと思います。

通りすがりの小学生に問われたとおり、いつこれが修理されるのかと。

危険箇所はやっぱり子供たちにとって不安材料がたくさんあるので、上に行けば行くほど危険になりますし、大きな穴ぼこというか剥落がありましたので、そこも早く修繕をする必要があると思います。

だから、大規模改修のことについても早急に進めていっていただきたいなということを要望したいと思います。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

ほかにありませんか。

皆様からないようでしたら、おおむね合意も取れたというような見解で、総括のほうに持っていってこの旨を執行部に委員会の総意としてお伝えしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、ほかの項目で自由討議の案件がある方は御発言お願いします。

西依義規委員

今回、スポーツ振興課で議案外でしたが、市民公園整備基本計画図というのが示されまして、スポーツ施設エリアの考え方について少し議論がありました。

違和感とまで言いませんけど、６月定例会の一般質問の中で聞いた議員の皆さんに対する答えとして、温水プール、テニスコート、スリーオンスリー屋外バスケットボールコートと全天候型屋内運動施設というのが有力な候補と市の執行部から出されましたんで、それがいつどこでどういう議論でそうなったのかが、我々も市民の皆さんになかなか説明も難しいんで､その辺の進め方について､皆さんはどう思われているのか御意見を伺いたいと思います。

成冨牧男委員

私も、もっともだと思います。

一般的にいろいろな計画をつくるときには、もう当たり前のごと、まずはアンケート調査をいたしますとか､そういうので市民もしくは当事者の意見を取り入れるっていう段取りで、順番が必ずあるわけですよ。

それがあったのかなと私も思いますので、ぜひそこのところは今、西依議員が言われたと

おり、私もそう思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかに。

中川原豊志委員

せっかくスポーツエリアをつくるっていうところで、今、提示されているような案件がどこで決まったのかっていうものも分かりませんし、また本当に市民がそれを望んでいるのかっていうのも分かんないんで。

我々も市民の意見を持ち寄ってといいますか、確認して、執行部と一緒に考えていく時間というのが取れないのかなと。

所管事務調査等の中で一緒に協議していくっていうことができないのかなというふうには思うんで、そういう場をつくってもらいたいなというふうに思います。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

ほかに。

西依義規委員

例えば、何かの施設が老朽化したけん何かをつくるのはまだ分かりますけど、新たにつくるときにはやっぱりここをどういうエリアにしたいのかとか、もうちょっと大きな部分で、市民公園全体を考えた上で、サッカーと野球と健康広場があるんでっていう、やっぱりそこら辺のコンセプトまでつくってもらわんと。

我々も市民の皆さんに――例えば、今からアーバンスポーツですよならそれでもいいし、高齢者の皆さんのスポーツの場だっていうならそれでもいいんで。

鳥栖市全体まで広げるとややこしくなるんですけど、ここのエリアの考え方は、一回市と協議の場を持ってもいいんじゃないかなと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

まずは市民の意見も含められたような協議の場が必要と。

あと、進め方によっては、そういった議会とか委員会、市民、当事者ですね、の御意見も取り入れられたような進め方を今後行っていくという旨で執行部に委員会の総意としてお伝えするという形でよろしければ、そういうふうにしますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは以上２点、小学校――ここは今日現地視察を行った鳥栖小学校ですけど――の早急な対応の件とスポーツ施設整備の今後の進め方ですね、協議の場も含めた、についてを執行部のほうに委員会の総意として要望を申し上げたいと思いますが、よろしいですか。

何か補足等あれば。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

自由討議を終わります。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前11時８分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午前11時13分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

総　　括

樋口伸一郎委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

成冨牧男委員

審査の中でも申し上げましたが、健康福祉みらい部の保育所の予算の中に保育所等給食費臨時支援事業というのがありました。

中川原委員から何で９月補正でしよるとって言われたときに、県の予算がついたのでつけたという説明があったというふうに受け止めておりますけれども、審査の中でも言われましたが、この事業は令和４年、令和５年と続けて事業としてはあったんですよね。

それはもちろん予算がついたから、財源があったほうがやりやすいから、それは分かりますけど、やはりその財源があるからじゃなくて、その必要性を――具体的に言うと保育所の所管が必要だということで、この予算を今まで令和４年、５年と上げられていたと思うんです。

それを財源がなくなった、当てにしとった財源がなくなったので今年はありませんでしたというのは当初の話ですね。

ちょっとあんまりじゃないかと私は思っております。

このことについては、審査の中でも少し言われましたけれども、来年はこの予算はありませんっていうのを、関係者の方に、保育所さんに言っておられなかったっちゅうことも言われました。これは普通は考えられないですね。

令和４年、５年で事業があっていた、それを当然、当てにして令和６年度予算組みもされていたと思います。

もう一度言うと、一つは今までやっていた事業を財源がなくなったからっていう理由で支援事業をしないっちゅうのはあり得ない。必要性があるからしたのであれば、一般財源でだけやるべきだったというふうに思います。

それから、そういう事業を中止するときに、やらないっていうのを事前に知らせていないというのはちょっと考えられないというふうに私は思います。

前年度やっていた予算､それがなくなったからといって､財源がなくなったからといって、次年度の予算から落とすと、そういう考え方っちゅうのは、ほかの部署、私の経験では教育部でもかつてあったと思っておりますので、それぞれ今後そういうことのないようにしていただきたいなというふうに思います。

長くなりましたけど以上です。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

これは委員会としてもお伝えしたいんですけど、こういう事例っていうか、過去にもあったわけです。

具体的に言えば、雇上強化事業ですね。これは県の予算がつかなかったからといって一旦廃止をされました。こういう経緯があります。でもその年度途中に、どうにかこうにか復活した経緯もあります。

ですので、今、副委員長が申し上げましたとおり、鳥栖市として必要なものに関しては単費でも行うっていうような検討。

あるいは財政上それが厳しいのであれば、鳥栖市にはこの事業は必要なんだっていう意向

をぜひ鳥栖市からも県に要望をしていただいたり、あるいは県と協議をする場を設けていただいたりというような努力をしていただきたいと委員会のほうからも申し上げておきます。

以上です。

これに対して部長御答弁があれば伺いますけど、なければそのまま進みます。

〔発言する者なし〕

よろしいですね。

では、よろしくお願い申し上げておきます。

続きまして、ほかの件で総括でお伝えを申し上げます。

まず、これも委員間の総意としてのお伝え事となりますが、要望等になりますが、先ほど、小学校を現地視察させていただきまして、ありがとうございました。

現地視察の上、自由討議において委員間協議を行いまして、まとまったことをお伝えいたしたいと思います。

現在、鳥栖小学校の調査中ということで、その現状を視察させていただきましたが、我々、構造上の素人と言うと語弊もありますが、初見で見てもまだ危険箇所だなって感じる場所というのがあるみたいでしたので、調査中ということで、これは理解をいたしますが、調査結果によって早急な御対応をお願い申し上げておきたいと思います。

そして早急な対応の中身等につきましては、閉会中でも構いません、正副議長はじめ、議会あるいはこの文教厚生常任委員会のほうに御報告をいただいて、その状況が分かるような共有をしていただければありがたいので、これを要望として申し上げておきたいと思います。

これに対して執行部のお考え等があればお受けいたしますが、なければ進みます。

よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

それでは、よろしくお願い申し上げておきます。

それともう一つ、スポーツ施設整備エリアについての委員会からの要望がございます。

これについて意見を含めてお伝えをさせていただきたいと思います。

西依義規委員

今回、議案外ということで市民公園整備基本計画の見直しについてということで御報告いただきました。

市民公園整備基本計画図が、これで完成だというお話もありましたんで、これからスポーツ施設エリアにどういうスポーツが、施設がっていうお話があると思います。

ただ、委員会でも先ほど話したんですけど、前回の６月定例会の一般質問で温水プール、テニスコート、スリーオンスリー、全天候型屋内運動場という４施設を候補として挙げられ

ましたけど、よかれと思って挙げられたんでしょうけど、我々は全然聞いたこともないし、市民の方も新設のときはいろんなお声もあると思うんで、こういうときこそ、市民との協議、我々との協議の場を持っていただけんかなという気持ちで、私としては、もうこの４つは１回ゼロベースで、我々は１個も納得いっていないんで。

執行部の皆さんが具体例を挙げられただけなんで。

ここは１回ゼロで考えて、本当にこのエリアにどういうスポーツ施設がいいのかも含めて、委員会で協議して、できたら御提案をしていきたいなと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

加えて、今、西依委員からもございましたけど、市民の意見をとかが含まれたような協議の場、それは議会を通してでもよろしいですし、閉会中の委員会の所管事務調査というか、その中でもいいです。

そうした市民の意見も含まれたような協議の場というのをぜひ持っていただきたいという御要望があっております。

また、その進め方についても、今の進め方というよりかは、市民の意見が取り入れられているなって感じられるような進め方をぜひ行っていただきたいという要望が各委員から強くあっておりますので、これを委員会の要望としてお伝えしておきたいと思います。

これに対して部長等の考え方があればお受けいたしますが。

石丸健一スポーツ文化部長

４つはあくまで候補として想定で、これはコンサルに業務委託をしとったので、具体的にどのくらい費用がかかるというので、仮でしたもので、一般質問でも御答弁しておりますとおり、その分については何も決まっていないということでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

それはむしろゼロベースだというような解釈でもよろしいですよね。全部が入るということで。

いずれにしても自由討議で意見がまとまっておりますので、具体的なスポーツ施設の可能性あるいは市民の意見が反映されているような協議の場、進め方っていうのがしっかりとまとまった意見ですので、委員会要望としてお伝えをしておきます。

御答弁ありがとうございました。

それでは、ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、総括を終わります。

ᔓᔓᔓ

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ᔓᔓᔓ

令和６年９月27日（金）

1　出席委員氏名

委員長　樋口伸一郎
副委員長　成冨牧男
委員　中川原豊志
委員　西依義規
委員　田村弘子
委員　緒方俊之
委員　牧瀬昭子

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長　古賀達也
地域福祉課長　林康司
地域福祉課参事　犬丸喜代子
地域福祉課地域福祉係長　有馬健次
地域福祉課生活支援係長　原裕人
高齢障害福祉課長　竹下徹
高齢障害福祉課高齢者支援係長　大石美由紀
高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長　下村志保
こども育成課長　高松隆次
健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長　八尋茂子

スポーツ文化部長　石丸健一
スポーツ振興課長　小川智裕
スポーツ振興課スポーツ振興係長　佐藤義勉
スポーツ振興課長補佐兼施設係長　時田丈司
スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長　古賀友子

国スポ・全障スポ推進課総務企画係長　小石基博

国スポ・全障スポ推進課競技式典係長　安川直樹

文化芸術振興課長兼市民文化会館長　田中綾子

文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長　佐藤直美

文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長兼市民課係長　久保山智博

教育部長　姉川勝之

教育総務課長　佐藤正己

教育総務課長補佐兼総務係長　西木純子

学校教育課長　井手崇雄

学校給食課長兼学校給食センター所長　立石光顕

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長　牛嶋英彦

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任　古賀隆介

5　日程

審査日程の決定

スポーツ文化部（スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課）審査

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）審査

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6　傍聴者

なし

7　その他

なし

午前10時49分開会

樋口伸一郎委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。

ᔓᔓᔓ

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、御提案のとおり、30日に審査が終われば前倒しをして行うと。それができなければ10月１日の予備日を活用して委員間協議を行うということで決します。

それでは、日程案につきましては、ほかに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、審査日程につきましては、お手元の配付のとおりと決します。

続きまして、副委員長から現地視察について御説明をお願いいたします。

成冨牧男副委員長

もし希望場所があればお申出くださいっていうのは、先日から申し上げておりましたが、今のところありません。皆さんから希望場所があれば、９月30日の委員会終了の前までに私、副委員長までお願いしたいと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。よろしくお願いをしておきます。

それでは、執行部の準備のため暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午前10時55分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、スポーツ文化部長から御挨拶の申出があっておりますので、お受けしたいと思います。

石丸健一スポーツ文化部長

それでは、スポーツ文化部関係の令和５年度の決算審査に当たり、一言御挨拶と概要を申し上げます。

スポーツ文化部は、スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課の３課におきまして、スポーツに関する業務、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関す

る業務、文化芸術に関する業務など、心身ともに健全で豊かな生活を送るために必要な業務の執行に当たっております。

歳入は各種施設使用料、各種国、県補助金など２億5,967万6,472円。

歳出は15億903万7,185円で、一般会計全体で342億488万5,303円となっておりますので、その占める割合は約4.4％となっております。

歳出の主なものといたしましては、陸上競技場、市民球場及び市民文化会館の改修事業、国民スポーツ大会のリハーサル大会開催経費、各種施設の維持管理経費のほか、スポーツ文化に関する諸事業を実施しております。

具体的には担当課長より説明をいたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

スポーツ文化部（スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課）

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について

樋口伸一郎委員長

それではこれより、スポーツ文化部スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課及び文化芸術振興課関係議案の審査を行います。

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

ただいま議題となりました、議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について、スポーツ文化部関係分の主な分について、令和５年度鳥栖市歳入歳出決算書にて御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。決算書の51ページ、52ページをお願いいたします。款15使用料及び手数料、項１使用料、目７教育使用料、節１社会教育使用料のうち、市民文化会館使用料及び定住・交流センター使用料につきましては、ホールや会議室などの諸室使用料でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

次に、節２保健体育使用料は体育施設21施設のうち、17施設の使用料収入でございます。

このうちスタジアム使用料は、鳥栖スタジアム及び北部グラウンドの使用料などのスタジアム広告等使用特別使用料はスタジアム内の常設看板やホームゲーム時の広告看板の設置に伴う特別使用料でございます。

次に、63ページ、64ページをお願いいたします。

款17県支出金、項２県補助金、目１総務費県補助金、節１総務管理費県補助金、看板改修支援事業補助金のうち30万4,700円が、ＳＡＧＡ２０２４国スポ・全障スポに向けた老朽化した陸上競技場道路案内看板の改修工事に対する補助金でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

決算書69ページ、70ページをお願いいたします。

目６教育費県補助金、節５保健体育費県補助金のＳＡＧＡ２０２４、新しい大会に向けた市町準備経費補助金につきましては、本年開催されますＳＡＧＡ２０２４国スポの各市町準備経費に対しまして、県から交付されたものでございます。

その下、ＳＡＧＡ２０２４国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営費補助金につきましては、令和５年度に開催いたしました、サッカー競技、バレーボール競技、空手道競技のリハーサル大会に要した経費に対する補助金でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

次に73ページ、74ページをお願いいたします。

款18財産収入、項１財産運用収入、目１財産貸付収入、節１土地貸付収入、サロンパスアリーナ敷地につきましては、チームが専有する部分の貸付け収入でございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

次に、90ページをお願いいたします。

款22諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入の教育雑入につきましては、定住・交流センターの自動販売機収入やコピー機使用料など、市民文化会館自動販売機収入及び定住・交流センター喫茶コーナー使用料が主なものでございます。

小川智裕スポーツ振興課長

次に、スポーツ振興くじ助成金、通称ＴＯＴＯ助成につきましては、市陸上競技場で使用する備品である円盤投げ、ハンマー投げ用囲いに対する助成金です。

次に、自動販売機収入のうち、132万7,707円が体育施設設置の自動販売機22台分の収入でございます。

次に、光熱水費雑入のうち、342万5,714円がスタジアム内に設置した通信機器などの電気

使用料やサガン・ドリームス事務所の光熱水費などでございます。

次に、市スポーツ協会補助金返還金につきましては、コロナ禍におけるスポーツ大会の中止や規模縮小に伴う過年度返還金でございます。

91ページ、92ページをお願いいたします。

款23市債、項１市債、目６教育債、節３保健体育債、体育施設改修事業につきましては、市民弓道場及び市民相撲場改修工事設計、鳥栖スタジアムバックスタンド屋根改修工事に対するものでございます。

以上で歳入の御説明を終わります。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書の245ページ、246ページ及び247ページ、248ページをお願いいたします。

款10教育費、項４社会教育費、目６文化振興費の主なものを御説明させていただきます。

節１報酬につきましては、会計年度任用職員２名分の報酬が主なものでございます。

節２給料から節４共済費までは文化芸術振興課10名分の人件費及び節３職員手当等には会計年度任用職員２名分の期末手当を含んでおります。

節10需用費のうち、消耗品につきましては、舞台ホールの取替え用電球やテープ類が主なものでございます。

次の燃料費はホールの空調ガス代などで、光熱費は電気、上下水道代でございます。

修繕料は施設や備品の修繕費でございます。

節12委託料のうち、１行目の調査委託料につきましては、給排水管老朽化度調査が主なものでございます。２行目の工事監理委託料につきましては、後ほど節14工事費、工事請負費で御説明いたします工事に伴う監理委託料でございます。

市制施行70周年記念プレ事業舞台設営等委託料につきましては、節13使用料及び賃借料と併せて御説明いたしますので、令和５年度決算における主要施策の成果説明書112ページをお願いいたします。

令和６年４月１日の市制施行70周年に向け、プレ事業として、去る令和５年９月16日、17日にＮＨＫのど自慢を開催いたしました際に、舞台設営委託料、駐車場整理業務及び会場使用料などに要した経費でございます。

決算書247ページ、248ページにお戻りください。

市民文化会館管理業務等委託料につきましては、施設の清掃業務、空調、消防、電気設備などの保守点検業務、舞台運営業務などに要した経費でございます。

市文化事業委託料、ピアノコンクール委託料、市民文化祭委託料につきましては、主要施

策の成果説明書113ページをお願いいたします。

事業内容３つのうち、市文化事業につきましては、市内の小中学校や保育園、幼稚園にプロの演奏家が訪問して、生の演奏を行うアウトリーチ事業などを文化事業協会へ委託して行った経費でございます。

ピアノコンクール委託料は、３つ目の第29回フッペル鳥栖ピアノコンクール2023に要した経費でございます。

市民文化祭委託料は、令和５年11月に開催いたしました第62回鳥栖市民文化祭に要した経費でございます。

決算書247、248ページへお戻りください。

続きまして、節14工事請負費のうち、市民文化会館改修工事につきましては、鳥栖市公園施設長寿命化計画に基づき、建物や機械設備などの改修工事を行っております。

また、次の営繕工事費につきましては、老朽化に伴う破損箇所の補修や雨漏りなどの防水工事などに要した費用でございます。

事業内容といたしましては、主要施策の成果説明書114ページ、115ページをお願いいたします。

まず、公園施設長寿命化事業内容といたしましては、屋外外灯、舞台設備、受変電設備、館内照明、監視カメラ、１階事務室前トイレなどの改修の電気設備、機械設備、建築工事に要した経費でございます。

115ページをお願いいたします。

令和５年度は、大ホールの客席及び通路カーペットの張り替えを行い、利用者にとって、安全かつ快適な鑑賞環境の向上を図りました。

決算書247ページ、248ページへお戻りください。

次に、節17備品購入費につきましては、作品提示用のパネルや音響備品などの購入費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、文化事業推進補助金は文化事業協会が行うクラシックやポップス、子供向けのコンサートや落語、漫才などの有料公演事業の一部を助成するものでございます。

決算書249ページ、250ページをお願いいたします。

文化芸術振興補助金は子どもミュージカル、鳥栖市民劇団など３団体に対する補助金でございます。

次に、目７定住・交流センター費の主なものについて御説明いたします。

定住･交流センター費は､サンメッセ鳥栖及び都市公園の管理に要する経費でございます。

節１報酬、節３職員手当等及び節８旅費につきましては、会館業務及び図書コーナー業務を担当する会計年度任用職員７名分の人件費でございます。

節10需用費のうち、消耗品費につきましては、建物内の電球及び蛍光管などの取替え及び事務用品等の購入に要した経費でございます。光熱水費は電気、上下水道代でございます。

修繕料は排煙窓修繕、施設内の大会議室間仕切りや１階男子トイレ及び避難用誘導灯修繕などの設備や備品の修繕費でございます。

節12委託料につきましては、施設の清掃業務、空調、消防、電気設備などの保守点検業務、舞台運営業務などに要した経費でございます。

節14工事請負費につきましては、屋外大型照明灯２基の改修、消防設備不具合の改修工事に要した経費でございます。

節17備品購入費につきましては、一般書や児童書の図書購入に要した経費でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

決算書251ページ、252ページをお願いいたします。

項５保健体育費、目１保健体育総務費の主なものを御説明申し上げます。

節１報酬、スポーツ推進委員報酬につきましては、48人分の活動報酬でございます。

節２給料から節４共済費につきましては、スポーツ文化部長１人、スポーツ振興課職員、再任用を含み12人、国スポ・全障スポ推進課職員10人、合計23人分の人件費でございます。

節７報償費のうち、スポーツ振興奨励金につきましては、全国大会での優勝、国際大会への出場に対する奨励金で、令和５年度は７人の方に交付いたしております。

節10需用費のうち、修繕費につきましては、国道３号商工団地北入口の入り口交差点の看板デザイン修正に要した経費でございます。

節11役務費のうち、市民災害賠償保険料につきましては、市が主催または共催する行事等で事故があった場合に、見舞金や賠償金等を支払う、全国市長会市民総合賠償補償保険の保険料でございます。

節12委託料のうち、地域交流推進事業委託料につきましては、主要施策の成果の説明書116ページをお願いいたします。

事業名は地域交流推進事業で、目的は鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチーム、サガン鳥栖、久光スプリングスと連携し、ホームゲームの活用等による交流の推進や地域との積極的な関わりによって、地域の活性化を図るものでございます。

サガン鳥栖関係といたしましては、令和６年３月２日にマッチデー冠スポンサーなど、久光スプリングス関係といたしましては、令和５年10月22日に、マッチデー冠スポンサー、ホームゲーム市民観戦促進事業、両チームに共通した取組といたしましては、チーム間相互に

よる応援機運醸成などを行っております。

決算書251、252ページをお願いいたします。

次に、市民スポーツ大会出場委託料につきましては、昨年10月14日、15日に鳥栖市、神埼市、基山町、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町を中心に開催されました、県民スポーツ大会への鳥栖市出場選手の派遣につきまして、鳥栖市スポーツ協会に委託した経費でございます。

市民スポーツ大会開催委託料につきましては、地区大会の開催年度であり、その開催に関し、鳥栖市スポーツ協会に委託した経費及び市民パラスポーツフェスタの開催委託料となっております。

253、254ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、県プロサッカー振興協議会負担金につきましては、サガン鳥栖を通じたスポーツ文化を育てることを目的に、県が設立し、事業として、サガン鳥栖の選手との触れ合いサッカースポーツ教室、公式戦への招待や集客イベントを行う県プロサッカー振興協議会への負担金でございます。

市スポーツ協会補助金につきましては、市民の体力向上とスポーツ水準の向上に寄与し、スポーツ振興に取り組む市スポーツ協会の運営補助金でございます。

スポーツ大会出場補助金につきましては、市民が県代表として全国や九州大会等におけるスポーツ大会に出場する場合に出場費の一部を補助するもので、令和５年度は空手道、バドミントンなど25の全国大会等に出場された64人の方々に対する補助金でございます。

プロスポーツチーム練習拠点開放奨励金につきましては､主要施策の成果117ページをお願いいたします。

目的といたしましては、プロスポーツチームの練習拠点を広く市民に開放し、当該練習拠点を活用した市民とプロスポーツチームとの交流を深めるために必要な奨励措置を行うことにより、市民がスポーツに親しめる環境の充実を図り、スポーツ振興を促進することを目指すもので、サロンパスアリーナの管理運営を行っておりますＳＡＧＡ久光スプリングス株式会社へ奨励金を交付いたしております。

決算書253、254ページにお戻りください。

次に、目２体力つくり運動推進事業費の主なものについて御説明申し上げます。

節７報償費のうち謝金につきましては、女性、高齢者などを対象としたスポーツ教室や緒方孝市ベースボールクリニックなどの講師謝金などでございます。

節12委託料、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭選考会開催委託料につきましては、３市１町で開催するクロスロードレクリエーション祭への出場選手選考会に要した経費でございます。

スポーツ・レクリエーション祭開催委託料につきましては、市民の交流と健康増進や体力向上を図るため、親しみやすいニュースポーツなど９種目の交流開催に要した経費でございます。

トレーニング指導業務委託料につきましては、市民体育館諸室のトレーニングルームにおいて行っておりますトレーニング指導業務に要した経費でございます。

次に255、256ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、毎年１月に開催しております鳥栖市ロードレース大会開催に要する経費の一部を補助したものでございます。

節３体育施設費の主なものを御説明申し上げます。

節１報酬、節３職員手当等につきましては、市民体育館をはじめとする体育施設管理のための21人の会計年度任用職員の報酬手当等でございます。

節８旅費のうち、費用弁償につきましては、主に会計年度任用職員の通勤手当でございます。

節10需用費のうち、消耗品につきましては、主にスタジアム等の芝管理に要する資材代や各体育施設の消耗品などでございます。

燃料費につきましては、体育施設で使用する公用車などの燃料代でございます。

光熱水費は、スタジアムをはじめとする体育施設の電気、上下水道、ガス代でございます。

修繕料は、各体育施設の建物や備品等の修繕費でございます。

節12委託料のうち、施設管理委託料につきましては、体育施設の警備業務、電気工作物、空調設備、消防設備等の保守点検業務や清掃業務、樹木草刈りの草刈り業務等に要した経費でございます。

設計委託料につきましては、市民弓道場及び市民相撲場改修工事設計業務でございます。

節13使用料及び賃借料の事務機等借上料につきましては、芝管理用ダンプなどの借上料、施設用機器借上料はトレーニング機器の借上料でございます。

節14工事請負費につきましては、主要施策の成果の報告書118ページをお願いいたします。

事業内容に記載しております工事請負費、スタジアム改修工事につきましては、スタジアムバックスタンド屋根改修事業及びメインスピーカーアンプ改修工事に要した経費でございます。なお、体育施設利用者推移を記載いたしております。

次に、119ページをお願いいたします。

市民球場改修事業につきましては、令和６年開催のＳＡＧＡ２０２４国スポの会場としての改修を行うもので、夜間照明設備改修工事として、照明のＬＥＤ化を行っております。

次に、120ページをお願いいたします。

陸上競技場改修事業等につきましては、令和６年開催のＳＡＧＡ２０２４国スポの会場としての改修を行うもので、令和４年度から令和５年度までの継続費を設定し、フィールド改修及びトラックの全天候型改修工事を行っております。

また、陸上競技場スタンド改修といたしまして、スタンド屋根及び座席塗装改修を行っております。

本工事につきましては、令和５年度へ繰越しを行っており、令和５年度前払い分を記載させていただいております。

決算書255、256ページにお戻りください。

看板改修工事費につきましては、歳入で御説明いたしました県補助金の対象でありますＳＡＧＡ２０２４国スポ・全障スポに向けた、老朽化した陸上競技場道路案内看板の改修工事に要した経費でございます。

節16公有財産購入費につきましては、スタジアム第２駐車場の買戻し分でございます。

257、258ページをお願いいたします。

節17備品購入費につきましては、陸上競技場４種ライト公認の取得に必要な備品、スタジアムでの芝管理のための機器、その他、競技用備品購入等に要する費用経費でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

目４国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費の節１報酬から節８旅費旅費までにつきましては、国スポ・全障スポ推進課の会計年度任用職員２名分の経費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のＳＡＧＡ２０２４実行委員会負担金につきましては、鳥栖市実行委員会の運営費に対する負担金でございます。

国スポ・全障スポの準備につきましては、ＳＡＧＡ２０２４鳥栖市実行委員会で行っております。

主要施策の成果の説明書の121ページをお願いいたします。

実行委員会での主な事業内容を記載しております。まず、昨年開催されました「燃ゆる感動かごしま国体」など、先催県の視察を行いました。また、サッカー競技、バレーボール競技、空手道競技のリハーサル大会を開催しております。広報・啓発といたしまして、各種イベントでの国スポＰＲグッズの配布や鳥栖駅北側の虹の橋の階段装飾、横断幕やのぼり旗の装飾を行っております。先催県の視察やリハーサル大会の開催によりまして、会場設営や人員配置､運営の方法などを確認することができ､本大会運営の参考とすることができました。

以上で、議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、スポーツ文化部関係分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。それでは、執行部の御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。御質疑のある方は挙手にて御発言をお願いいたします。

田村弘子委員

御説明ありがとうございました。

決算書252ページの節７報償費のスポーツ振興奨励金が７名分ということでしたけれども、この７名の方のスポーツの種目とかあったりしますか。

佐藤義勉スポーツ振興課スポーツ振興係長

スポーツ奨励金の対象になっている７名の方につきましては、レスリング競技が５件、陸上競技が２件となっております。

以上でございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。

続きまして、254ページ。節18負担金のプロスポーツチーム練習拠点開放奨励金ですけれども。これは７月６日の日にグランドオープンして、経過の報告書が年度初めに出るというふうな話を聞いていたかと思うんですけれども。報告書の提出は行われてありますでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

交付対象となっておりますＳＡＧＡ久光スプリングス株式会社から実績報告書は提出をいただいているところでございます。

以上でございます。

田村弘子委員

もしよければ、その報告書を見せていただきたいんですけれども。資料として頂くことは可能でしょうか。

樋口伸一郎委員長

書類提出の御要望がありましたけど、委員の皆さんどうですか。書類があれば委員会から出していただきますが。資料は大丈夫でしょうか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前11時27分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午前11時31分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

委員会として、今、田村委員からの質問の実績報告書ですか、民間企業ですので、可能な範囲での参考資料として最終日あたりまでに御用意いただければと思いますので、御準備の御協力をお願いいたします。

田村弘子委員

ありがとうございました。資料よろしくお願いいたします。

あと、国スポのリハーサル大会にて、それが行われたことによって、本大会の運営がスムーズにいっているという説明をいただいたんですけれども、リハーサル大会のときに市内の小中学生だったりとかの観戦とかは行われてあったんですか。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

リハーサル大会につきましては、学校観戦は実施しておりません。

田村弘子委員

決算とは関係ないですけど、今、本大会が行われている中で、小中学生が大会を見に行っているかと思うんですけれども、その大会を見てからの声などがあれば――関係ないんですけど、今リアルタイムなので、聞かせていただくことは可能でしょうか。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

９月21日から25日までサッカー競技を開催いたしまして、９月24日、25日に駅前不動産スタジアムで学校観戦を行っております。24日は午後のみでしたけれども、若葉小と弥生が丘小の子供たちが来てくれて、25日は午前中に麓小、田代小の子供たち、午後に旭小と鳥栖小の子供たちが来てくれました。授業の時間とかで観戦時間が決まっておりましたので、最後まで試合を見れなかったというようなこともあったんですけれども、実際まだ子供たちの声もつい最近のことなので聞いていないんですけれども、25日の午前中に３位決定戦が福岡県と愛媛県で行われたんですけれども、その時は田代小、麓小の子供たちが試合の最後までいてくれて、愛媛県が負けたんですけど、愛媛県のチームの選手たちが子供たちが手を出しているところに飛び上がってタッチをしてくれて、それですごく盛り上がったりして、いい記念になったんじゃないかなとは思っております。

田村弘子委員

ありがとうございました。

鳥栖市は見るスポーツというところも力を入れてありますので、子供たちはきっとスポーツを見る、応援するというところに基礎ができている、自分たちも応援しながらどうやって

楽しむっていうところができてきている成果が、こうやって国スポの中でまた、応援するという形であらわれているっていうのも、一つのおもてなしになったのではないかと思います。

リハーサル大会を含め、準備のほどありがとうございました。

ここで終わらせていただきます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

252ページのスポーツ推進委員研修委託料の委託先と委託内容を教えてください。

佐藤義勉スポーツ振興課スポーツ振興係長

スポーツ推進委員研修委託の委託先につきましては、鳥栖市のスポーツ推進委員協議会となっておりまして、年間を通じた研修会の開催、それから定例会による情報共有に加えまして、各地域でのスポーツ教室の開催などとなっております。

西依義規委員

構成メンバーは誰ですか。スポーツ推進委員の皆さんですか。

佐藤義勉スポーツ振興課スポーツ振興係長

スポーツ推進委員は48名いらっしゃいますが、小学校区８校区に６名ずついらっしゃいますので、合計48名となっております。

西依義規委員

研修委託料ということは、研修をしなければならないのは鳥栖市っていうことですよね。それを委託している。スポーツ推進委員協議会に補助金を出しているわけでもなく、何かを達成する必要があるから委託しているんで、効果とか成果とか実績とか、この辺がよく……。

名前が違うんじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。こういう研修をしてくれ、だから我々が――研修をする人たちにお金をやって……。これは何年ぐらい続いているんですか。この数字は。

石丸健一スポーツ文化部長

私が課長の時から、以前からあったもので、考え方としては、スポーツ推進委員さん御自身に、いろんなスポーツを自分が研修して、それを地域に広めていただく。

ですので、それぞれの地区で研修テーマをつくっていただいて、それに基づいてしていただくような形に根本的にはなっています。ですので、自分たちが研修する時に合わせて、地元の人も巻き込んで一緒にする。

ですから、特別に誰か上手な人を呼んできてするとか、地区地区でテーマを決めてしていただいておりますので、市からこれをしてくださいっていうときも過去にあったかとは思い

ますけれども、現在は地区地区でテーマを決めて、していただいているような状況になっております。

西依義規委員

33万6,000円でそんなに大きな金額じゃないんで、細かく言いたくはないんですけど。

イメージが、推進委員の皆さんにぼんとやってお任せしますで終わっているようなイメージなんで。税金なんで、どういうところに使って、研修に使ったなら研修の領収書、誰が見ているのか知らんですけど、そういったところも管理は担当課でするんですか。

33万6,000円の領収書があると思うんですけど、そういったやり取りはどうやってするんですか。

樋口伸一郎委員長

お答えできますか。

小川智裕スポーツ振興課長

委託先でありますスポーツ推進委員協議会から決算書を提出いただきまして、それをもって確認をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

33万6,000円の主な明細をざっと言ってもらっていいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

33万6,000円、市から委託料が入っておりまして、主な支出につきましては、需用費、消耗品が８万2,000円程度。研修会での弁当代等もあります。あと、大きくは８万円程度がスポーツ保険ですね、その保険料となっております。保険料が８万円程度と、あと負担金、上位団体の負担金関係も８万円程度、こちらのほうから支出がされているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

例えば、48名だから、お一人8,000円ぐらいを上げるんで自分で研修してください、それでもいいと思うんです。だから推進協議会っていうのを――我々今、決算を審査しているんで、これが妥当かっていうのを見るすべがないんで。飲み食いに使っちゃいかんとまで言いませんよ。

だけど、研修委託料って書くんであれば、研修の実績、研修の委託料なんで、どういう研修で28万円使いましたと。

もちろん他にも使うこともあるし、そのバランスというところまでやっぱり見たいなと思うんですけど。

そういうふうにはなっているんですか。研修に主に使われています、上位団体に納めるとか、いろいろあるけど。

じゃあ名前を来年からでも変えていただいて、研修委託料じゃないと。協議会の補助金とかに変えるなら全然いいんですけどと思ったんですけど。どうですか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、スポーツ推進委員の研修会の開催もなされておりますし、あと、この委託料の中で地区スポーツ教室――各地区で７月とかに開催されておりますけれども、そういったところの研修もこちらの委託料の中で行わせていただいております。

ですので、委員御指摘のように研修委託料プラスの地区でのスポーツの普及に関する部分まで含んだ形の委託料とはなっているところではございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

すいません、不勉強で。スポーツ推進委員というのは誰が……、鳥栖市が委嘱されるんですか。

佐藤義勉スポーツ振興課スポーツ振興係長

スポーツ推進委員の選任については、鳥栖市から各地区に推薦依頼を出しております。

任期が２年間となっておりまして、令和６年度も改選しておりますが、各地区から６名ずつ御推薦していただいておりまして、その方たちに就任していただいております。

成冨牧男委員

そうすると、さっきの西依委員の質問に関連しますけど、このスポーツ推進委員研修委託料っていう名称をもう少し考えたほうが、このままやったらスポーツ推進委員に対する研修をするための委託料みたいに取れるんです。

だから、実態に合わせて、何々委託料とか、ひょっとしたら補助金のほうになるかもしれんけど。だけれども、補助金というものも鳥栖市が委嘱するわけ。どういう位置づけになるのか。

小川智裕スポーツ振興課長

スポーツ推進委員につきましては、市長が委嘱をしたスポーツ推進委員となっているところでございます。

成冨牧男委員

いずれにしろ、整理をしてもらったらいいのかなということだけお伝えしておきます。

西依義規委員

同じようなものが次のページにもあるんですけど､254ページの青少年体力づくり推進事業

委託料と地域スポーツ活性化事業委託料の委託先と委託内容をまた教えてください。

佐藤義勉スポーツ振興課スポーツ振興係長

まず、青少年体力づくり推進事業委託料につきましては、小中学生の野球については、鳥栖市の軟式野球連盟に委託をしております。小学生バドミントン大会については鳥栖市のバドミントン協会、中学生のソフトバレー大会については鳥栖市のバレーボール協会にそれぞれ委託しております。次に、地域活性化事業については、総合型地域スポーツクラブ「フィッ鳥栖」に委託しているものでございます。

西依義規委員

委託なんで、本来、鳥栖市がすべきものをそういう協会とかに委託をしているんで、鳥栖市がどういうふうにしたいのかを決めとかないかんと思うんです。団体に丸投げで委託しちゃいかんと思います。

委託内容を私は聞きたいんですけど、青少年の体力づくりを推進してほしいから、どういうふうに――委託しているのはあなた方でしょう。だから、この30万円がそれに見合っているのか我々が見るんで。30万円じゃ少なかろうと。来年は50万円にせんねとか。

その委託内容で、例えば、去年も２万円もらったんで、今年も２万円じゃいかんと思うんですけど。

じゃあ、青少年体力づくり推進事業というものを説明してください。

石丸健一スポーツ文化部長

鳥栖市は昔からといいますか、男の子は大体野球をずっとしておりましたので、幼い頃から野球をということで、少年野球、小学校の野球それから中学校の野球をもっと、要は自分たちの練習の成果を出せる場所として少年野球の中央大会。

それから、中学生の鳥栖市の大会というものを市民球場で行うということで、それを目指して、日頃頑張っていただきたいと。それが子供たちの目標になりますので、育成につながる、最終的にそこに行くような形で練習に頑張ってもらうということで、そういう目標となる大会をつくろうということで、出来ております。

それから、女子は昔からバレーでしたけれども、バレー。それから最近バレーのほかにもバドミントンを増やすとか、いろんな形でいろんなスポーツができるようにというのは考えてはきておりますけれども、今、申し上げた競技が基本のベースというふうになっておりまして、先ほど申し上げたように、練習の成果をこの大きな大会で出していただくということを目標に、それぞれの種目競技団体に運営をお願いしているものでございます。

西依義規委員

ということは私も、少年野球していたんで、当時50チームぐらいあって、少年野球大会で、

あれを主催しているのは、鳥栖市であって、その運営を協会側に委託しているってことですか。

石丸健一スポーツ文化部長

昔は少年野球連盟が予選をされまして、それぞれの地区で勝ち上がったチームを対象に市民球場で中央大会というのを市が主催で行うような形になっておりました。

以上でございます。

西依義規委員

多分20年前、30年前と子供たちのスポーツ環境も相当変わってきているんで、この30万円という予算が頭打ちかどうか分かりませんよ。

そうしたら、新たなスポーツの協会の方は取られんわけですよ。だからその辺は、何年度に１回ぐらいは見直すとか、話し合うとかいう場を持つとか、本当に30万円で足りるのかっていうのは、本当に青少年体力づくりするんであれば、必要かなと思いますんで。今の説明では分かるんです。だからこれでは絶対分からないと思うんで、ぜひよろしくお願いします。

次に、フィッ鳥栖の地域スポーツ活性化事業委託料は鳥栖市が地域スポーツ活性化をしたいんですよね。それをフィッ鳥栖さんに委託しているんですね。主な委託内容はどういったことですか。

樋口伸一郎委員長

これは委託の中身についての御質問です。

小川智裕スポーツ振興課長

小学生のスポーツ教室といたしまして、各種行われておりまして、女子ソフトボール教室等、今、行われております。で、ダンス教室とミニバスケット教室等実施されてあります。

あと、健康スポーツ教室といたしましては、ノルディックウオーキングですね、そういった教室を行われているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

委託料の算出方法は。65万3,800円はどうやって計算して、この金額ですか。

小川智裕スポーツ振興課長

各教室での必要経費を積み上げて算出をさせていただいております。

以上でございます。

西依義規委員

これもやっぱり主体は鳥栖市が持つべきだと思っているんです。スポーツ振興課が。

フィッ鳥栖さんが、これこれこれでって、そうしたら委託にならんけん、あくまで委託な

ので、鳥栖市が本当はしたいけど、しきらんけん、フィッ鳥栖さんに委託しますよが委託だと思うんで。

ぜひその辺も主体性を持っていただきたいのと、もう一回戻っていいですか。協議会へのやつは、これって、上の市スポーツ協会補助金とそこに乗せたらいいんじゃないですか。

スポーツ協会にその大会分まで、そういった補助金じゃなくて、この別立てが必要なんですか。どうせお金のやり先は一緒でしょう。

石丸健一スポーツ文化部長

鳥栖市の主催として開催したいということなので、委託になっております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

今、西依委員からの御質疑に関しては、特に補助金とか委託金については、いつも御説明でどこどこに委託していますっていうのは、いつも分かるんですけど。

今、途中で部長から頂いた御答弁みたいに、その根拠とか、どういう経緯で始まったかっていう概要的な説明があるとよろしいので、また次回以降、議会の委員会の説明のときに少しそこを盛ってくれるとありがたいので、御検討ください。

西依義規委員

すいません、しつこくて。一番上に、体力づくり運動推進事業費の謝金ってあるんです。269万9,000円。この事業の企画と緒方孝市さんの話はちょっと聞きましたけど。企画をまず誰がして運営は担当課がしているのか、その辺は。これは委託していない分の謝金ということでいいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、直接市が行っております。謝金につきましては、女性スポーツ教室といたしまして、女性がスポーツを通じて健康、体力づくりの関心を深めることにニュースポーツの普及等を行う事業でございまして、体育センターで行っております。

それと併せて、若さはつらつ教室、こちらにつきましては、誰もでも手軽にできるヨガ、太極拳、トレーニングを通じて健康増進及び体力の保持を図る目的といたしまして、各まちづくり推進センターで行っている事業でございます。それとあと、緒方孝市さんの分等がございます。

以上でございます。

西依義規委員

主要成果にもないし、体力づくり運動推進事業費で謝金って書かれてももう何のこっちゃ分からないんで。体力づくり運動推進事業の説明がないということだけ意見を申し上げます。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

西依委員の関連になるんですが、256ページで、バレーボールクリニックの委託料とサッカースクールの委託料についても、どこにどういう内容で委託をして、どういうふうな実績だったかというのまで答弁をお願いしたいと思いますが。

小川智裕スポーツ振興課長

バレーボールクリニックにつきましては、ＳＡＧＡ久光スプリングス株式会社に委託をいたしておりまして、中学生のバレーボールクリニックを１回と小学生のジュニアバレーのバレーボールクリニックを１回、計２回行っております。

サッカースクール委託料につきましては、株式会社サガン・ドリームスと委託契約を行いまして、巡回サッカースクールで年間50回、幼稚園、保育園に出向いて、サッカースクールを開催いたしております。

以上でございます。

中川原豊志委員

サッカースクールを年間50回、幼稚園、保育園等に出向いてというふうなことで、積極的にやっていらっしゃると思うんですが、バレーボールについては、同じ金額なのに２回っていうのはどういうふうな算出があってされているのか。

小川智裕スポーツ振興課長

バレーボールクリニックにつきましては、現役のプロ選手が実際にコートで指導をしていただいております。

で、サガン鳥栖の巡回スクールにおきましてはスクールコーチが出向いて行っていただいておりますので、その点の違いがあるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

サガン鳥栖の選手が中学校とかでスクールをされているという話もあるんですが、それは学校教育課の所管になるのか。それともこっちのほうの別の事業の中でやっているのか。

小川智裕スポーツ振興課長

サガン鳥栖の選手が各中学校で交流を行っております。そちらにつきましては、地域交流推進事業で行っております。昨年度は基里中学校、鳥栖西中学校に訪問して、生徒の方と交流を行っているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

別件ですが、歳入のときに使用料でお話しされた、52ページかな、市民文化会館の使用料の中に座席の張り替えをした経緯があって､貸し止めをされたというふうに聞いたんですが。

貸し止めした関係で使用料が前年とどういうふうな差があったのかというのは分かりますか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

貸し止め期間につきましては、令和５年度は、座席改修で大ホールが１月９日から３月８日まで２か月間貸し止めを行っておりました。

ですが、令和４年度も工事をしておりまして、大ホールにつきましては、５月から10月の半年間貸し止めをしておりましたので、貸し止め期間が異なります。

ですので、それが使用料にどのように影響があったのかっていうところはつかめていないところではございますが……（発言する者あり）

樋口伸一郎委員長

金額の推移。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

大ホールに関しまして申し上げますと令和２年からでよろしいですか。令和２年が94件の使用がございました。令和３年が146件、令和４年度が100件、令和５年度が130件で、順調に増えてはおりましたけれども、令和２年、３年というのはコロナがあっておりましたので、なかなかそういう興行等を開催することができなかった、使用が少なかった影響があっているのではないかと思います。

樋口伸一郎委員長

金額は分かりませんか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

令和３年度の文化会館の使用料につきましては、2,167万円。令和４年度につきましては、1,436万2,000円。令和５年度につきましては、2,008万5,000円ということですので、令和４年度は、先ほど申し上げましたように半年間貸し止めを行っておりましたので、使用料の収入としては落ちておりますけれども、令和５年度につきましては、２か月の貸し止めですので、2,000万円台に乗っていると、金額的にはそのようになっています。

中川原豊志委員

了解です。今年度についてはもう少し見込めるだろうという予測でよろしいでしょうか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

昨年の12月議会で使用料の細分化の条例改正を提示させていただきまして、御承認いただいて、１月から細分化いたしました。で、令和５年度と６年度で、使用料を細分化した分についてが出てくるのではないかなとは思っております。

樋口伸一郎委員長

ほかに。

成冨牧男委員

市民文化会館の使用料に関連して、先ほどお話があったように、より借りやすくしていただいたという前提ですけれども、さらにお尋ねしたいのは文化会館の小ホールは減免規定があるんですが、大ホールについては減免規定がありません。改めてその理由をお伺いします。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化会館は公の施設でございますので、公共の福祉の向上を図るために民間の施設よりも使いやすいように安価な使用料として設定しているものでありまして、本来、使用料は施設の使用の対価であることから、原則は全額納付が基本であると考えております。

減免制度はあくまでも、受益者負担の原則の例外として、必要な場合に限定して特例的に適用される必要があるものと考えております。

大ホールの利用に係る経費なども考慮しまして、ホールの使い方に応じて利用者の負担割合の軽減を図るという料金体系を取っております。練習料金であったり、無料であったり、入場料ごとに使用料が異なるという体系を取っております。

小ホールも同じようになっておりますが、小ホールにつきましては、旧中央公民館を文化会館に統合した際に、それまでの変わらない考え方の下に統合したものですので、減免規定がございますけれども、大ホールに関しましては先ほど御説明しましたように、もともと低価格の使用料ということで設定している公の施設でございますので、原則は全額納付が基本であると思っております。

成冨牧男委員

最後に言われたところは当然です。分かります。

それを前提にしてお尋ねしているんですけど、今のお話ですと、結局、大ホールを使う人、例えば、内容によって実際――私はあると思うんですけど、小ホールを使う人もあれば、大ホールを使う人もあると。にもかかわらず、小ホールは減免だけど、大ホール使うときには駄目というのは、やっぱり理屈に合わないと思うんです。

当時の考え方はさっき言われたとおりあったかもしれませんが、やっぱり考えてみると、私はおかしいと思っています。

大ホールの規模を使ってやりたいのに、そのときには全額、しかも全額出すっちゅうこと

は減免――小さいところはさらに減免があるんやけど、小ホールは……。ところが、下は頑張ってもらったけど、それでもやっぱり使用料が高い。高いし、減免はないと。

さらに言うと、今までずっと言ってきたことですけど、鳥栖市とかがやるときには、自分たちがやるときには、ちゃんと予算の手当てがあるでしょう。使用料の手当が。ですよね。

そこのところどうですか。あるんでしょうか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

大ホールを市が借りる場合も使用料として入ってくることになります。

成冨牧男委員

要はさっきのＮＨＫのやつもあったように基本的に鳥栖市の事業で借りるときには、そこそこの事業､その事業をやるところがホール使用料をちゃんと予算措置するじゃないですか。だからそこでも不公平ちゅうか、違和感があるわけです。

だからこの際、やっぱり事業によっては大ホールを使いたいと小ホールを使いたいと、それぞれあると思いますので、大ホールの減免についても、もしくは、今の方針でいうなら、逆に小ホールも減免なしという考え方にもしないといけないような――私は当然、両方ともに減免ありでしていくべきだという考え方ですけど。そこんところをやっぱり今後考えていただきたいなと思います。

終わります。

樋口伸一郎委員長

御要望ですね。ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

２項目お願いします。

主要施策の説明書の113ページ、文化振興事業についてですけれども、事業内容の１項目めを質問させていただきます。文化事業の中で1,424万8,000円ということですが、このうちの41公演で文化事業協会の公演が28公演ということで上がっています。このアウトリーチに関して、それぞれの内訳はどのようになっているか教えてください。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

アウトリーチは41回､保育園や小学校､中学校のほうにプロのアーティストが行きまして、生演奏を行っております。アウトリーチにつきましては、文化事業協会に委託をしておりますので、１件当たり幾らとかいうものまでは持ち得えておりませんけれども、報償費といたしまして、216万4,000円の支出の報告があっております。

牧瀬昭子委員

先ほどの御説明では216万4,000円が報償費ということは、アウトリーチをされた方にお支

払いがあるということでよろしいでしょうか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

委託料全部の中の支出でございますので、アウトリーチに限った額ではございませんけれども、アーティストへの支払いが216万4,000円ということでございます。

牧瀬昭子委員

実際に行かれてる方からのお話で、やっぱりプロの方が行かれて、とてもすばらしい演奏をされているということをお伺いしまして、プロの方も続けていくためにも対等な金額が必要だということでおっしゃられているんですけど。

その中身がなかなか出てきにくいといいますか、本当に予算として公平な執行が行われているのかということを知りたくて御質問させていただいたのですが。

よければこのあたり、文化事業協会から詳細を出していただくことっていうのは可能でしょうか。もしよければその資料を頂けたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。幼稚園のときにこういう方が来て、幾ら使ったっていう。それが出せるのであれば。

樋口伸一郎委員長

内訳明細とかですか。そういう書面がありますか。今、御説明をいただいた部分でしょうけど。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化事業協会からは市から委託しております委託料につきましての実績報告としてしか頂いておりませんので、そこの詳細までというのは難しいかと思いますが、私ども職員もアウトリーチの現場に行くなどしておりますが、基本的には交通費含め、幾らということで御依頼を差し上げて、それで了承いただいた上で、来ていただいているということは、お聞きしております。

樋口伸一郎委員長

補足しますけど、多分、今のお答えだと実績報告書になると、今、御質疑の金額明細みたいな、誰に幾らみたいなのっていうのは恐らくないと。

ない上での御説明になっているので、さっきと一緒で実績の報告みたいな状態にはなりますね。

暫時休憩します。

午後０時13分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後０時19分再開

樋口伸一郎委員長

再開します。

御質疑の途中ですが、まだ質疑は残っておるようですので昼食のため暫時休憩を入れます。

午後０時20分休憩

ᔓᔓᔓ

メインアリーナ、サブアリーナそれぞれの料金表となっているところでございます。

資料③が交流事業の実績といたしまして、サロンパスアリーナで行われた大会、あとイベントの活動ですね、こちらの報告書の内容となっております。

以上のこの実績報告としては３点、提出をさせていただきます。

以上でございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

ただいまお配りいたしましたのは、令和５年度アウトリーチ訪問演奏の実績一覧表でございます。左側が幼稚園、保育園、小中学校分。右側がまちづくり推進センターなどの実績でございます。

先ほど、報償費の総額を216万4,000円と御説明いたしましたけれども、それはアウトリーチのほかに例えば、チケット代で入場料を頂かない、ちょっと気軽にコンサートですとか、子どものための音楽祭などの報償費も含んでおりまして、アウトリーチに限りましての報償費の総額は一番右の下に書いてございます203万6,000円でございます。

これを年間41回行わせていただいておりますので、１回当たり２万9,941円のお支払いをさせていただいているという状況でございます。

樋口伸一郎委員長

それぞれ資料の御提供ありがとうございました。

せっかくですのでお目通しの上で確認あるいは質問等がある方は挙手にてお願いします。

牧瀬昭子委員

アウトリーチの訪問実績を出していただきまして本当にありがとうございます。内容がよく分かりました。たくさんの方に聞いていただいて、生の音楽を楽しんでいただき、感性を磨いていただいている事業だなと、つくづく思いました。

先ほど報償費のほうも言っていただきましたけれども、この点についてですが、最後に要望として申し上げさせていただければと思いますが、この金額自体の見直しですとか他市町の事例に照らし合わせてというところで、この金額の見直し検討をぜひ文化振興事業協会の中で見直しをしていただきたいと思いますので、要望とさせていただきます。

成冨牧男委員

アウトリーチの関係ですけれども、幾つか質問したいんですが、項目的に言いますと、演奏者っていうか、演奏する人の登録人数。それから、登録方法はどうしてあるのか。

それから、もうちょっと広げて地域への演奏とかを考えてもらえないのか、以上３点。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

アウトリーチの演奏者につきましては、長年の信頼関係を築いておりますアーティスト派

遣の方に日程を提示しまして、お声掛けをしていただいて、アーティストさんを派遣していただいているということになります。

１回のアウトリーチにつき大体２人から、多いときには５人のアーティストを派遣していただいている状況でございます。

地域へのアウトリーチの拡大ということでございますけれども、今、小中学校、保育園、幼稚園以外にまちづくり推進センターに訪問演奏に行っておりますけれども、右側の大山祇神社のライトアップのところですとか、介護予防講演会なども御要望いただいて、伺っております。コロナも５類になりましたので、例えば、福祉施設ですとか、そういうところからも御依頼がありましたら、派遣をやっていきたいと思っております。

以上です。

成冨牧男委員

今のお答えに対していくつか。演奏者については長年の信頼関係にある方からのお声掛けと言われましたけれども、これはもっと――広くその人はその人の人脈があるかもしれんけど、限られているわけですから、もう少しオープンにして、例えば、ホームページで募集しますとか、そのためには一定の条件をつくらんといかんですよね。こういう人を募っていますみたいな。そういうものも今後工夫されたらいかがかと思います。

最後に大事なことで、これはもうかなり長く続けてあるんですよね。スタートはラ・フォル・ジュルネ絡みですか、それこそここでいう成果、多分その前からキッズミュージカルとか、そういう土壌が鳥栖市にはあったと思いますけど、目に見えてこういうものが出てきたとか、こういうような人が出てきたおかげでとか、そういう簡単なもんじゃないと思いますけど、何かあったら。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

毎回、アウトリーチに行きましたら、アンケートを聴取させていただいておりまして、こういうプロの方の演奏を生で聞く機会はなかなかないので、子供の頃から、こういう演奏に触れられるっていう環境があるのは、鳥栖市の子供たちは幸せだなとのお褒めの声も多数受けております。

また、昨年は新庁舎が５月にオープンいたしまして、１階の多目的スペースで、ちょっと気軽にコンサートということで、11月に前年度のフッペルピアノコンクールで優勝者の方をソリストとして迎えて、オーケストラをバックに無料のコンサートを行っているんですけれども、バックのコンセール・エクラタンという団体の中から多目的ホールのスペースでしました無料のコンサートは、アーティストの方に４名来ていただいたんですけれども、その中のお一人が、鳥栖市の出身の方でトークのときに、自分は鳥栖市出身で、小さい頃に、アウ

トリーチで学校に演奏に来ていただいた方がいらっしゃって、自分が今、それを提供する立場になったので、大変うれしいですっていうことをおっしゃっていただいていたことが成果としてあるかと思います。

成冨牧男委員

やっぱり成果が出ているということですけど、登録方法について、牧瀬委員が言われたように、来年度にまたお呼びがかかるのか分からんとか……、そういう趣旨でではない？演奏家の人。それやったら昔の会計年度任用職員のような。そうじゃなくて、一定のレベル、また登録制度にされて、なるべく相手方の需要に応じてぐるぐる回すとか。そこら辺は工夫が要るんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

石丸健一スポーツ文化部長

やり方は本当にいろいろあるかと思います。一番はやはり市の公金を使っているので、公明正大な形ですべきということは重々分かっておりますし、それを念頭にしております。

ただやはり、特にこの文化関係というのは、つながりというものがどうもあるみたいなので、どこまでできるのかはありますけれども、それこそいろいろ検討したいと思います。

成冨牧男委員

ほかの事業でもちょっと出てきたかと思いますけど、やっぱりつながりというと、それは大事ですけど、そのつながりにやっぱり制約があるじゃないですか。

つながりのない人がなかなか呼んでもらえない、僕も演奏したいんだけど、私も演奏したいけどという人がはじかれる可能性もありますので。やはりそこら辺はよく考えていただきたいなと、要望です。

牧瀬昭子委員

アウトリーチのところを出していただきまして、次の分で、鳥栖市文化事業協会事業別内訳で昨年度の決算資料として出していただきましたので、また併せて、今年度分も出していただけたらと思います。

樋口伸一郎委員長

昨年の資料について皆様はどうですか、必要であれば委員会から申出ますが。必要なければ個別にも頂けますので。ほかの方はよろしいですか。御用意できるのであれば、終わるまででいいんで。

これは去年の分と一緒でいいですよね。去年の分の令和５年度版でいいですよね。前年度がありますんで、それは確認されていますか。今、ありますか。

じゃあ、よろしかったら、参考として資料を御用意はいただいているみたいなので、せっかくですので。

暫時休憩します。

午後１時36分休憩

ᔓᔓᔓ

私としては広報活動が前に比べるとよくされるようになったとか、公式ＬＩＮＥとかでもよく出てくるので、あっているなということをまず目に見えて増えたのではないかなということで、やっていただいているなと思って評価をしております。

今後ともぜひ続けていただければと思います。ありがとうございました。

成冨牧男委員

文化事業協会の資料を頂きました。一つは赤字が出た分はどういうふうにされているのかが一つ。それと次は要望ですが、一般的に単価が幾らなのかっていうこと。これはなぜかというと、鳥栖市以外の人が来るのはいいけど、鳥栖市内の人が、なかなか手が出せないというのがないかどうか。それと一番は、これをやることによってどういう効果が生まれたというふうにお考えなのか、以上です。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

まず、鳥栖市の方にということでございますが、こういう興行などのチケット販売になりますと、当会館にはｉｌｅｘ会員という制度がございますので、まずｉｌｅｘ先行発売、それから、ｉｌｅｘの会員の方以外の方でも早めに先行してチケットを獲得いただけるよう、会館特別先行というチケットの先行販売の形態を取っております。

その情報につきましては、市報等にも掲載しておりますので、会館先行で鳥栖市の方に一般の方よりも早くチケットを買っていただけるという機会をどの興行につきましても設けております。

ですので、そういったことが、鳥栖市の方に還元するというふうなことにつながっているのではないかと思います。

こういう事業を市民文化会館でやることについての効果ですけれども、今までコロナでいろいろな行動を制限されておりましたので、令和５年度につきましては、満席になる興行が大変多うございました。やはりこういう文化に触れるとか、子供たちが楽しめるイベントを身近な場所で行うというのは、いろいろな年齢層の方の心にエッセンスを与えているのではないかなと思っております。

樋口伸一郎委員長

赤字の対応については。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

赤字の対応につきましては、まず補助の分で申し上げますと、市からの補助金としましては、令和５年度は905万8,000円を補助しておりまして、収入というところがチケットの売上げでございます。で、支出総額というのがその事業に対して、事業協会が負担した分でございます。その差引きが赤字だったのか黒字だったのかというふうなことになります。

補助でいいますと、令和５年度については62万3,019円の赤字だったということではありますけれども、収入が3,781万2,000円ございますので、その分につきましては、ｉｌｅｘの会費などで収支はこの事業費だけでは赤字になっておりますけれども、全体としては黒字になっております。

成冨牧男委員

要は補助事業だから、外からのお金は持ってこれんですよね。協会の中に。だから、簡単に言えば、そういう余裕のお金があるっていうこと。

石丸健一スポーツ文化部長

これは個別の収入と支出ですので、先ほど課長が申し上げたｉｌｅｘ会員の会費とか、そういう別の事業収入がありますので、その分で赤字が補填されたというふうにお考えいただいて結構かと思います。

成冨牧男委員

ｉｌｅｘ会員の会費って、１回限りではなくて、その都度をもらうと？

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

初年度は年間3,000円、２年目以降は2,500円で、年額で頂いております。

成冨牧男委員

そういう財源があるんで、そういうことで賄いますと、これぐらいの赤字はっちゅうことですね。

それと最後です。こういうラインナップで22公演ありますが、これって、どういうふうにして決められていますか。早いやつは１年以上前から組むんだと思いますが、いろいろだと思うんです。

こっちからとそれから向こうから、こういういい企画がありますけどとか、向こうから来る分。最終的には文化事業協会で何かあるんですよね、理事会でこういうラインナップを基本決められるんですか、そこのところ。どういうふうにしてこの事業を決めていくのか、そのプロセス。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化事業協会の総会がございまして、３月に翌年度の事業をあらかた了承をいただいております。

年度が始まりまして、例えば、イベンターからお話があるとかいうときに、会館が空いていれば、それを事業協会の幹事会に諮りまして、実施する、しないというのを決めております。

成冨牧男委員

今の話を聞けば、いろいろな条件があるから、事情があるから難しいというのは分かりますけど。３月に４月以降のっちゅうのはかなりこの業界では厳しいと思うんです。大体半年、１年以上前からでしょうから。だから、今のお話は一言で言うと、イベンターさんから来たら、検討するために上げて、理事会の中でもあると。もうちょっと主体的に役所なりこの文化事業協会が関われるような仕組みをかませとかんといかんのじゃないかなと思います。これは意見です。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかに御質疑はありませんか。

牧瀬昭子委員

主要施策の説明書115ページをお願いします。

市民文化会館の改修事業についてですが、この座面と背面のウレタンの増量を行われたということですが、これが初めて取替えをされたということでよろしかったですね。

その分の全部ではないということだったと思うんですけど、何席分変えられて、それは個別に出ますか。この分で幾らかかったかっていうのは。

佐藤直美文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長

座席の改修の席数は今回の場合は1,373席です。全部で大ホールが1,518席ですけど、133席は平成29年から少しずつ改修を行いまして、残りが1,373席でしたので、その分を、令和５年のときに改修をさせていただきました。

牧瀬昭子委員

この張替えは大体どのぐらいを目安に行っていこうかということで、このウレタンの量とか、そういうものを目安にされたのか。もう次の改修までもしなくてもいいぐらいのレベルのものをされたのか。その辺りはどのように御検討されていますか。

佐藤直美文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長

文化会館が昭和57年に竣工されてまして、それから全然、改修はやっておらず、もう座面のへたりがすごくひどかったので、平成29年から少しずつ改修をしていたんですけど、それだと何年もかかるっていうところで、令和５年度にもう一気に残りの分を全部改修させていただいたというところです。

牧瀬昭子委員

この分の金額っていうのは出ますか。全部で3,839万円ということだったんですが、カーペットとか肘あてとかも含まれると思うんですけど。

佐藤直美文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長

客席とカーペットの工事費が約3,000万円で諸経費が500万円。あと消費税で350万円というところです。

牧瀬昭子委員

込みでの金額ということでよろしかったですかね。分かりました。

これを利用された方からのその後の反応っていうのは、帰られた後に聞かれたりとかはありますか。きれいになったんですねとか、座りやすくなりましたとか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

特に、そのような感想を直接お頂だきする機会は残念ながらなかったんですけれども、左の写真にありますカーペットの部分っていうのは、改修前は白テープを貼っていたりなどいたしましたので、職員としてはそういうぼろがなくなって、きれいな会館に生まれ変わったなというふうに思っております。

牧瀬昭子委員

変えられた後に座ってみて、これだけの金額をかけてされたので、すごく期待をされて座られた方が変わったのか、ちょっと分からなかったという声がありましたので。ウレタンの量をもう少し入れたほうがよかったんじゃないかと、今さらですけれどもおっしゃってあったので、数年後になるかもしれませんが、その辺りをぜひちょっと次の方に言っていただきたいなと思っておりますので、お伝えよろしくお願いします。

西依義規委員

文化事業協会の事業内訳をもらって、改めてですけど、１回、市民文化会館のネーミングライツについて一般質問したことがあって、その時は政策部長が答弁されて、ネーミングライツの更なる導入につきましては、施設の特徴や立地、改修のタイミング、利用状況などを勘案してって答弁があるんですけど。今ずっと市民文化会館が改修されているんですけど、100％として今、何％ぐらいの改修が終わっているのか。それと担当課として、このネーミングライツを検討されたことがあるのかお聞きします。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

平成30年度に策定いたしました鳥栖市公園施設長寿命化計画に基づき改修工事を行ってまいりました分については、令和５年度で一旦100％ということになります。

繰越しをさせていただいて、今月、電気工事の一部が終了しましたら、100％ということになります。

令和５年度で会館内のトイレの改修が全部終わったんですけれども、トイレ自体は大変新しくなって、大変御好評をいただいているんですけれども、水詰まりが頻繁に起こるようになりまして、多分ですけれども、節水タイプに切り替えたことによって、水の流れが悪くな

っている。また、開館が、昭和57年ですけれども、それから、不具合があった箇所以外の配水管の改修を行っていないということで、令和５年度に配管の老朽化度調査というのをさせていただきました。

ですので、その調査結果に基づきまして、また新たな工事はしていかなければならないというふうには考えております。

建物が古うございますし、また、近年、大雨が集中的に降るなどいたしますと、雨漏りなども時折発生いたしますので、そういった補修をしまして、ある程度の化粧を施して、ネーミングライツというところにつなげていきたいと考えております。

西依義規委員

総務常任委員会の資料に公共施設のその変更の部分が出ていたんです。

あと今、公園の要は国の補助金にはまるのが終わったけど、はまらない部分がほかにありますよね。そういうのはそのままなんですか。小ホールとか、ほかの裏の楽屋とか分からんけど、そういった部分も立てたままでしょう。それは改修しないんですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

補助対象、対象じゃないにかかわらず、そういったところも計画的に補修工事を行っていく予定でございます。

西依義規委員

それは公共施設整備基本計画には載っていなかったんですけど、それは長期的にするもんじゃないですか。しなくていいんですか。

石丸健一スポーツ文化部長

現在、想定されている工事については、おっしゃったように公共施設の管理計画の中に計上させていただいております。

ただ、それに載っていないからといって工事が必要でないということではございませんけれども、ただ現時点では、計画はないということになります。

西依義規委員

これだけ20も事業があって、７万人ぐらいの自治体で、これぐらいやっているのは私もなかなかないと思うんで、こういうときこそネーミングライツをしないと、だんだん減ってきたら、企業さんも意味がないんで。お化粧を施す前に、そこは関係ないと思うんで。

そうすると、例えば、ロビーのところのソファーとか、あれはきれいになりましたか？また成人式とかあると思うんですけど。

座ったらこんな穴がぼこってなるようなやつを文化会館の玄関にあるのはちょっといかがなもんかなと。そういう備品類の購入の計画もないんですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

椅子などにつきましても、毎年少しずつ改修を行っていっております。

西依義規委員

できたらぜひ現地視察をして、いろいろ見てみたいなと思いますんで、委員長、よろしくお願いします。

それと決算書の250ページに定住・交流センター費って書いてあって、ここでは会計年度任用職員しか上がっていないんですけど、正規の職員さんはいらっしゃるということでいいんですよね。

で、私が聞きたいのは、ここはサンメッセ鳥栖ですよね。正規の人じゃないといけない業務はどういったものか。例えば、住民票の交付とか分からんですけど、正規の職員さんじゃないといけない業務があるとしたら、どういったものがあるのか教えてもらっていいですか。

石丸健一スポーツ文化部長

必ず正規の職員がしなければいけない業務というのはないと思います。

以上です。

西依義規委員

以前、サンメッセとスタジアムと指定管理をされていましたよね。もちろん１回したんで、指定管理はできると思うんです。で、１回直営にしましたと。スタジアムのほうはよく質問するんですけど、このサンメッセ鳥栖に関しても、正規の職員さんじゃないといけんのがあれば、相談業務とかそういう市民の何かとかあるんであればもちろん指定管理は似つかわしくないと思うんですけど、そうじゃない業務が多いんであれば、そういった指定管理を――例えば、支出が7,000万円ぐらいで収入が2,000万円ぐらいですよね。もっとサービスを向上させて、365日開けろとは言わんけど、週１回の休みじゃなくても、本当に市民が使いやすい施設になってなお……、市民サービスが落ちたらいかんですよ。市民サービスが上がるような指定管理とかを検討したらどうかなと思うんですけど、部長、その辺はどうですか。

石丸健一スポーツ文化部長

サンメッセに限らず、市民文化会館と、あと体育施設等についても、そういう運営の仕方、在り方の検討をするようにと指示を受けておりますので、現在、担当部署等で検討を始めているような状況ではございます。

西依義規委員

私も絶対民間がいいとは言いませんので、もちろん直営がいいとおっしゃる方もいっぱいいるんで。

ただ、いろんな検討の一つとして、やっぱ私は市民サービスが向上すればどっちでもいい

と思うんです。

ただ、低下したらいいかんですよ。今まで親身になって聞いていただいていた文化会館にいらっしゃる正規の職員さんに届いた声が、指定管理になったら届かんごとなったということはいかんので。

それを含めて検討する必要があるのかなと思って質問しました。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございますか。

成冨牧男委員

52ページの備考欄の保健体育使用料のスタジアム使用料についてです。

これに関連してお尋ねしたいんですが、まず、スタジアム使用料は駅前不動産スタジアムの部分とそれから北部グラウンドの両方が入っていると思いますけれども、利用の現状と大まかな使用料の額、そういうやつを最初にお伺いします。

ついでに、収入だから、手前で見よったら面白いなと思ったのが、予算が9,800万円で調定額が１億1,800万円、また収入済額が１億1,800万円と。収入が入ったとき、ここの事務的にどういうふうにしてあるのか。

予算は直前になって収入済額が分かったからこうなったのか、そこんところも。それは大きな２番目ですね、教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

北部グラウンドの利用状況につきましては、使用日数が269日、件数としましては286件です。使用料の総額といたしまして391万5,840円となっているところでございます。

こちらの利用につきましては、サガン鳥栖のトップチームの練習が主なものでございます。

それ以外の利用状況といたしましては、17団体、延べ38件の利用状況はございます。当然、北部グラウンドはサッカーのグラウンドですが、サッカーでの利用というのがほとんどとなっております。サガン鳥栖のトップチーム以外でも大体高校のサッカーとか、サッカー協会とか、そういったところ。で、あと昨年度は、佐賀県のパラスポーツ協会が知的障害者サッカー教室体験会とか、そういったものでも北部グラウンドを御利用いただいているところでございます。

御質問の２点目、予算額に対する調定額でございます。こちらにつきましては、一番変動が大きくございますのが、スタジアムの広告物の特別使用料でございます。こちらは予算策定の段階では次年度の掲出等が決まっている分、そちらの額を毎年、その後の契約更新の状況とかを見て、実際収入があっておりますので、その差が大きく変動するところではござい

ます。

以上でございます。

成冨牧男委員

今の２点目のお答えからですけど、だから当初から１年間あるわけでしょう。

調定やったら収入が上がってきたら、一定期間を置いてずっと入れていっているんでしょう。

だからその見通しも立てば、当然、予算も調定が上がるよっちゅうことは、予算を増やさないかんなってなるじゃないですか。それはちょっと忘れとったのかなと思うんですが。

石丸健一スポーツ文化部長

サッカーについては特に、開始が２月となっておりまして、３月議会はありますけど、予算自体は12月、遅くとも１月現在の状況で予算計上いたします。ですので、新たにスポンサーになられたとか、そういうものが出てきた場合は当然、予算に反映できませんので、追加で調定を上げるというような形になります。ちょっと年度がずれている関係もあるかと思います。

以上です。

成冨牧男委員

今のお答えの確認ですけど、要はどんと上がっとるのは、スタジアム広告物の特別使用料が入ってきているという、じわーとずっと入ってきたということじゃない。

石丸健一スポーツ文化部長

一番大きなのはそれですけれども、そのほかの部分の使用料についても１月の当初予算計上までに想定できなかった部分が当初予算のときにできなかった分と、あと、突発的に、１月以降に出てくる部分がありますので、その分については、予算に反映できませんので、調定だけ上げて、収入を受け入れるような形になります。

成冨牧男委員

私が言っているのは、例えば、51ページの補正予算のところに当初予算から保健体育使用料については扱っておられなかったということですか。それで、私が聞いているのは単純です。

補正予算でもうちょっと見込みを立てとったら、こういう予算を超えて収入はこの調定額と一緒ですから、余計に何でかなと思ったんですけど。

石丸健一スポーツ文化部長

大きな変動がある場合とか、額が確定した場合、例えば、今はありませんけれども、市民プール等で額が一定発生した場合は補正等をさせていただいておりますし、大きな変動があ

った場合は、その都度、補正をさせていただくようにしております。

ただ、このスタジアムの分については、当初、この時点で想定しておった金額にしておりましたので、想定はいたしておりません。

成冨牧男委員

すいません、私の最初の質問が保健体育使用料全体で言っていなかったんで、少し違うような答えになっていたかと思いますけれども、要はその都度、歳入が見込めれば調定をして、それに上がって予算も場合によっては補正しないといかんじゃないですかっていうことを言っているんですけど、それはいいですんか。

石丸健一スポーツ文化部長

それが今後も見込める確実性があれば当然、補正すべきだと思いますけれども、その見込みが立たないようであれば、慎重に補正は検討すべきというふうに思っております。

成冨牧男委員

もちろん歳入だから余計そうなるんでしょうけど、見たら全体で2,000万円上がっているんです。そんなに少ない金額じゃないんで、もうちょっと丁寧にやれば決算と予算が近づくんじゃないかなと思いましたので申し上げました。

で、戻ります。スタジアム使用料ですけれども、お聞きすると17団体38件と増えたんですよね、あれから比べたら。どうですか、この二、三年の経過から私もうちょっと宣伝が足りていないって言おうかと思って構えとったら、結構増えたなと思いましたけど、いかがでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

令和４年度が30件でしたので、令和５年度は38件となっております。Ｊリーグのシーズンが例年よりも短かったっていうところも影響しているかと思いますが、38件でした。

利用調整とか、陸上競技場が使えないかとかスタジアムが使えないかとか、そういった御要望等あります。その際に、北部グラウンドも調整しながら利用をしていただいております。引き続き、そういう形で調整に入っていきたいと思っております。

成冨牧男副委員長

私がこれまで懸念して言っていたのは、あそこが市民の多くというか、市民の方たちは、かなりの部分でサガン鳥栖の専用のグラウンドかなと思ったよって、いまだに聞くんです。

この間、議会報告会がありましたが、前から比べるとサッカーで子供たちがあちこちで練習をする場を探しているとかいう話もよく聞くんです。そういう意味では今、大分、宣伝をしておられると思うんですが、現在、具体的にはここは誰でも借りられるんですよっていう広報はどういう形でどれぐらいされているんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

北部グラウンドの使用につきまして、広報というのは特段行っておりませんけれども、サッカー利用がメインになりますので、サッカー利用の申込みがある際に、大体、陸上競技場とかスタジアム等、調整をさせていただいておりますけれども、その中で、北部グラウンドの状況も加味しながら利用していただくように調整をしているところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

加味しながら調整しているということ？誰に加味してもらってやっているんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

チームと調整しながら利用調整を行っているところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

結局そこにぶつかるんですよね。チームっていうのはサガン鳥栖のことでしょう。あそこはサガン鳥栖のやつじゃないし、条例上もサガン鳥栖というのは全然ないし。

ただ、もう時間がありませんので、具体的にこの条例でいきたいと思いますけど、サガン鳥栖と調整するっていうのは、どこが調整する？調整の主体。

小川智裕スポーツ振興課長

スポーツ振興課が行っております。

成冨牧男委員

ということですね。裏づけになるのが、鳥栖スタジアム条例の第３条第２項前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開場時間及び休場日を変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。ここが根拠になってるんです。今まではそういうふうな答弁をいただいていたんですが。

確認です。

小川智裕スポーツ振興課長

サガン鳥栖の利用につきましては、スタジアム条例の施行規則の第２条のところで、市長が特に必要と認める場合というのがございますので、その条文で使用を認めているところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

そうすると条例の第３条第２項とそれを受けて今の施行規則があるということ？

小川智裕スポーツ振興課長

スタジアム条例の第３条第２項につきましては、第１項の基本的な使用時間、開館時間、休場日、これを変更する際の規定となっております。で、スタジアム条例施行規則第２条、こちらは使用期間で、読み上げさせていただきますけれども、鳥栖スタジアムについては引き続き７日、鳥栖スタジアム北部グラウンドにつきましては、引き続き２日を超える使用及び定期的曜日又は日常指定した独占的使用をすることができないと、規定をしております。

で、そこに続きまして、ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない、で、このただし書に基づいて許可をしているところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

具体的にはその都度？

小川智裕スポーツ振興課長

その都度していただいているということでございます。

成冨牧男委員

それは何らかの形で直接は条例――そしていずれにしろ、特別扱いですから、それについては今、言われた分は口頭じゃなくてきちっと文書でやっておられるんですか。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

サガン鳥栖の練習につきましては、当然プロでありますから、トレーナーなどがスケジュールをきちんと組まれて、１か月なり、数週間単位で利用期練習スケジュールを組まれますんで､それが確定した時点で１か月ごとにまとめて申請書を出していただいて､それで当然、きちんと紙で申請を出してもらうことで許可をするという流れを取っております。

以上でございます。

成冨牧男委員

市長が特に認めるときという手続きはどうされているんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

シーズンが始まる前に、まずチームのほうから、こういうふうな、北部グラウンドでの練習についてということで文書をもらっております。

それに基づいて、先ほど毎月の規定上の特認をしているところでございます。

以上でございます。

石丸健一スポーツ文化部長

まず、大きな考え方として、優先利用を認めるということで、それはサガン鳥栖の申出内容について、最大限の配慮を、全てではないのかもしれませんが、最大限の配慮をするということで、事前に市長に御了解をいただいて、実際は、都度都度の部分は課長決裁で認める

形になっております。

成冨牧男副委員長

だから市長にっていうやつは文書できちっと包括的に今年１年、大体こういうスケジュールで出ておりますからぐらいは、市長が特に必要と認めるとき、条例で言うとね。それは取っている？

石丸健一スポーツ文化部長

ホームタウンでございますので､ホームタウン申請時にホームタウンの配慮といいますか、そういうものがチームからきちんと出されていると聞いておりますので、その際に、そのようにしていいかというお話があっておりますので､そこで確認をさせていただいております。

成冨牧男委員

文書によっては取っていないということですね。私が文書でって聞きよるとに出てこんけど。簡単に言うと伺いよ。何々してよろしいか伺い。（発言する者なし）

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後２時18分休憩

ᔓᔓᔓ

じゃんじゃん宣伝するやないですか。そういうところを今からしていくべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

答弁は要らんと言ったけど、これで終わります。

小川智裕スポーツ振興課長

北部グラウンドにつきましては、天然芝というところの状況もございます。使用する際の制約等もございますので、その状況等も加味しながら、現在、使用許可を行っているところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

ごめんなさい。そいけん、それは断ればいいわけじゃないですか。来たときに。今おっしゃったような条件だから、天然芝だからっていうのは。

申込みがせっかくいっぱい来たけど､断わらないかんばいって言えば終わるわけであって。

そういうことじゃないですか。

今のはもうあんまり広報せんための理由に聞こえたっちゃけど、もう一回よかですか。

理由にはなっとらんってことたい。（発言する者あり）

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後２時23分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後２時25分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

今、質疑と答弁が同様の内容で繰り返しの部分がありますので、質疑者からの要望で整理したいと思います。

成冨牧男委員

もう何回も言ってもあれですけど､あそこは維持費も多分1,000万円以上かかっとるでしょう｡だからそこまでかけてしよるんですから､やっぱり市民のためのグラウンドですからね。やっぱりそれを第一義的に置いてもらわんといかんと思います。広報のこともかなり真剣に

考えられて、ちゅうちょされているようですけど、最初に言ったように、ここはサガン鳥栖の専用練習場じゃないですよというのが皆さんに分かるぐらいの宣伝はしていただきたいなと思います。

要望です。

樋口伸一郎委員長

御協力ありがとうございます。ほかに御質疑あれば。

〔発言する者なし〕

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑は終わります。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午後２時26分休憩

ᔓᔓᔓ

それに健康増進課を加えた４課で構成をいたしております。

これらの４課におきまして高齢者や障害者、児童、生活困窮者などの福祉に関する業務、子育て支援に関する業務、保健予防健康づくりに関する業務など、心身ともに健全で安心して日常生活を送るために必要な業務の執行に当たっております。

歳入では、保育所保育料、各種国県負担金補助金、市債など71億1,931万5,874円で、また、歳出につきましては、128億3,556万8,242円でございまして、一般会計全体に占める割合は約37.5％となっております。

歳出の主なものといたしましては、障害児施設給付費、障害者自立支援給付費、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金、児童扶養手当、子どもの医療費、施設型給付費負担金、児童手当、生活保護費、定期予防接種等委託料、新型コロナウイルス感染症対策。

それから、物価高騰等の関連といたしまして、物価高騰に伴う低所得世帯への支援給付金。

それから、子育て世帯生活支援特別給付金、出産子育て交付金、コロナワクチン接種委託料など、また、社会福祉、健康増進に関連する事業費等でございます。

以上、決算の概要を申し上げましたけれども、詳細につきましては、それぞれ担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について

樋口伸一郎委員長

それではこれより、健康福祉みらい部地域福祉課及び高齢障害福祉課関係議案の審査を行います。

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

竹下徹高齢障害福祉課長

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について、健康福祉みらい部地域福祉課及び高齢障害福祉課関係の主なものにつきまして、令和５年度鳥栖市歳入歳出決算書等により説明いたします。

まず歳入の主なものから説明いたします。

歳入、歳出決算書の47、48ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項２負担金、目１民生費負担金、節１社会福祉費負担金でございますが、主なものといたしまして、老人保護措置費負担金につきましては、養護老人ホームに措置された方が納めます負担金でございます。

次に49、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項１使用料、目２民生使用料、節１社会福祉使用料でございます。

主なものといたしましては、地域活動支援センター及び鳥栖・三養基地区総合相談支援センターをそれぞれＮＰＯ法人が使用しておりますので、その使用料。また、老人福祉センター使用料などでございます。

林康司地域福祉課長

続きまして53、54ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節１社会福祉費国庫負担金のうち、一番上でございます。

国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者に対する国民健康保険料軽減分を国、県で負担することにより、国保基盤を安定させるもので、国の負担率は２分の１でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

特別障害者手当等給付費負担金は心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者、障害児に対して支給しております手当の国庫負担分で、国の負担率は４分の３でございます。

障害者自立支援給付費負担金は障害者の介護及び訓練給付費、相談支援給付費、補装具などの給付に対する国の負担分で国の負担率は２分の１でございます。

障害者自立支援医療費負担金は身体障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分で、国の負担率は２分の１でございます。

障害児施設措置費負担金は障害児の通所、相談支援等のサービス給付に係る国の負担分で、国の負担率は２分の１でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、次ページの55、56ページをお願いいたします。

節３生活保護費国庫負担金のうち、生活保護費負担金につきましては、生活扶助、医療費扶助等に伴う国の負担金で国の負担率は４分の３でございます。

次の自立相談支援事業費負担金につきましては、生活困窮者に対する就労相談支援や住宅確保のための給付業務等に対する国の負担金で国の負担率は４分の３でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

続いて57、58ページをお願いいたします。

項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金、節１社会福祉費国庫補助金のうち、地域生活支援事業費補助金は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活、または社会生活を営むためのサービスを提供する事業の実施に対する補助金で、国の補助率は２分の１以内でございます。

児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、こども家庭庁の設置に伴い地域生活支援事業から分離された巡回支援専門員派遣事業の実施に対する補助金で、国の補助率は２分の１以内でございます。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、認知症高齢者グループホーム等の高齢者福祉施設において行う大規模改修に係る費用について補助金を交付するもので、国の補助率は100分の100でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、節３生活保護費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、生活困窮者就労準備支援事業、家計改善支援事業、被保護者就労準備支援事業に伴う補助で、補助率が３分の２。

また、アウトリーチ等の充実による自立支援機能強化事業に伴う補助で、補助率が４分の３などとなっております。

社会保障税番号制度システム整備費補助金につきましては、被保護者に係る医療扶助のオンライン資格確認の導入に当たり、マイナンバーをキーとして資格情報及び医療圏情報を連携するためのシステム改修に伴う国の補助で、補助率は10分の10でございます。

続きまして61、62ページをお願いいたします。

款17県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金、節１社会福祉費県負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険軽減分に対する県の負担金で、保険税軽減分の負担率が４分の３、保険者支援分の負担率は４分の１となっております。

竹下徹高齢障害福祉課長

次に63、64ページをお願いいたします。

障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金、障害児施設措置費負担金に

つきましては、国庫負担金のところでも述べましたように、それぞれの費用に係る県の負担割合に伴うもので県の負担率はいずれも４分の１でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、節３生活保護費県負担金につきましては、生活保護法第73条に規定されております、居住地が明らかでない保護者の保護費等に対する県負担金でございます。県の負担率は４分の１でございます。

続きまして、同じページ、項２県補助金、目２民生費県補助金、節１社会福祉費県補助金のうち、民生委員・児童委員活動費等交付金につきましては、民生委員・児童委員の活動に対する交付金でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

重度心身障害者医療助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療費助成に係る補助金で補助率は２分の１でございます。

地域生活支援事業補助金は障害者が自立して生活を送るためのサービス提供に係る補助金で国、県の補助率は４分の１以内でございます。

65、66ページをお願いいたします。

地域医療・介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金は認知症高齢者グループホームの施設整備と開設準備に係る補助金でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、生活保護費県補助金の生活困窮者自立支援機能強化事業費補助金につきましては、生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業に対する県補助金でございます。

県の補助率は、会計年度任用職員報酬などの事務費に係るものが４分の３、支援団体への活動事業費が10分の10となっております。

竹下徹高齢障害福祉課長

続きまして79、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項４受託事業収入、目１受託事業収入、節１民生費受託収入のうち、地域支援事業受託料は鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課からの受託料で、地域支援事業として介護予防事業、包括的支援事業などの実施に関するものでございます。

保健福祉事業受託料は、鳥栖地区広域市町村圏組合からの受託料で、食の自立支援事業や緊急通報システム等の財源として活用いたしております。

林康司地域福祉課長

続きまして、次ページ81、82ページをお願いします。

項６雑入、目４雑入、節１生活保護雑入の生活保護費返還金につきましては、生活保護費の返還金でございます。

主な内容といたしましては、年金収入の未申告や相続での預貯金の未申告、また、交通事故等に遭われて、相手保険会社からの保険金を市に納入していただいた分でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

83、84ページをお願いいたします。

項６雑入、目４雑入、節４雑入のうち、障害者自立支援給付費返還金はＮＰＯ法人楠の木会及び有限会社トコトコの障害者自立支援給付費の不正受給に係る返還金及び加算金です。

障害児通園施設介護給付費はひかり園で実施しております療育等の介護給付費でございます。

高齢者福祉施設雑入は高齢者福祉施設内の中央デイサービスセンターに係る光熱水費等の事業者負担分となっております。

85、86ページをお願いいたします。

令和４年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金につきましては、広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算による精算に伴う市町負担金の返還金となっております。

続きまして91、92ページをお願いいたします。

款23市債、項１市債、目８民生債、節１社会福祉債につきましては、障害児通園施設ひかり園の大規模改修に係る起債でございます。

歳入の主なものは以上となります。

林康司地域福祉課長

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明いたします。

ページは129、130ページをお願いいたします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費のうち、節１報酬につきましては、人権擁護審議会委員報酬及び民生委員推薦会委員報酬でございます。

節２給料、節３職員手当等及び節４共済費につきましては、健康福祉みらい部長及び地域福祉課６名、高齢障害福祉課17名、こども育成課12名、広域圏組合派遣職員12名、計48名の分の人件費となっております。

131、132ページをお願いいたします。

節14工事請負費の斎場霊安塔屋根防水改修工事につきましては、鳥栖市斎場敷地内にございます霊安塔が雨漏りをしておりましたことから屋根の防水改修工事を行ったものでございます。

次の節17備品購入費につきましては、福祉避難所としております社会福祉会館に停電時な

ど非常用電源としてポータブル蓄電池を１台購入いたしたものでございます。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金、遺族連合会補助金につきましては、市内各地区遺族会からなる鳥栖市遺族会連合会への運営補助でございます。

その次の社会福祉協議会補助金とふれあいのまちづくり事業補助金、福祉ボランティアのまちづくり事業補助金につきましては、主要施策の成果の説明書30ページをお願いいたします。

この３事業につきましては、福祉事業の健全な発展や福祉サービスなどの事業推進を図るため、鳥栖市社会福祉協議会に対しまして、運営費の一部、地域福祉活動、福祉ボランティアの育成活動支援のための経費を助成するものでございます。

各事業ともコロナ禍が明け、開催回数や参加者、利用者数等、増加傾向となっております。

131、132ページに戻っていただきまして、全日本同和会補助金につきましては、人権同和対策等への活動に対する補助金。

次の民生委員・児童委員活動補助金につきましては、民生委員・児童委員の地区会長及び各民生委員・児童委員の活動補助、次の民生委員・児童委員連絡協議会運営費補助金につきましては、同協議会の運営経費及び負担金等の経費の補助となっております。

続きまして、節27繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金で、国保会計職員の人件費、国保基盤安定、出産育児一時金等の事業に対するものでございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

続きまして、目２障害福祉費でございます。

133、134ページをお願いいたします。

節１から節４の主なものといたしましては、会計年度任用職員として、ひかり園の指導員４名及び障害者支援係の窓口等職員６名分の人件費に係るものでございます。

節７報償費の謝金につきましては、ひかり園の言語聴覚指導等の指導員及び臨床心理相談時の謝金及び障害者相談員の謝金となっております。

次に、節12委託料の主なものといたしまして、委託料の４番目、巡回支援専門員派遣事業委託料は保育所等に発達障害児支援専門員を派遣し、障害の早期発見、早期対応等の支援を行うものでございます。

相談支援事業委託料は、鳥栖・三養基地区総合支援総合相談支援センター光風会病院及び若楠療育園が障害のある方やその御家族からの相談に応じまして権利擁護等の必要な援助を行っております。

日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方に対し、日中活動の場の提供や生活訓練を行うものを助成するものでございます。

135、136ページをお願いいたします。

社会福祉会館（身障センター）指定管理料は施設の管理や機能回復訓練、各種講座、更生相談事業等を社会福祉協議会に委託いたしております。

次に、節14工事請負費につきましては、主要施策の成果の説明書34ページを御覧ください。

障害児通園施設の改修工事に係るもので、屋根、外壁改修及び空調設備の改修を行っております。

決算書に戻っていただきまして、節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、地域活動支援センター補助金は在宅の障害のある方が通所により創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進や地域生活支援を図るための地域活動支援センターの補助金となっております。

福祉タクシー助成金は身体障害者手帳１級及び２級、それから療育手帳の精神保健福祉手帳の１級、２級などの手帳を持つ方へのタクシー運賃の基本料金を助成する助成金となっております。

次に、節19扶助費の主なものでございます。

まず、重度心身障害者医療費につきましては、主要施策の成果の説明書32ページをお願いいたします。

重度心身障害者の医療費の保険診療に係る自己負担額から500円を引いた額を助成するものとなっております。

昨年度は対象者が1,240人、件数としては１万1,290件、助成額としては１億1,914万8,000円となっております。

決算書に戻っていただきまして、障害者自立支援医療費につきましては、身体障害者の障害軽減、機能回復ための医療費を助成するもので、対象となる医療は白内障、角膜移植、関節、心臓、腎移植等の手術及び人工透析などとなっております。

次に、障害児施設給付費につきましては、主要施策の成果33ページをお願いいたします。

障害児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスなどによる通所支援に係る給付でございます。

実績はそちらの表のとおりとなっております。

決算書の137、138ページをお願いします。

障害者自立支援給付費につきましては、また主要施策の成果のほうに行きますけれども、31ページになります。

障害者総合支援法により、個々の障害のある方の障害程度や社会活動、介護者、居住などの状況を踏まえまして、個別に支給決定される障害福祉サービスの利用に対する自立支援を

行う給付でございまして、介護の支援を受ける介護給付訓練などの支援を受ける訓練等の給付、地域生活のための相談支援を受ける相談支援給付などがございます。

実績についてはこの表のとおりとなっております。

138ページに戻っていただきまして、障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、日常生活用具を給付あるいは貸与することで、日常生活の利便性の向上を図るために、入浴の補助用具、特殊ベット、ストマ用装具等に対して給付するものでございます。

身体障害者訪問入浴サービス事業につきましては、在宅の身体障害者の方で移送に耐えられない等の事情で通所による入浴サービスを受けることが困難な方を対象に、移動入浴車を自宅に派遣し、入浴介助を行うものです。

特別障害者等手当につきましては、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を要する在宅の障害者に対して手当を支給するものでございます。

次に、節21補償、補填及び賠償金につきましては、相談支援事業委託料につきまして、この事業について全国多くの自治体が消費税を非課税として取り扱っておりましたが、昨年10月に国から、当該事業は消費税課税事業である旨の通知があり、本市においても非課税事業と誤認し、消費税を非課税とした契約をしていたため、令和元年度から令和４年度の委託料に係る消費税分及び延滞税等を補償金として支出したものでございます。

次に、節22償還金利子及び割引料につきましては、令和４年度分の障害者福祉関係扶助費等の精算に伴う国庫負担金返還金などとなっております。

次に、目３老人福祉費でございます。

節１から節４の主なものといたしましては、地域支援事業の事業費の支弁人件費としての高齢者支援係職員の人件費の一部及び会計年度任用職員３名の人件費でございます。

次に、節７報償費につきまして、敬老祝い金は80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の節目の方に支給をいたしました。

次の在宅寝たきり老人等介護見舞金は、在宅で寝たきりの高齢者を介護する家族への見舞金となっております。

次に139、140ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものにつきまして、食の自立支援事業委託料は独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで食事の調理等が困難な方に対しまして食事の提供及び安否確認を行うものでございます。

ふれあいネットワーク事業委託料は、社会福祉協議会に委託し、在宅の独居高齢者等の生活状況を把握して、孤独感の解消や安否の確認を行うものでございます。

緊急通報システム事業委託料は、在宅の独り暮らしの高齢者等で日常生活において常時注

意を要する方の緊急時の連絡手段を確保するため警備会社に委託しております。

生活支援体制整備事業委託料は、日常生活上の支援が必要な高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による生活支援介護予防サービスの提供体制を構築するため、第１層生活支援コーディネーターの配置、第１層協議会の運営等を社会福祉協議会に委託しているものでございます。

介護予防事業委託料につきましては、主要施策の成果の説明書35ページをお願いいたします。

活動的な状態にある65歳以上の高齢者を対象とするいきいき健康教室、ふまねっと運動教室、ロコモーショントレーニング教室、ＴＯＳＵＳＨＩ音楽サロン、高齢者自身の健康維持向上とともに高齢者を支える担い手の確保を目的に、介護予防サポーター養成講座、要介護や要支援状態に陥るリスクのある高齢者に対しては、運動、栄養、口腔機能等の機能向上や改善指導を行います元気が出る学校や元気クラブを、支援の必要な高齢者を早期に発見し、介護予防活動につなげることを目的とした地域巡回介護予防検診業務を実施するなど運動機能の改善、認知症予防等の介護予防教室の開催委託料となっております。

決算書に戻っていただきまして、豊かな長寿社会づくり推進事業委託料につきましては、高齢者の健康と生きがいづくりを推進する事業で、鳥栖市老人クラブ連合会に委託し、公園等の除草作業、清掃作業及びペタンク、ゲートボール等の大会の開催委託料となっております。

次に、節18負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金（介護保険）につきましては、介護保険事業に伴う介護給付費等に関した鳥栖地区広域市町村圏組合への負担金でございます。

こちらは主要施策の成果の説明書の36ページにも記載しております。

高齢者福祉乗車券助成金につきましては、75歳以上の高齢者、70歳以上の運転免許返納者及び免許の更新をしなかった方を対象とした路線バス、ミニバスの運賃助成となっておりまして、１冊5,000円の乗車券を1,500円で購入できます。

６冊まで購入できますので、１人当たり２万1,000円を上限に補助をしているものでございます。

シルバー人材センター補助金は高齢者の就労による生活向上、社会参加の促進などの地域の活性化を目指すシルバー人材センターへの補助金となっております。

敬老会補助金につきましては、町区などの敬老会の主催者に対し、75歳以上の高齢者１人当たり1,500円を上限として補助を行うものです。

141、142ページをお願いいたします。

地域福祉基金活動事業補助金及び老人クラブ運営費補助金につきましては、鳥栖市老人クラブ連合会に対して健康及び生きがいづくり事業に要する経費や運営費を補助するものでございます。

次に141、142ページの食の自立支援事業補助金につきましては、主要施策の成果の説明書37ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしました食の自立支援事業において、食材費等の物価高騰の影響を受けた事業所支援のため、また、利用者負担となる食材、医療費の増額相当分を事業者に補助することで、高齢者の自立支援、自立した生活を支援いたしました。

決算書に戻っていただきまして、地域介護・福祉空間整備補助金につきましては、主要施策の成果の説明書38ページになります。

こちらは既存の高齢者福祉施設等において老朽化等に伴う大規模な改修等を行う事業所に対し補助金を交付するものでございます。

令和５年度につきましては、轟木町にある認知症高齢者グループホーム安心とどろきと山浦町にあります認知症高齢者グループホームみどりヶ丘に対し､それぞれ773万円の補助を行っております。

予算書に戻っていただきまして、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金は事業所の新設に伴う施設整備事業及び開設準備に係る補助金でございます。

こちらも主要施策の成果お願いします。

39ページになります。

今回補助をいたしましたのは、九州メディカルサービス株式会社で認知症高齢者グループホームの設置に対する補助となっております。

決算書141、142ページに戻っていただきまして、節19扶助費の主なものといたしまして、老人保護措置費につきましては、65歳以上の高齢者で関係、環境上、経済上の理由で居宅での生活が困難な方の老人ホームに入所する経費としての措置費となっております。

次に、節22償還金、利子及び割引料につきましては、平成29年度から令和３年度（137ページで「令和４年度」に訂正）の介護保険低所得利用者助成事業費補助金返還金でございます。

次に、目４老人福祉センター費でございます。

まず節１、節３は会計年度任用職員３名分の人件費でございます。

節10需用費の主なものといたしましては、中央老人福祉センター等の燃料費や光熱水費などとなっております。

節12委託料でございますが、これは中央老人福祉センターの清掃、機械設備保守管理、昇

降機点検などの維持管理に伴う施設管理委託料でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、143、144ページをお願いいたします。

目６住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費のうち、節１報酬から節８旅費につきましては、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業におきまして、令和５年度住民税均等割非課税世帯に対する３万円及び７万円の給付金。また、令和５年度住民税均等割のみ課税世帯に対する10万円の給付金及び７万円と10万円の給付対象となった世帯の児童１人当たり５万円の加算給付事業に伴う事務に要したもので、会計年度任用職員２名の人件費及び職員の時間外手当が主なものでございます。

節11役務費につきましては、確認書等の郵送料、口座振込に係る手数料、節12委託料につきましては、システム改修、確認書等の封入封緘の委託料でございます。

また、給付金業務委託料につきましては、３回の給付金事業に係る申請書等の受付、審査、入力事務及びコールセンターの機能をアスタスク株式会社唐津に業務委託したものでございます。

145、146ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金につきましては、主要施策の成果の説明書41ページをお願いいたします。

この事業につきましては、物価高騰等により厳しい状況にある低所得世帯及び子育て世帯を支援するため、住民税非課税世帯等に対し給付金を給付いたしたものでございます。

令和５年度の住民税非課税世帯に対しまして、令和５年７月から９月にかけて6,217世帯に３万円を。また、12月下旬から令和６年２月にかけて6,018世帯に７万円を給付いたしております。令和５年度の住民税均等割のみ課税世帯に対しましては、令和６年２月から３月の令和５年度中において1,255世帯に10万円を給付いたしております。また、令和５年度の住民税非課税世帯及び均等割のみ世帯の18歳以下の児童１人当たり５万円の加算給付を令和６年２月から３月の令和５年度中におきまして947人の児童の世帯に給付をいたしております。

続きまして、決算書の153、154ページをお願いいたします。

項３生活保護費、目１生活保護費総務費の主なものでございますが、節１報酬につきましては嘱託員報酬及び自立支援就労相談支援員５名を含む会計年度任用職員報酬となっております。

節２給料から節４共済費につきましては、生活支援係職員５名分の人件費となっております。

節11役務費につきましては、保護決定に係る調査及び通知等に係る郵便代等。また、手数

料は医療扶助に係るレセプト審査等の手数料でございます。

節12委託料の主なものといたしましては、システム改修委託料につきましては、被保護者調査に関する調査項目の追加等に伴うものと生活扶助基準の見直しに伴うもの及び生活保護、医療扶助オンライン資格確認対応に伴うものの３回のシステム改修の委託料となっております。

家計改善支援業務委託料につきましては、新規相談、貸付金あっせん、家計改善プランの作成、食糧支援等を生活困窮者就労準備支援事業費補助金を活用いたしまして、公益社団法人佐賀県社会福祉士会に業務委託を行ったものでございます。

健康管理支援業務委託料につきましては、生活保護受給者の医療費の適正化を図るため、重症化の恐れのある方をレセプトデータから抽出し、特定健康診断につなげるものでございます。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金の生活困窮者支援活動事業補助金につきましては、生活困窮者自立支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業に伴う支援ニーズの増大に対応した地域のＮＰＯ法人等に対する活動支援に要する支援金で、１団体当たり50万円を５団体に補助をいたしております。

各団体の主な活動支援といたしましては、生活困窮の子育て世帯などへ配食やその折に進路相談や就労相談、生活上の困り事や心配事の相談を受けたり、また、居場所づくりや生活困窮者等への移住支援、居住支援などを実施していただいております。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和４年度の精算に伴います国庫負担金等の返還金でございます。

主な返還金の内訳といたしましては、令和４年度の生活保護国庫負担金返還金が5,767万4,990円でございまして、その内訳といたしまして、医療扶助が4,751万2,264円、生活扶助が944万134円、介護扶助が111万8,592円となっております。

生活保護総務費の主要施策の成果につきまして、49ページをお願いいたします。

ただいま御説明させていただきました生活保護総務費におきましては、生活保護者の困窮の程度に応じまして必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、生活困窮者に対しましても、自立を支援するため、各種生活支援事業に取り組んでおります。

効果のところになりますが、生活保護に伴う相談件数、申請件数、開始件数等々、過去３年間の件数等を記載いたしております。

②生活困窮者自立支援につきましては､生活自立支援センターで受け付けました相談件数、就労支援、住宅確保給付金等の支援の３か年の件数を記載いたしております。

続きまして、目２扶助費、節10扶助費につきまして、主要施策の50ページをお願いいたし

ます。

生活保護に関するものでございますけれども、令和５年度の各種扶助を支給した世帯につきまして、実績を記載しております。

被保護者が345世帯、428名におきまして、生活扶助につきましては、293世帯363名。住宅扶助につきましては、292世帯364人。教育扶助につきましては、14世帯の23人。医療扶助につきましては317世帯の364人。介護扶助につきましては、90世帯の91人。生業扶助につきましては、８世帯の９人。葬祭扶助につきましては、３世帯の３人などとなっております。

続きまして、決算書の157、158ページをお願いいたします。

項５災害救助費、目１災害救助費、節19扶助費につきましては、市内で発生いたしました災害に応じての見舞金となっております。

令和５年度中に住宅火災で全焼火災家屋が１件ございましたので10万円の災害見舞金を被災者にお渡ししている分になります。

歳出の主なものについての説明は以上でございます。

これで地域福祉課、高齢障害福祉課関係分の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

執行部の御説明が終わりました。

暫時休憩します。

午後３時28分休憩

ᔓᔓᔓ

決算書の141、142ページになります。

節22償還金、利子及び割引料のところで、私が間違えて平成29年から令和３年度の補助金の返還金というふうな説明をいたしましたけれども、この決算書のとおり、令和４年度の補助金が確定したことに伴って今年度､令和４年度分を返還したというところで13万2,000円支出をしております。

すいません、間違えました。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

私も答弁の訂正って言いましたけどここも間違っておりますので、説明の訂正ということで訂正をさせていただきます。

それでは、執行部の御説明は終わっておりますので質疑から始めたいと思います。

御質疑のある方、挙手にて御発言ください。

牧瀬昭子委員

施設に関してまとめて質問させていただきたいと思うんですけど。

主要施策の説明書34ページ、ひかり園の改修工事とそれから同じく38ページ、39ページのグループホーム等の改修工事に関してですけれども、空調が関わる際にやはり断熱が一番重要になってくると思うんですが、その断熱に関しては、今回の工事について、何か断熱を入れられたとかいうことはありますでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

ひかり園の改修工事につきましては、屋根塗装をやり直しておりますけれども、その時に防水とあと遮熱の塗装ということでいたしております。

それと38ページのグループホームの分につきましては、安心とどろきのほうは、これは非常用電源の装置設備に係る分で空調とは直接関係ない分です。

グループホームみどりヶ丘につきましては全体的な床とか、あとはトイレの改修とか、そういったところがメインだったと思います。

それと39ページの九州メディカルについては新築ですけれども、断熱がどういったものを使われているかっていうところは資料がございませんので申し訳ございません、そこは分かりかねます。すいません。

牧瀬昭子委員

鳥栖市でゼロカーボンシティ宣言とかということで、今後、光熱費を下げる、燃料費を下げるということも考えると、こういう断熱が不可欠ではないかと思うんです。

こういうメニューがあるのかどうかということと、あと、補助金の対象にするときに、こ

れも入れてくださいということが要望としてできるのかはいかがでしょうか。

古賀達也健康福祉みらい部長

先ほどのグループホーム関係につきましては、それぞれ福祉施設でのそういう対象経費なり、基準額というのが設定されております。

今、御質問のゼロカーボン関係についてはまた別の観点にはなるかと思いますので、補助とかになると、こちらの高齢障害福祉課で補助するに当たりましては、こちらの補助金の活用をしているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

では最後、要望とさせていただきたいと思います。

今のところゼロカーボンの補助金とかということではないというお話だったと思うので、これからそういったものも含めて、ぜひ補助金の中身も補助対象者の方と一緒に、そういう施設を改修する際には、こういう補助がありますとかっていうのをほかの課と一緒に連携してやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

緒方俊之委員

決算書の84ページで、障害者自立支援給付費返還金等で、もう少し詳しく説明していただいてよろしいですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

一つが、ＮＰＯ法人の楠の木会っていう事業所があるんですけれども、そこが人員配置基準違反か何かで処分を受けられたっていうことで……、すいません間違えました。

それはその前の年で、福岡県にある施設ですけれども、福岡県が実地指導といいますか監査に行った時に指摘を受けて、本来、減算しなければいけない部分を減算せずにそのまま請求をしていたというところで、その分は返還しなさいというふうな指導を受けてあります。

その分で、鳥栖市の市民さんもその施設を利用されていましたので、その分のサービス給付費を返還していただいております。

それから､有限会社トコトコにつきましても､こちらのほうは指定取り消し処分だったか、こちらは処分があっていたと思います。

こちらも福岡県の事業所ですけれども不正請求があったということで、こちらは鳥栖市の方の利用分で不正請求となった分を平成30年、令和元年、令和２年度分で返還をいただいておりましてこちらは行政処分がありましたので、加算金も含めて返還をしていただいており

ます。

以上です。

緒方俊之委員

そういう不正的なものって結構あるんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

施設の指定権者が大体県ですけれども、県が定期的実地指導なり実地監査をされておりまして、そこで不正請求だとか人員配置違反とか、基準に違反した運営を指摘されることが時々ございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

138ページで補償、補填及び賠償金の委託事業に係る消費税等の補償金。初めて聞くような名前ですが。詳しくどういう状況でこうなったのか。また、それが鳥栖市だけなのか、ほかの自治体も勘違いするようなところがあったのか、その辺も含めて全体的なところを教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

これは令和５年度の３月補正で御審議いただいたんですけれども、相談支援事業所に対しての委託料で、キャッチと光風会と若楠療育園に委託している分で、こちらの事業が社会福祉事業というふうに私どもは認識しておりまして、非課税という取扱いをしておりました。

ところが昨年の10月に厚生労働省から、この事業は消費税の課税対象ですよという通知が突然参りまして、全国様々な市町村が非課税扱いにしていたっていうのがありました。

政令指定都市を昨年調べたんですけれども、全ての政令指定都市が非課税扱いをしていたというところで、それぞれ、５年間遡って消費税分を追加で払うと。延滞税についても補填するというふうな措置を取られまして、うちのほうも同様の対応をしたところでございます。

中川原豊志委員

令和元年からということで、その時の国の指導というところの中には、そういうのは入っていなかったということなのか。

竹下徹高齢障害福祉課長

その辺が明確に示されていなくて、非課税と誤認していた自治体が多くあったというふうに聞いております。たしか中部地区あたりの新聞社がそのことを厚生労働大臣の記者会見で聞いたところ、課税ですって、ぽんって出てきたみたいで、それまでは非課税と認識していた自治体が半分以上あったということです。

中川原豊志委員

事情は分かったにしても、じゃあこの返金なのか、それは各自治体の一般財源からしか支払えないのか。施設のほうに請求するというのはできないものなのか。

竹下徹高齢障害福祉課長

本来、消費税分も含めて市が委託すべきであったものですので、市でその分の消費税分を支払うといったことで対応をいたしております。

中川原豊志委員

何となく分かりましたのでこの件はいいんですが、その下に、償還金及び利子のところの令和４年度の国庫負担金の返還が2,000万円以上ございます。この内容を教えてもらえますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

障害者自立支援医療費国庫負担金が約465万円です。それから、障害者自立支援医療費の県負担金、こちらが232万4,263円。それから、主なものとしては障害者自立支援給付費の国庫負担金が794万2,738円。県の負担金が397万1,369円。それから、令和３年度の障害者自立支援給付費国庫負担金が247万8,710円。県の負担分が123万9,355円となっております。主なものは、そういったところです。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

要は若干、予算立ての時に多めにと言うとあれやけれども、不足がないようにということで申請をしていて、その分いかんかったというな判断ですね。分かりました。

西依義規委員

中川原委員と同じところで、138ページの受託事業のやつで、もちろん事業者側に消費税の請求がいきますよね。消費税ってまるまるいかんじゃないですか。10％なら10％いかんじゃないですか。それはどういうふうに計算するんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

今年の３月に消費税の申告をしていただきまして、その額が確定した後に消費税分ということで、お支払いしております。

西依義規委員

事業所ってほかにもいっぱい事業しているじゃないですか。これだけの消費税額が出るんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

こういったことで非課税になっていましたので申告してくださいということで、事業所さんに依頼をしまして修正申告をしていただいております。その結果、確定した消費税額を払

っております。

西依義規委員

じゃあ違うところいいですか。132ページの主要事項説明書に30ページに社会福祉協議会の運営補助金がありますけど、要は、社協さんがいろいろしてあるので、運営補助金が足りているのかどうか。これはどうやってまず計算をしているのか。補助金の算出方法は。

林康司地域福祉課長

社会福祉協議会の運営費補助金につきましては、正職員の７名分の人件費の９割の補助金でございます。

内訳といたしましては、会長さんと正規職員、係長、主査級での２名、主事級２名、それと嘱託員１名の７名分の人件費の９割を助成いたしておるところでございます。

西依義規委員

もう人手がおらんとです、大変ですよってよく聞くけど、その７名を８名にしたら、その分の９割もいけるんですか。それとも、７名って市役所から言っているんですか。

林康司地域福祉課長

ほかの事業等につきましては、いろんな事業ごとに嘱託職員さんを雇用されて、それごとに補助事業であれば補助金を、嘱託員さんの分を補助でお渡ししております。

今回、この額になりました経緯につきましても、鳥栖市の社協につきましては、県に委託の分でされてあります委託金がありますので、その分も一部も充当された中で、この額をこちらと相談させていただいております。

人を増やすところは、また別の事業を考えていく中で、また協議していきましょうというような話はさせていただいております。

古賀達也健康福祉みらい部長

社会福祉協議会につきましては、地域福祉の担い手として、市から様々な事業をお願いいたしております。

そういう中で、体制についても、以前は正職員とか少なかったんですけど、ひきこもりだとか、いろんな部分の事業について取り組むというところで、正職員についても人数を増やしてきたところでございます。今後につきましても様々な課題等もございます。

そういうところを踏まえながら、社会福祉協議会とも体制についてはこれまでも協議してまいりましたし、そういう中で、必要な人件費、運営費の補助についても、そういう観点で体制に応じて補助については検討しているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

もう鳥栖市の社会福祉の相当大きな部分を占められてると思うんで、その辺は部長答弁もありましたんで、ぜひよろしくお願いします。

それと、民生委員・児童委員活動補助金とあるんですけど、これっていうのは民生委員の方々に活動費としてお渡しするんでしょうけど、例えば、消防団が直接振込になった――これはどうやって民生委員の方々にお渡しされているんですか。

林康司地域福祉課長

こちらは市内各地にございます地区の民児協にお支払いさせていただいて、その中で各個人さんにお渡ししていただいているようになります。

樋口伸一郎委員長

支払い方法については。振込なのか、現金手渡しなのか、多分それも聞かれてあったので。

林康司地域福祉課長

各地区の民児協から各個人さんに……

樋口伸一郎委員長

市からでしょう。

林康司地域福祉課長

市からは各民児協に振込でございます。

西依義規委員

例えば、協議会の運営費補助金があるじゃないですか。それはそれで別で、ちゃんとやって、これはもう完全に活動費として個人にいっているのか、それとも、活動費の中からまた民児協がある一定額を事務費としてしてから、残った分をお渡しされているのか。そこまで把握されていないのか、その辺を。

林康司地域福祉課長

地区ごとの分につきましては、正直把握はいたしておりません。全額を渡しているのか、先ほどおっしゃっていただいたように何か積立てとかをされて、その残りをお渡ししているのかというのは地区様々になっていると思います。

西依義規委員

活動費の額って全国一律ですか。高い町もあれば安い町もあるんですか。

林康司地域福祉課長

活動費は月当たり１万1,100円で、年間13万3,200円となっております。個人１人当たりですね。こちらにつきましては、国の交付基準額が１人当たり６万200円で、残りの７万円は市の持ち出しで、各個人さんの活動費として積算をしているところでございます。県内におきましては、一番高いところで同額。あとはもう1,000円とか100円規模で少し低い自治体さん

はあるというふうには把握いたしております。

西依義規委員

鳥栖市はその差額分をまあまあやっている自治体のほうだっていうことですね。全国一律じゃないということですね。(「はい」と呼ぶ者あり)

県のレベルに合わせたけんどうかっていう、県で最高だから、鳥栖市がいいのか分からんですけど。民生委員さんのお声を聞きよったら、あとは活動費ぐらいしかないじゃないですか。もう相談は増えている、やることは増えている。活動費が国からの補助条件がないんであれば――じゃあ、増額することも可能だということですか。

林康司地域福祉課長

可能ではあると思います。

西依義規委員

もちろん消防団の報酬も結構高いほうとか、もちろん民生委員も高いほうやけど、やっぱり町々によって例えば、最近ガソリン代とか電話代も高いとかもあるんで、その辺はもうさっきの社協さんじゃないけど、声を聞いて、あとは民児協さんで、各８区どうしているのかぐらいはやっぱり税金を使っているから、そこだけは把握して――しちゃいかんとは言わんですよ、皆さん同意の上ならそれでいいでしょうけど。そこはやっぱ担当課は把握しておくべきかなと思いますんで、お願いします。

林康司地域福祉課長

各地区協での活動費につきましては、きちんと把握をさせていただきます。

あと、全体の活動費につきましては、そもそも民生委員の制度の中でということもありまして、市で行っているところには県を通じてとか、九州市長会を通じて国に今おっしゃっていただいたように、物価高騰等ありますので、活動費の見直しをということでは要望はさせていただいております。

西依義規委員

すいません、決算でここぞとばかりに言いますけど、例えば、いろんな市の講演会とか――動員までとは言わないけど民生委員さんがこう……、費用弁償とは言いません、ただ、それは向こうもガソリン代を使って来ているから、その辺も含めて、これ以外の活動はこれぐらいあると。もちろん多い町と少ない町とあろうけん、そこは平均は取れんと思いますけど。

そこぐらいまでしっかり調べていただいて、妥当かどうかぐらいも調べてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

成冨牧男委員

今の民生委員の関係でいうと、運営費補助って書いてある。これについては各民児協でいろいろ使える。どういう使い方をされているのか。例えば、費用弁償で500円出しますとか、民児協ごとにしているのか。

林康司地域福祉課長

運営費補助金でよろしいですかね。こちらにつきましては、地区の運営ですね、その名のとおりを補助することになっておりまして、各種研修、会議の出席、部会の活動費などで使っていただいております。

成冨牧男委員

さっきの使い方でいうと、質問のときに言ったけど、そこそこで独自にルールを決めてもいいっちゅうことやろう。費用弁償は500円、１回当たり500円にしましょうとかそういう、そこの余裕があれば。

林康司地域福祉課長

活動費につきましては、各地区の民児協で運営をしていただいております。

樋口伸一郎委員長

いいですか。

成冨牧男委員

132ページの全日本同和会の補助金で、今まで繰り返し言っていることは、ここで一々やり取りいたしませんので、毎年頂いている同和会が補助金申請のときに添付している書類の資料提出をお願いしたいと思います。できれば、皆さんでそれを確認しておきたい。

樋口伸一郎委員長

いいですか。委員会として資料を出す分が可能な分、毎年出されてある分ってことですけど。求めたいですけど、どうでしょうか。

成冨牧男委員

申請時にっていう形でまとめて言いましたけど、事業計画書、それに基づく決算書と予算書。それぐらいやったかな。それとそれの裏づけとなるいろいろな活動の報告――こういうことをうちはやりました、事業報告ですね。だから事業計画と事業報告が載ったやつです。

樋口伸一郎委員長

資料の提供についてですけど。

林康司地域福祉課長

令和５年度の事業計画、報告、予算決算書、(「決算書も令和５年度出ると？」と呼ぶ者あり)

それを委員会終了後によろしいでしょうか。(「構いません」と呼ぶ者あり)

御準備いたします。

成冨牧男委員

質問というより確認したいことがあります。今もそうかということを取りあえず確認させていただきたいんですけど、補助金については400万円、これは精算でなくて渡し切りだったですか。それが１つ。

それと、ここは全日本同和会鳥栖支部の規約はないんですよね。いつも答弁いただいているのは、全国組織のを準用させていただいております――本当は向こうが準用させていただいておりますって言わないかんのでしょうけど。あんまりそういう話を聞かないから。だから、そういうことなのか。今、２つですね。

補助金は渡しきりでやっているのか、独自の規約は持たないということでこれからもやっていくのかという確認と、あと１つは……。取りあえず、同和会についてそれだけ。

林康司地域福祉課長

補助金につきましては、概算払でしておりますので、最終的な精算をいたしております。

規約につきましては、先ほど成冨委員からも御指摘ありましたように、支部独自の基準は持ち合わせておらず、全国組織の規約を準用していると伺っております。

成冨牧男委員

伺っているって、あなたたちがそれでいいって言いよるとやろう。(「言いよるというか」と呼ぶ者あり)

言いよらんと？そこまで言うなら、その確認。

林康司地域福祉課長

県内のほかの支部も持ち合わせておりませんので、今の時点では求めてはおりません。

成冨牧男委員

今の求めていない理由がちょっと違うかなと思いましたけど、もうそれ以上やり取りしません。

それと、もう一つ確認したいのが、同和関係の旅費ですけど、その旅費は、例えば、嬉野市に１泊で宿泊に行かれていますよね。全日本同和会との協議のために。５市かな。
それはどこにあるんですか。今回はどこで開催されて、誰と誰と誰が――肩書ですね、行かれたのか。

林康司地域福祉課長

御質問につきましては、決算書129、130ページの社会福祉総務費の中の旅費全体の中の105万7,150円の中に含まれております。今回４月に出席いたしましたのは、地域福祉課長と生涯

学習課長の２名となっております。

成冨牧男委員

今まで再三言っているんですが、これももう再度の答弁は求めませんけど、県内で日帰りというのは、この旅費だけということだったですね。県内１泊の旅費はここだけだと。庁内でほかには一つもないということで。中身を見ても、これ佐賀市内か何かでやって１日かけて終わるやつをわざわざ大正屋まで行かなきゃいかんのかという。これは改めて言っておきます。

それとあと１つ、この旅費の中にはいわゆる各種大会への参加旅費も含まれているんでしょうか。含まれているのであれば、それも概数だけ言っていただいて、詳細については時間節約のために資料を出していただきたいんですけど。何という大会で東京に何名とか、いわゆる全日本同和会関係だけでいいです。

林康司地域福祉課長

資料につきましては、準備をさせていただきます。旅費関係につきましては、全国大会や全国の青年部、女性部の研修会及び九州連合会での研修会がございます。

成冨牧男委員

その資料提出を求めたいと思います。

樋口伸一郎委員長

資料提出は可能っていう意味合いですよね、今の。

確認します。

林康司地域福祉課長

今までお渡ししていた様式でお渡しさせていただきたいと思います。

成冨牧男委員

それで最後ですが、全日本同和会の――さっきの嬉野市に戻りますけど、協議はそれぞれで、例えば、密接にやっておられるという答弁もかつてありましたので、鳥栖の同和会とわざわざ嬉野市に行ってお話合いをされなくても鳥栖市役所なり同和集会所でやればいいわけであって、それはそちらの方向でぜひ検討していただきたいなと思っております。

今、返答を求めても無理だと思いますので、以上です。

樋口伸一郎委員長

前段で今、副委員長がおっしゃった委員会の資料提出に、最後また１枚加わったような感じですよね。それもそろえて、参考資料で委員会に御提出いただくと。

日にちは最終日でいいですか。

成冨牧男委員

私はいいです。

樋口伸一郎委員長

最終日までに御準備をいただいて、よろしくお願い申し上げます。

ほかに御質疑ある方。

牧瀬昭子委員

決算資料の136ページと、併せまして、140ページで福祉タクシー助成金の分と高齢者福祉乗車券助成金についてお尋ねいたします。

両方とも予算には達していないと思われますけれども、これも多めに予算化されて、結果、届かなかったと思っておられるのか。もしくは、ほかの要因があるのか。どのように分析されているのか教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

前年度、前々年度ですね、過去の実績を基に新年度の予算を計上させていただいておりますけれども、そこまでいかなかったということで、その理由としては、どういった理由で届かなかったのかっていうところの把握はできておりません。

牧瀬昭子委員

どのように使われているのかということも含めて、これから使われている方とか、手帳を持たれている方とか、高齢者の方は増えていっているけれども、この予算自体は減ってはいなくて、前年度と同じ状態であるのにもかかわらず達していないというのは、使い勝手が悪いとか、もっと使いやすくなればこの利用者も増えるし、サービスも提供できるということがあると思います。

ですので、その中身に関し、使われている方とか、使い勝手が悪くて使えない方とかにその辺りの中身をぜひ精査していただいて、より改善を求めたいと思います。これは要望とさせていただきたいと思います。

続きまして、138ページの在宅寝たきり老人等介護見舞金についてですけれども、こちらも予算として282万円で、今回180万円ということだったのですが。

この見積りとしては何人を予定されていて、今回達していないのは、理由としては何だったのか、減ってしまったのか。

もう一つ、単価についてお一人当たり幾らお支払いされているのかを教えてください。（発言する者なし）

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後３時28分休憩

ᔓᔓᔓ

現在の対象人数は何人になっていますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

令和５年度の実績が29名でございます。

牧瀬昭子委員

施設に入られたときに以前はおむつを支給されていたけれども、金額的にとてもかさむので、施設に入られても欲しいと言われる方がおられますが、そういう方々への支給ができなくなった要因というのは、何かが変わったということがあったのでしょうか。元から施設に入った方はもらえないとなっていたんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

こちらの事業につきましては、鳥栖市の単独の事業になっていますので、法令で決まったものではないんですけれども、一応うちが支給対象としているのが、常時失禁状態にある65歳以上の高齢者を介護する所得税の非課税世帯に対して現物支給をさせていただいているところですので、介護者に対する見舞金っていう形ですので、施設入所された場合は介護されていないっていう形になるので、対象外とさせていただいています。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

140ページのふれあいネットワーク事業委託料について、この事業の委託先と事業内容、それとその事業をどう評価されているのか聞いていいですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

委託先は社会福祉協議会でございます。住民相互のネットワークで在宅の独居老人等の生活状況の把握とか、孤独感の解消を図るといった目的で事業を実施させていただいております。ネットワーカーさんっていって、見守りをしていただく方が町区からこういう人がいますよっていう情報を頂いて、日々見守りをしていただくというところで、孤独死だとか、異常といいますか、そういったことが孤独感の解消ですね、そういったことにつながっていると考えております。

西依義規委員

これは、私は社協さんの事業とばかりに思っていたんです。まさか鳥栖市が委託しているなんて、鳥栖市の姿なんて一個も出てこないですよ、この触れ合いネットワークに対して。もうちょっと鳥栖市が関与して、丸投げじゃなくて、もうほぼ丸投げでしょう、この事業。259万2,000円で当初予算と同じ額ですが、予算を立てるのはどういう――例えば、何月何日時点でのネット数なのか。ですけど年で移動するでしょう、亡くなるとか、また新たに見守

りが必要とか。それは全然考慮しないんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

ネットワーク事業については、社協さんからのネット数とか、その辺の見積りを頂いて、それに合わせた委託料とさせていただいております。

西依義規委員

例えば、最近は能登半島のいろいろあって、もうちょっと自治体が直接的にすべきものを社協さんが次に地区社協に聞いて、その次に地区社協がまた区長さんたちに聞いて、おたくの町は何ネットね、こういうネットです――ほぼこれ、市の事業なんて思っている人、誰もいないですよ。もうちょっと市がこのふれあいネットワークに直接関わらんと、私はあんまりこの委託っていう名前に――補助ならいいですよ、委託していいんで、本来鳥栖市がすべきでしょう。ネットワーカーさんたちはすごく頑張って、見守りしているし、ちゃんとしているけど、これは鳥栖市がみんな見守っていくっていう機運もつくらんといかんかなと思いますんで。あんまり社協さんに丸投げせんようにしていただきたいんですけど、答弁何かありますか。私が言うことは間違っていますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

市のこれに関わる姿が見えないっていうのは、たしか社協の理事会の中でもそういった御意見を頂いているところですけれども、我々が直接するってなると、やっぱり限られた人員でやっているところもありまして､なかなか市が直接っていうところが難しいところもあり、社協さんに現在をお願いしているっていう状況です。

市としてどのような関わり方ができるのかっていうのは考えさせてもらいたいと思います。

西依義規委員

じゃあ１ネットいくらプラス、どういう積算でこの委託料になるんですか。259万2,000円の積算。

竹下徹高齢障害福祉課長

ネットワーク事業として40万円です。それから、活動助成で179万5,000円。それから、活動者の損害保険料として24万5,000円。それから、訪問票の作成費等で15万2,000円というところで、合計の259万2,000円となっております。

西依義規委員

すいません、ここばっかり突っ込んで。これに対する事務費みたいなものも入っとったんですか。それとも社協さんなり、地区社協さんの通常の報酬の中にこの仕事を増やしたってことですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

先ほど申し上げました訪問票作成費等の中に事務費が含まれているところでございます。

西依義規委員

やっぱりそうやって――いろいろな事業が多分、社協にあると思うんです。だからいろんなものが合わさって、先ほどの運営協議会の補助が妥当かも含め、ぜひ考えてみてください。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

主要施策の説明書49ページをお願いします。

生活支援事業についてですけれども、まず、効果①の生活保護で相談件数が令和５年は78件、申請者数が67件と、相談はされたけど申請されなかった方が９件で、その67件のうち開始された方が52件ですので、15件の方が開始されなかったということがここから分かると思います。２番目の生活困窮者自立支援では令和５年度でいくと、新規延べ件数はコロナ禍からすると、あまり変わっていないというか、令和４年度分が少なかったのは、ほかの要因があると思うんですが。とにかくコロナが明けたとしても、困窮世帯は変わっていないということがここから見えると思います。

で、新規の実件数は199件ということで、ここから生活保護の申請に移行というか、申請をされた方はよかったと思うんですが、199件の方々がその後どのように相談をされた上で生活の困窮から復帰できたのか。開始できなかった方たちはどのようにサポートされたのか。

開始できた方に関しては継続的な支援を今されていると思うんですが、サポートできなかった件に関しては、どういう要因があって、そのサポートを継続されているのかどうか。

その辺りについてはどのように令和５年度に関してされたのかということをお示しいただけますでしょうか。

有馬健次地域福祉課地域福祉係長

牧瀬委員の御質問にお答えします。

まず、生活保護に対する78件の相談に対し、申請が67件、開始が52件申請に対して52件で、15件が開始できなかったということで、そこのフォローについてですけれども、そこにつきましては、申請に対して、開始できなかった理由の一つが資産をお持ちであったところに起因することが多うございます。

国が決めた生活保護の基準に対しまして、資産をお持ちであったため却下になったということがございます。

ですので、そのためのフォローとしましては、預貯金がその場合あったというところの部

分での却下に対しましては、それ以上の収入が今後見込めないということになりますと、その資産が減った時点で、また再度、御相談いただくということでの対応としております。

あと、生活困窮者の199件の新規相談に対して、生活保護に対する相談が半分以下ということですけれども、ここの相談支援の中身といいますか、相談内容としましては、まず、社会福祉協議会で貸付け等を相談される際に自立支援センターで家計相談を行ってくださいということで、生活自立支援センターを利用される、そういったケースもございます。

また、そのほかにも家計が苦しい、家計相談を自主的に受けたい、あるいは債務整理を行いたいというところでの御相談もございます。

生活が苦しいのは借金返済が家計を苦しめているということから、生活自立支援センターでは債務整理――弁護士相談につなげて債務整理を行っていただく。

生活困窮者の方は保護テラスという国が所得に対して費用を国が弁済する、そういう制度がございますので、その制度を利用しながら、債務整理を行っていただくということにつなげていくというところで、生活保護に至らないケースというのもございます。

ですので、そこの差というふうに理解しております。

牧瀬昭子委員

細かく言っていただきまして、ありがとうございました。

サポートが漏れなくされていくようにということで今、関わっていただいているんだと認識しました。ありがとうございます。

ただ、この人数に対して、ケースワーカーの方の数がとても少ないのではないかということも御指摘させていただきたいと思うんですが。１人当たりのケースワーカーさんに対する対応世帯数の割合っていうのは、法の基準に合致しているのかを教えてください。

林康司地域福祉課長

今の質問は生活保護のケースにおいての生活保護のケースワーカーの数がということでよろしいでしょうか。御心配いただいておりますように、令和５年度中につきましては、１人当たり大体80件が目安になっておりましたけれども、昨年度の体制ではそこを超えておりました。今年度は１人ケースワーカー、今、研修中の分もありますけれども、配置されておりますので、今そこの基準満たしております。

牧瀬昭子委員

分かりました。ありがとうございます。

産休に入られる方とかいろいろなケースが考えられますので、大変な思いをされながら、職員の皆さんも関わっていただいていると思いますので、その辺りのメンタルのケアとか、その辺りの研修とかもぜひ今後も継続していただきたいと思います。

最後に１つ、156ページの生活困窮者支援活動事業補助金で、今回の補正予算でも上がっていました、地域のＮＰＯの方々が支援されることに対する補助金ということですが、これに関して、昨年度の決算のときに出していただいた資料を、活動の中身も含めて、また提出していただきたいと思うんですが、委員長いかがでしょうか。

樋口伸一郎委員長

必要なら委員会から求めますが、どうですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、委員会からの提出も含めて、お答えをいただければ。

林康司地域福祉課長

令和５年度に実施いたしました団体は５団体です。どういった支援をされているのかの内容と、あと実績の内容につきましての表を作成いたしまして、またこちらも資料を作成いたしまして委員会に提出したいと思います。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

これに関してですが、応募をされたときに、申請された数っていうのは５団体の公募で、５団体が来られたのか。

林康司地域福祉課長

昨年度の応募件数につきましては、７団体でしたけれども、プレゼンというか、聞き取り等させていただく中で、昨年度の要件といたしましても事業の拡大等々が要件になっておりました。それと実効性をお伺いする中で、２団体につきましては、見送りさせていただいた経過がございます。

牧瀬昭子委員

今回、令和５年は内容を踏まえたところで、５団体の応募で５団体ということだったと思うんですが、内容として、やはり補正で増やしてでも、そういう団体がおられた場合には増やす必要があるのではないかと思うんです。これは要望も踏まえてどのような見解かというのをお示しいただけますか。

林康司地域福祉課長

直接的なお答えは差し控えさせていただきますけれども、応募の団体を見て、あとそこの中の事業の内容と１団体50万円を考えておりますけれども、その予算内でもし団体を増やしているように賄えるのであれば、そこはそこで対応いたしてまいりたいと思います。

あとはまた次年度につきまして、今年度の結果を見て、またそこは検討していきたいと考えております。

牧瀬昭子委員

令和５年度この５団体の方々の実績は今度、表としてまとめていただけると思うんですが、これを基に各課に対して、どのようなつながりとか、このような方がおられたので、こういうサービスにつながりましたとか、成果というところではどのように、令和５年度は思われましたか。

林康司地域福祉課長

９月補正のときにも御説明させていただきましたけど、中間報告会を設けるとか、あと年度末にこちらの事業での報告会、またほかの事業での子育て関係での交流会、研修会の中でもこういった団体さんも参加していただいて、情報の共有をしていただいておりますので、今後も事業を採用された団体、また、それに付随して、もしされない団体があったとしても、そこと連携してやっていただくような関係性は築いていきたいと思っております。

樋口伸一郎委員長

ほかにあれば。

西依義規委員

牧瀬委員からの質問の高齢者福祉乗車券助成金について、当初予算からの数字が減っているっていうことなんで、ホームページを見たら、まちづくり推進センターでも販売されていますって、本庁の販売数と各まちセンはどういう形になっているのか。それとも、ＰＲが足りんのか、もっと近くで販売しないといけないのか。やっぱり使ってほしいと思うんです。もちろんバス路線がない住民に言ったって一緒やけん、バス路線があるような方々には、多分使ってほしいと思うんですけど。その辺の数は把握されていますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

本庁で販売した分とまちセンで販売した分っていう統計は取っていません。

ＰＲには努めていまして、市報にも当然、載せますし、バスの中にもポスターといいますか、貼らせていただいてますし、バスの日でイベントがありますけれども、そこで高齢者福祉乗車券の販売を行うとかですね。

今年度に関しては、出前講座に行ったときに、併せて販売をするといったこともしていまして、ＰＲには努めさせていただいております。

西依義規委員

7,860冊ぐらいになるんですか。3,500円でこの数を割ればいいんですか。何かほかにあるんですか。360円とかなっているんで、これはどういうことなのか。

竹下徹高齢障害福祉課長

これが100円券と150円券と160円券をつくっていまして、それぞれ１冊5,000円になるよう

に端数を調整していますので、乗車券を使われた券種を合わせるとこういった端数が出てくるっていうことでございます。

西依義規委員

ざっと割って1,160冊ぐらいなんです。その数が多いのか少ないのかっていう感覚はどうなんですか。私はえらく少ないように思うんですけど、そうでもないんですか。そんなもんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

全体の高齢者の数からすると非常に少ないとは思います。ただ、コロナがあって、コロナの期間はかなり販売枚数が減っていたんですけれども、令和４年ぐらいから徐々に増え出しまして、令和４年度が603万8,960円というところが今年度は653万円ということで、50万円ほど増えているっていう形で、少しずつ戻ってはきているかなっていうことでは捉えております。

西依義規委員

所管が変わると思うけど、今、地域公共交通計画をつくられていると思うんで、ぜひ、高齢者の担当課から――いろんな見方があると思うんですよ、これは使えない路線やんかと。

幾ら頑張ったって650万円しか売れないってことは、要は、高齢者が使いにくい路線になっているじゃないですかという、やっぱりそっちの目線からも意見を言ってもらわんと、そういう子供の目線とか、いろいろあって多分バス路線が決まると思うんで。使っていただけるような路線に、ぜひ、よろしくお願いします。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

田村弘子委員

主要事項説明書37ページの食の自立利用者支援事業で、これって毎日食を宅配していただいているものでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

これはその人その人でアセスメントを行いまして、何食必要かっていうことで食数を決定させていただいていまして、個人さんに対してはそういうところですけれども、全体としては、１年365日毎日配食をしていただいております。

田村弘子委員

ありがとうございます。

365日の配食というところで、雪の日も届いたっていうところで、このありがたみをすごく

感じてある御家族の方がいらっしゃいましたので、この事業はとても皆さんに必要とされているものだと思います。

そして、物価高騰に対して50円の補助金というところがあるんですけれども、その財源が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使ってとなっておりますので、この交付金がなくなったとしても、また違うメニューがあるように変わったとしても、事業を続けていけるように、食の質を保つために、鳥栖市の単費でも続けていってほしいなと思っておりますので、そういうところの予算の要求なども頑張ってお願いできたらと思います。

これは要望です。

令和６年度も臨時交付金を使ってしていただいてるので、来年度もしもこの新型コロナウイルスの交付金がなくなった以降もこの50円の食の質というところを保つために、何かしらの施策を考えていただけたらなと思っております。

とても喜ばれてありがたみを感じておられる市民の方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひとも取り組んでいただけたらなと思うのですが、いかがでしょうか。

古賀達也健康福祉みらい部長

食の自立支援事業は在宅で自立した生活のための高齢者の支援の一つと考えております。

この自己負担の分については、いろんな自治体もそれぞれまちまちでございます。

現在は物価高騰関係の国の交付金の活用させていただいております。

今後も様々な高齢者福祉事業を考えていく中で検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

田村弘子委員

ありがとうございます。

検討をぜひ行ってください。そしてやはり各御家庭にちゃんと配食されるっていうところで見守りにもすごく役立っているというところで、これを受け取られる方ではなく、見守ってもらっている御家族の方たちがもうこの事業を――私と同じ世代の方たちが、とてもありがたいというお言葉をたくさん頂いておりますので、ぜひとも検討のほど、よろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

田村委員のところで一緒にお願いせないかんかなと思っていますので、現在、食の自立支援の利用者負担は350円ですか。教えてください、

竹下徹高齢障害福祉課長

現在、利用者様の負担は１食400円になっております。

中川原豊志委員

物価高騰等で利用者の負担を上げないようにして、事業者に材料代等を支援するということで50円負担をしているところですが、だから、交付金がなくなったとして、利用者から420円とかにするというのをなるべく避けていただきたいと。

田村委員が言うように、やっぱりその分は交付金がなければ単費でも補助する、もしくはこれはもともと広域から来るもんですよね。そことの交渉でどうにかできないのか。
その辺も含めて検討していただきたいというふうに申し上げておきます。

西依義規委員

何ページということが言えないんですけど、社協さんが自治会に車を貸し出して買物支援っていう事業は、これはもう令和５年度のどこかに載っているんですか、載っていないですか。どういう位置づけで始まったんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

うちが社協さんにお願いしているのが、生活支援体制整備事業っていうところで委託料を出しておりまして、140ページですね。ここで、１層っていいまして、鳥栖市全域をカバーする生活支援コーディネーターというのを社協さんに配置をしていただいて、あと１層の協議体といって、いろんな団体さんの代表者の方に集まってもらって、地域課題とかについて話し合っていただくということをしていただいています。

その中で出てきたのが買物に困っている人がいるから移動支援ができればいいねというところで、社協さんが今回、今、言われたような車両貸出しの事業を始められたというところでございます。

西依義規委員

それに対する鳥栖市として、例えば、市民の声がこうありますと。それを社協さんに伝えて、もうちょっとこうなりませんかって言うことは可能ですか。もっと使いやすい事業にしようみたいに。社協さんにやっぱりお任せやけん、そこはそこまで言えないんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

協議会には鳥栖市も当然、参加していますし、あと２層が地域包括支援センターに委託しておる分でコーディネーター配置をさせていただいています。

そういったところで地域のお困り事とか、そういったことを拾い上げて、どういったふうに地域で解決していこうかっていうところが生活支援体制整備事業ということになりますので、そういった中で出てきたのが車両貸出しっていうところになります。

ということで、間接的ですけれども市も関わらせていただいてるというふうな形にはなっております。

西依義規委員

すいません、もう決算に戻りますけど、この生活支援体制整備事業674万8,000円の令和５年度の事業はどういったものですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

内訳としては人件費と事務費になるんですけれども、事業っていうのは、今、言ったような２層のコーディネーターの支援であったり、協議体の運営であったり、そういったところが主な業務になります。

樋口伸一郎委員長

ほかに。

牧瀬昭子委員

主要施策の32ページをお願いします。

重度心身障害者医療費助成事業についてですが、手続の方法というのは、現物支給ではまだないんですよね。これは現物支給にはなれない理由っていうのは何がありますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

現物支給できない理由として、現物支給にした場合、国保ペナルティーっていうのがございまして、国民健康保険の減額調整というものがされるっていうことがありまして、県で試算をしているんですけれども、現物支給にした場合、そのペナルティーが3,000万円程度来るというところで、１億2,000万円弱の事業に対して、それだけの負担が増えるっていうことで、なかなかそこはできないでいるところで、そこがもう一番大きな理由です。

牧瀬昭子委員

重度の子供さんの保護者の方とか、おうちの方がお仕事しながらとか、支給の手続などに行くのに大変な状況にあるということで、市民ポータルでの申請の手続とか、そういったものが今、進む中で市役所にわざわざ足を運ばなきゃいけないとか、郵送とかでも何とかなるのかどうか、そういう次の手だてとして、ぜひ改善を求めたいと思いますけれども、お考えがあればお願いします。

竹下徹高齢障害福祉課長

国のほうで医療ＤＸっていうのを進めてあって、デジタル庁では令和８年度の中にはそういった地方単独の医療費助成事業についてもマイナンバー保険証を使って現物給付をできるようにすると方針が示されてはいるんですけれども、じゃあその国保ペナルティーはどうなるのかっていうことに関しては、それはまた別の話ですというふうな厚労省側の考えといい

ますか、そこがはっきりしないので、当然、２年後ぐらいには現物給付になるんだろうとは思っているんですけれども。

そのときに国保ペナルティーがどうなるのかっていうのが今のところ私ども見えていないので、医療ＤＸに乗らないっていう選択肢はないとは思っているんですけど、その場合、やっぱり行政側の負担が増えるというのがその辺を私たちもちょっと推移を見守っているところでございます。

樋口伸一郎委員長

国保ペナルティーに関しては、もう様々議論も毎回あってもいますんで、決算に戻っていただくのは全然いいです。国保ペナルティーについてこうしようっていうのは多分それぞれに意見やあれがあるし、そこは御理解の上、やり取りをしていただければ。そこの部分についてだけはですね。

牧瀬昭子委員

内容としては、今後、この推移を見守っていくというところで、前進することを期待しておきます。

で、33ページに行きます。障害児施設給付事業についてですが、対象者数が効果のところで書かれているんですけれども、実際の人数とかっていうのが分かれば教えていただけませんでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

すいません、今日資料を持ち合わせてないので実人数について正確な数字はお答えできませんけれども、これを12で割っていただくと近い数字が出るのかなと思います。

ただ、サービスを複数受けてある方もいらっしゃるので、正確ではないですけれども、おおむね12で割った数字ぐらいと思っていただければと思います。

牧瀬昭子委員

実人数としては、おおむね例年増えてきているということで、12で割るということは言われているのかなと思うんですけれども。そうしたときに、放課後デイサービスの利用の方々がまた増えているということもここから分かるわけですが。登録するときの診断とか、利用するまでの流れとかっていうのは、どのようになっているのかをお示しいただいていいですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

すいません。先ほどの人数ですけれども、障害児通所給付費の支給決定者の実人数が862人でございます。相談支援給付費が861人ということでございます。

流れですけれども、発達に遅れを感じてある保護者の方ですとか、あと、保健センターで

行っている１歳児半健診とか３歳児健診とか、そういった健診の中でちょっと気になるねとか、そういったことで指摘を受けられた方について、相談に見えて、うちのほうが総合相談支援事業をやっているキャッチっていうところとかを紹介するんですけれども。

大方のところは病院だとか、あとは若楠療育園さんのほうで診断を受けていただいて、例えば、自閉症の傾向がありますとか、ＡＤＨＤの傾向がありますとか、そういった診断が出た場合はまたその相談事業所に戻っていただいて、そこが今度、計画相談の事業所っていうのを紹介されますので、そこでどこの児童発達支援を使いましょうかとか、何日行きましょうかっていうふうな計画をそこでつくります。それを申請していただいて、利用するという流れになります。

牧瀬昭子委員

流れも含めてありがとうございました。

一つ絡んでいるのが、なかよし会に入れなかったりとかということで、放課後デイサービスを申請されて、そちらのほうで、また人数が増えていくというような流れも、保護者の方たちからもお伺いしていまして、本来、放課後デイサービスを利用したいと、お子さんとして、発達障害よりもより重い方たちがなかなか入りにくくなったりとか、事業のサービスを受けづらくなったりとかっていうことが出てくる可能性も増えていってるし、事業所も増えているけれども、入りにくくなったりとかっていうことも考えられるので。

このデイサービスの方たちへの質とか、その相談支援の方たちへの相談の内容とかが事業者によってばらばらで、療育の内容とかも相談の中身も保護者の方たちの中でもばらばらであるというようなことを聞いているので、その辺りをチェックするような状況が現在あるのかどうかも含めて、担当課としてどうですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

放課後等デイサービスとかの運営に関しては指定権者が県になりますので、県が３年に１回ぐらい巡回っていいますか、実地指導をされております。それに関しては、運営が適切になされているのかっていうところで、質とか中身まで具体的に見てあるかっていうのははっきり分からないんですけれども、一応そういう形で、県のほうで指導に行かれております。市がそれに同行する場合もございます。事業所でのトラブルとか、そういったことがあった場合には当然、うちのほうも相談には乗っているという状況でございます。

放課後児童クラブとの関係ですけど、一応こちらでやっているのは、あくまで療育の場っていうことでやっていますので、何らかの特性をお持ちの方を対象としていますので、放課後児童クラブの代わりというふうな考えで利用されている方が中にいらっしゃるのかは分からないですけど、そういう発達に遅れがあったり、障害があったりっていう方に来ていただ

く施設ですっていうところで何らかの診断書なり手帳なりが必要な方っていうところで受け入れているっていうところです。

どうしても早期発見の早期療育っていうことで、幅広く、ちょっと気になる程度から利用されている方っていうのはいらっしゃいます。例えば、小学校に上がるときにも普通に行っていいとか、中学校に上がるときにやめるとか、そういった方もいらっしゃいます。

うちとしては、そういう診断が出た方については軽いからお断りするとか、そういった姿勢ではなくて、早期発見の早期療育というところに努めているところです。

牧瀬昭子委員

どうもありがとうございました。

今、市民協働課のほうで活動されている団体さんで、保護者の方々が集まって、どういう事業者を使ってあるとか、どういう療育をされているとかっていうことで、コミュニケーションを取られたりとか、悩みを相談し合ったりとかっていうことを活動されていると、市民協働の助成金を取られてですね。そういう方々との連携も図っていただきながら、担当課の窓口ではこの事業者はどうですよこうですよとか、ここはいいですよ、足りていますよ、足りていませんよみたいな、中身は言えないということがあると思うので、そういうところと連携を取られながら、そこで出てくる不足箇所とか、そういったものも事業所との連携の中で、担当課からもぜひお伝えいただきたいと申し上げまして、終わります。

ありがとうございました。

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後５時12分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後５時12分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

委員の皆様にお諮りをいたします。

本日の日程はまだ終了いたしておりませんが、本日の委員会はこの程度にとどめ、残余につきましては、９月30日に続行したいと思いますが、これに御異議はございませんでしょう

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、残余につきましては、９月30日に続行することに決しました。

地域福祉課及び高齢障害福祉課に対しましての質疑はこれで終わります。そして、先ほど申し上げましたとおり残余の２課の説明からにつきましては、９月30日に続行することに決します。

ᔓᔓᔓ

令和６年９月30日（月）

1　出席委員氏名

委員長　樋口伸一郎

副委員長　成冨牧男

委員　中川原豊志

委員　西依義規

委員　田村弘子

委員　緒方俊之

委員　牧瀬昭子

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長　古賀達也

地域福祉課地域福祉係長　有馬健次

こども育成課長　高松隆次

こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長　脇友紀子

こども育成課子育て支援係長　野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長　豊住佐知子

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長　八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼保険年金課長補佐兼係長　井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長兼保険年金課係長　森岡裕子

教育部長　姉川勝之

教育総務課長　佐藤正己

教育総務課長補佐兼総務係長　西木純子

教育総務課長補佐兼教育支援係長　辻亮子

学校教育課長　井手崇雄

学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事　権藤暢道

学校教育課インクルーシブ教育推進係長　古賀直美

学校給食課長兼学校給食センター所長　立石光顕

学校給食課長補佐兼学校給食センター係長　岡本澄久

学校給食課学校給食センター係総務主査　原田浩子

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長　牛嶋英彦

生涯学習課参事　久家喜男

生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長　豊増裕規

生涯学習課長補佐　久山高史

生涯学習課文化財係長　島孝寿

生涯学習課文化財係総務主査　大庭敏男

生涯学習課図書係長　中溝雄二

生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長　佐藤臣久

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任　古賀隆介

5　日程

健康福祉みらい部（こども育成課、健康増進課）審査

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課）審査

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

教育部（生涯学習課）審査

議案甲第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6　傍聴者

なし

7　その他

なし

午前10時01分開会

樋口伸一郎委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。

ᔓᔓᔓ

続きまして、決算書の55ページ、56ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節２児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

備考欄一番上の施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、新制度以降の幼稚園等の運営費に対する国庫負担金で、負担割合は２分の１でございます。

児童扶養手当費負担金につきましては、18歳までの児童を養育している独り親家庭に支給する児童扶養手当の国庫負担金で、負担割合は３分の１でございます。

次に、児童手当費負担金につきましては、中学生までの児童を養育している世帯に、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として支給される児童手当の国庫負担金でございます。負担割合は３分の２でございます。

目２教育費国庫負担金、節１教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園等に通園する３歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対して支払う給付金に対する負担金でございます。負担割合は２分の１でございます。

目３衛生費国庫負担金、節１保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金につきましては、ワクチンの接種費用に対する負担金で国の負担割合は10分の10でございます。

57、58ページをお願いいたします。

項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金、節２児童福祉費国庫補助金のうち、母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、独り親家庭の親が職業訓練など、資格取得のため、１年以上資格養成機関で修業する場合に修業期間中の生活費、入学金等の負担軽減を目的とした給付金支給事業に対する国庫補助金でございます。補助率は４分の３となっております。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための物品購入や送迎バスの児童の安全対策事業の保育環境改善等事業や保育士確保のための宿舎借り上げ支援事業、保育所等のＩＣＴ化を推進するための保育所等事業業務効率化推進事業に対します国庫補助金でございます。補助率は２分の１となっております。

次の子ども･子育て支援交付金につきましては､認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業及びファミリー・サポート・センター事業、家庭児童相談システムなどに対します国庫補助金でございます。補助率は３分

の１となっております。

出産子育て応援交付金につきましては、妊娠または出産をされた世帯に対し、伴走型保育相談支援を実施するとともに、妊娠届出時及び出産後に交付金を支給する出産子育て応援交付金事業に対する国庫補助金でございます。補助率は３分の２となっております。

次の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金につきましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、給付金の支給を行う給付金給付事業に対する国庫補助金でございます。補助率は10分の10となっております。

次の保育所等整備交付金につきましては、民間の保育所等の安全防犯対策を強化するための施設整備に要する費用に対しての国庫補助金でございます。補助率は２分の１でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

目３衛生費国庫補助金、節１保健衛生費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金につきましては、生後４か月を迎えるまでの乳児に対する全戸訪問事業、継続して訪問が必要な親子に対する養育支援訪問事業、母子健康包括支援センターなどの利用者支援事業に対する国庫補助金で、補助率は全戸訪問、養育支援訪問事業が３分の１、利用者支援事業が３分の２でございます。

59、60ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金につきましては、ワクチン接種に係る接種券の発行及び郵送、各医療機関へのワクチン配送委託料など、新型コロナウイルスワクチン接種のための体制整備に対する補助金で、補助率は10分の10でございます。

高松隆次こども育成課長

続きまして、63、64ページをお願いします。

款17県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金、節２児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、新制度以降の幼稚園等の運営に対します県負担金で、負担割合は４分の１となっております。

備考欄の児童手当費負担金につきましては、児童手当支給事業に係る県の負担分でございます。負担割合は６分の１となっております。

次に、目２教育費県負担金、節１教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う私立幼稚園等に対する県負担金で負担割合は４分の１となっております。

続きまして、65、66ページをお願いします。

項２県補助金、目２民生費県補助金、節２児童福祉費県補助金のうち、ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、独り親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、独り親家庭の支援、福祉の増進に寄与することを目的とするものでございまして、事業に対しての県の補助金でございます。補助率は２分の１となっております。

その次の子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する費用に対する県補助金でございます。補助率は２分の１となっております。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育所等において、保育士資格を持たない保育補助者を雇用するための費用に対する助成補助金でございます。保育補助者雇上強化事業、さらに保育士資格を持たない保育支援者を雇用するための費用に対する補助でございます。

保育体制強化事業、さらに、保育所等の感染防止対策のため、感染防止用品に対する費用に対する補助でございます保育環境改善等事業、医療的ケアが必要な児童を受け入れるために、看護師等を雇用するための費用に対する補助でございます医療的ケア児保育支援事業及び認可外保育施設の保育士等の健康診断にかかる費用への補助事業に対する県補助でございます。

補助率につきましては、保育補助者雇上強化事業が８分の７、保育体制強化事業が４分の３、保育環境改善等事業が10分の10、医療的ケア児保育支援事業が６分の１、認可外保育施設の健康診断に係る分につきましては、３分の２でございます。

次の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業及びファミリー・サポート・センター事業、家庭児童相談システムなどに対します県補助金でございます。補助率は３分の１でございます。

備考欄の令和４年度保育所等給食費臨時支援事業費補助金、令和５年度保育所等給食費臨時支援事業補助金につきましては、物価高騰による認可保育所、認定こども園、地域型保育所の給食への影響を回避するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保育所等に対し給食材料費等の高騰分を補助することで、栄養バランスを保った給食の実施、継続、発展を図ったものでございます。なお、令和４年度分につきましては、精算払いの事業でございましたので、令和４年３月末までの食材費等の確定が必要であったため、県に合わせまして繰り越し、令和５年度に精算しております。令和５年度分につきましては、概算払いとされたため、県に合わせまして、当年度事業となっているところでございます。

次の安心子ども基金特別対策事業費補助金につきましては、令和元年度より開始された幼

児教育･保育の無償化の円滑な実施に係る無償化円滑化事業の事務経費の補助でございます。補助率は10分の10でございます。

次の出産子育て応援事業費交付金につきましては、妊娠または出産された世帯に対し、伴走型保育支援事業、相談支援を実施するとともに、妊娠届出時及び出産後に交付金を支給する出産子育て応援交付金事業に対する県補助でございます。補助率は６分の１となっております。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

67、68ページをお願いいたします。

目３衛生費県補助金、節１保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金につきましては、健康教育、健康相談や保険未加入者の健康診査、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診等に対する補助金で、補助率は３分の２でございます。

備考欄の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、国の補助事業になる子ども・子育て支援交付金の県の補助分で、補助率は、訪問時事業は３分の１、母子健康包括支援センターなど、支援事業は６分の１でございます。

高松隆次こども育成課長

73、74ページをお願いいたします。

款17県支出金、項３委託金、目５民生費県委託金、節２ひとり親家庭等実態調査事業委託金につきましては、県が佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画の見直しの基礎資料とするために、４年ごとに市町を通じて委託事業として対象世帯の調査を行ったものでございます。

本市は無作為抽出された220世帯に調査票を配付、回収を行っているところです。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

79、80ページをお願いします。

款22諸収入、項４受託事業収入、目１受託事業収入、節２衛生費受託収入、休日救急医療運営受託料につきましては、休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの受託料でございます。

81、82ページをお願いいたします。

項６雑入、目４雑入、節２保健衛生雑入のうち、保健センター雑入につきましては、保健センター及び医療福祉専門学校緑生館の施設管理に係る消防設備保守点検委託料、電気工作物保安管理業務委託料、緑生館が使用した電気料に対する負担金でございます。

備考欄の健康づくりモデル事業交付金につきましては、特定健康診査受診勧奨動画作成にかかった経費に対する国民健康保険中央会からの補助でございます。

高松隆次こども育成課長

続きまして、85、86ページをお願いいたします。

款22諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入で民生雑入のうち、備考欄の子どもの医療費返還金につきましては、子どもの医療費助成金として支払ったもののうち、高額医療費の対象となったことによる返還金でございます。

保育所給食費につきましては、公立保育所の保育所職員及び園児の給食費でございます。

園児の給食費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う３、４、５歳児の給食費となっております。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、歳出について御説明を申し上げます。

145ページ、146ページをお願いいたします。

款３民生費、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費について主なものを申し上げます。

節１報酬につきましては、家庭における児童養育についての相談、訪問支援などを行う家庭児童相談員２名、要保護女子、ＤＶ被害等の相談指導を行う婦人相談員１名、独り親家庭の自立に係る相談、指導を行う母子父子自立支援指導員１名、子育て支援関連情報の提供や関連機関のネットワークづくりを行う子育て支援総合コーディネーター１名及び幼児教育・保育の無償化に伴う事務補助の会計年度任用職員１名の合計６名分の報酬でございます。

節３児童手当等につきましては、会計年度任用職員６名分の期末手当でございます。

節４共済費につきましては、事務補助の会計年度任用職員の社会保険料及び雇用保険料でございます。

節11役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業審査支払事務手数料で、子どもの医療費に係るレセプトの審査と支払い事務に伴う手数料で、支払い先は佐賀県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金でございます。

節12委託料のうち、子ども・子育て支援事業計画調査委託料につきましては、令和６年度に策定します第３期子ども・子育て支援事業計画策定のために実施いたしましたアンケート調査委託料でございます。

就学前児童及び小学生の保護者へ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査、また、小学５年生及び中学２年生の児童生徒及び保護者へ子どもの生活実態調査を行っております。

社会福祉会館指定管理料につきましては、主に小学生までを対象とした各種教室や幼児を対象としたフリールームなどを開設する児童センター事業運営に係る指定管理料でございます。委託先は社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会で、指定期間は令和３年４月１日から令和８年３月31日まででございます。

備考欄のファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子育てを支援して

ほしい利用会員と子育ての支援ができる協力会員を募り、利用会員の依頼によって協力会員をあっせんする育児サポートセンター事業として社会福祉協議会に事業委託をしているものでございます。

次に、節13使用料及び賃借料のシステム使用料につきましては、国の情報システムとの連携や、市の福祉分野や教育分野の要保護児童等に関する情報を一元的に管理し、相談業務や支援に活用する家庭児童相談システムの賃借料でございます。

147、148ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後健全育成事業費負担金につきましては、中原特別支援学校の放課後学童保育運営費建設費負担金でございます。

各市町の利用児童に応じた負担額となっておりまして、令和５年度の本市利用児童数は８人でございます。

節19扶助費のうち、児童扶養手当につきましては、主要施策の成果の説明書42ページをお願いいたします。

児童扶養手当支給事業につきましては、18歳到達後の最初の年度末までの児童がいる独り親家庭に支給するもので、世帯に月額４万4,140円を上限といたしまして支給しております。また、第二子、三子以降には加算がございます。令和５年度末で受給世帯数は488世帯、延べ人数は9,520人、支給額は２億6,145万8,000円となっております。

決算書147、148ページをお願いします。

母子家庭等自立支援給付金につきましては、独り親家庭の父または母が資格取得するために、養成機関で修業する場合に、修業期間中に高等職業訓練促進費を支給するもので、月額上限を10万円として支給し、修業の最終年につきましては、支給額を４万円増額して支給しております。さらに修了された方には５万円を上限に一時金を支給しております。令和５年度は12人の方に支給をしているところでございます。

次のひとり親家庭等医療費につきましては、独り親家庭等の18歳到達後最初の年度末までの児童及び20歳未満の児童を養育している独り親の医療費の一部を助成するものでございます。令和５年度の受給資格者数は、親が618人、児童が855人でございます。

次の子どもの医療費につきましては、主要施策の成果の43ページをお願いいたします。

本事業は18歳までの子どもの医療費を助成し、健康の維持及び児童を養育する子育て世代の負担軽減を図るものでございます。

通院医療費は中学生年齢まで、入院医療費は高校生年齢について助成の対象としているところでございます。令和５年度の実績といたしまして、助成対象者延べ件数で17万2,942人。助成額で３億1,893万4,000円でございました。

また決算書に戻っていただきます。

次の未熟児養育医療費につきましては、出生後、養育医療が必要な乳児に対し、医療費を助成し、健康の維持及び養育する子育て世代の負担軽減を図るものでございます。令和５年度の実績は16件でございました。

なお、節19扶助費の不用額につきましては、児童扶養手当及び母子家庭等自立支援給付金の支給額、子どもの医療費助成が見込みより少なかったためでございます。

続きまして、目２保育園費について主なものを申し上げます。

節１報酬につきましては、公立保育所各園の健康診査、歯科検診を行う嘱託医師、歯科医師及び公立保育所に勤務します会計年度任用職員の保育士及び調理員等80人分の報酬でございます。また、不用額につきましては、配置保育士数が見込みより少なかったためでございます。

節２給料から、149、150ページ、節４共済費までは、保育所職員45人分の人件費及び節３職員手当等につきましては､会計年度任用職員の期末手当分も含んだものとなっております。

また、節２給料の不用額につきましては、育児休業者分の給料でございまして、早期復帰に対応するために確保しておいた分が不要となったものでございます。

また、共済費の不用額につきましては、基礎年金拠出金に係る公的負担率が令和５年４月に遡って改正されたことによります不用額でございます。

節10需用費のうち、主なものは、公立保育園４園の保育材料、事務用品、コロナ対策消耗品などの消耗品費、ガス、ボイラー、灯油、ガソリン代などの燃料費、電気、上下水道の光熱水費、空調やボイラー、消防設備等に対する修繕料、給食に伴います給食材料費などでございます。

節11委託料（182ページで「節12委託料」に訂正）の施設管理委託料につきましては、公立保育所４園の施設管理の年間契約でございます。

主なものといたしましては、害虫駆除業務や消防用設備等、各種点検業務、警備業務、清掃業務、調理室の廃棄物の収集、運搬、処分業務、園庭芝生管理業務などが主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、主なものにつきましては、施設型等給付費の市内の私立保育所13園、認定こども園３か園、地域型保育所６園、新制度以降の幼稚園３か園及び自治体にお願いしている広域保育所等に対する保育所運営費負担金でございます。

保育所等業務効率化推進事業補助金につきましては、保育士の業務負担軽減のため、保育所等におけるＩＣＴによる業務効率化に要する費用を補助するものでございます。令和５年度につきましては、３か園の費用を助成いたしております。

次の保育士宿舎借り上げ支援事業補助金につきましては、市内保育施設の保育士確保及び就業継続支援のため、保育士の居住費用を補助するものでございます。

市内保育所施設で採用後５年以内の保育士が勤務先の保育施設が契約する市内の寄宿舎に居住する場合、当該保育施設に助成を行うものでございます。

保育士１人当たり月額５万円の補助となるよう上限額３万7,500円を施設に補助するものでございます。令和５年度の実績は２園、３名が対象となりました。

保育体制強化事業補助金につきましては、保育所等における清掃業務や片づけ、園外活動の見回り等の保育周辺業務に対する保育士の業務負担軽減のため、保育資格を持たない保育支援者を配置するための費用を補助するものでございます。令和５年度の実施園は私立保育所３園、雇用人数は合わせて７名でございました。

決算書151、152ページをお願いいたします。

保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、保育士不足の解消、人材確保、離職防止を目的に、保育所等において保育士の資格を持たない短時間勤務の保育補助者の配置に必要な費用を保育所等に補助するものでございます。令和５年度の実施園は私立保育所７園、雇用人数は合わせて10人でございました。

保育環境改善等事業補助金につきましては、保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染拡大防止用品に要する経費について助成するものでございます。令和５年度より、感染者が出た場合の感染拡大防止に限ることとされ、私立保育所５園、認可外保育施設２施設の計７施設に対して助成しているところでございます。

次の私立保育所施設整備補助金につきましては、私立保育所等の安全防犯対策を強化するための施設整備に要する費用に対して補助を行っているものでございまして、令和５年度はレインボー保育園の防犯対策としてフェンス工事について助成しているところでございます。

次の私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所が実施する延長保育や一時預かり事業、病後児保育、障害児保育、子育て支援センター事業に対する補助金でございます。

延長保育事業につきましては、16園で実施され、延べ利用者数は１万3,285人でございます。

一時預かり事業については、10園で実施され、延べ利用人数は２万8,255人でございます。

病後児保育につきましては、１園で実施され、延べ利用数は26人でございます。

障害児保育事業につきましては、14園に補助しております。延べ利用人数は99人でございます。

地域子育て支援事業については、９か所の支援センターに補助を行っているところです。

医療的ケア児保育支援事業費補助金につきましては、医療的ケアが必要な児童を保育所で

受け入れるため、医療的ケアを行う看護師等を確保、配置する保育所等に対し、人件費等の補助を行うものでございます。令和５年度は１園において１名を受け入れられております。

備考欄、令和４年度保育所等給食費臨時支援事業費補助金、その次の令和５年度保育所等給食費臨時支援事業補助金につきましては、物価高騰による認可保育、認定こども園、地域型保育所の給食への影響を回避するため、新型コロナウイルス感染症等対応地方創生臨時交付金を活用し、保育所等に対し給食材料費等の高騰分を補助することで、栄養バランスを保った給食の実施、継続を図ったものでございます。令和４年度分につきましては５園、令和５年度分については９園に対して補助を行っております。なお、歳入でも申し上げましたが、令和４年度分につきましては、精算払いとされておりましたので、令和４年３月末までの食材費等の確定が必要であったため、県に合わせて繰り越し、令和５年度に精算しているところでございます。令和５年度分については概算払いとされたため、県に合わせて当該年度事業で実施しているところでございます。

なお、保育所管理運営事業、保育人材確保事業の主要施策の成果については、説明書の44、45ページに記載をしておりますので、後ほど御確認をいただければと考えております。

また、節18負担金、補助及び交付金のうち、不用額の主なものにつきましては、施設型等給付については、一部保育所、認定こども園の加算確認等の見込みより、給付額が減ったこと、保育体制強化事業などにおいて保育補助者等の雇用が見込みより少なかったこと。保育環境改善等事業について、感染症予防であったのが、令和５年度より、感染症拡大防止に変更となり、対象事業が大幅に減少したこと。また、私立保育所等特別保育事業について、延長保育事業等において利用児童数が見込みより少なかったことなどが理由でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和４年度事業の額確定に伴います国及び県への負担金補助金の返還でございます。

続きまして、目３児童手当費について主なものを申し上げます。主要施策の成果の46ページをお願いいたします。

児童手当につきましては、中学校修了前までの児童を養育する親等に支給されております手当でございます。年齢区分や子供の数に応じて児童手当法に基づき、児童１人当たり１万5,000円または１万円を支給しているものでございます。児童手当の支給延べ児童数は11万1,098人。月平均にしますと約9,258人で、支給総額は12億3,296万円でございます。ただし、公務員については所属官公省庁からの支給とされておりますので、その分はこの数字に含んでおりません。不用額につきましては、支給対象世帯数が当初見込みより少なかったためでございます。

決算書に戻っていただきまして、目４出産子育て応援交付金事業費でございます。

事業の内容といたしましては、支給対象者及び支給額については妊娠届を出され、伴走型支援の面談を受けられた妊婦の方に対し１人当たり５万円及び出生した子供を養育する方で伴走型支援の面談を受けられた産婦の方の新生児１人当たり５万円、合計10万円を支給し、経済的支援を行うものでございます。

節１報酬から節８旅費につきましては、子育て応援交付金事業事務補助の会計年度任用職員１名の人件費及び手当でございます。

153ページ、154ページをお願いいたします。

節11委託料（182ページで「節12委託料」に訂正）につきましては、システム改修を想定し、当初予算にて計上しておりましたが、現行のデータを活用することで対応が可能であったことから、結果的に、システム改修は不要でございました。ですので、予算額全額を不用額としているところでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、主要施策成果の説明書47ページをお願いいたします。出産子育て応援交付金6,645万円でございます。令和５年度の実績といたしましては、妊婦の方734人、出生した子供を養育する方595人、合計1,329人に対しまして、総支給額は6,645万円でございます。なお、不用額につきましては、支給対象世帯数が当初の見込みより少なかったためでございます。

続きまして、目５子育て世帯等臨時特別支援事業費について主なものを申し上げます。

食費等高騰に直面する低所得者等の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、給付金を支給したものでございます。

節１報酬から節８旅費につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業事務補助の会計年度職員２名の人件費及び手当等でございます。

節12委託料、システム改修等委託料につきましては、給付金事業に伴いますシステム改修業務及び封入封緘業務の委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、主要施策成果の48ページをお願いいたします。対象世帯955世帯に対し、児童１人当たり５万円の1,598人分を支給しております。内訳は２の事業内容の表のとおりでございます。独り親世帯559世帯に4,360万円、その他の子育て世帯として726世帯に3,630万円を支給しております。また不用額につきましては、支給対象世帯数が当初の見込みより少なかったためでございます。

決算書に戻っていただきまして、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和４年度事業の額確定に伴います国及び県への負担金、補助金の返還額でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

157ページ、158ページをお願いします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

節１報酬につきましては、乳児や妊産婦の家庭訪問、幼児健診、母子に関する教室などに従事する受給単価任用の会計年度任用職員に対する報酬でございます。

節２給料から節４共済費までは、健康増進課19名、保険年金課５名、合計24名の職員分と母子健康包括支援センターの関係年度任用職員２名分に対する人件費でございます。

次の節７報酬費につきましては、先ほどの母子健康包括支援センターの会計年度任用職員２名分の報酬に含まれております。

次の節７報償費の講師謝金につきましては、母子保健事業のフッ化物応用虫歯予防、子供の発育のための臨床心理士相談、心の相談のカウンセラー等に対するものでございます。

159、160ページをお願いします。

節10需用費につきましては、母子事業に関する消耗品購入費や保健センターの電気代、休日救急医療センターの医薬材料費の購入等でございます。

節12委託料の主なものといたしまして、保健センター管理委託料につきましては、保健センターの清掃業務、空調設備点検、エレベーターの保守点検業務等の委託料でございます。

次の休日救急医療センター業務委託料と休日救急医療センター新型コロナウイルス関連業務委託料につきましては、主要事項施策の成果の説明書で御説明いたします。

51ページをお願いします。休日救急医療センター運営事業でございます。

市民の休日の救急体制として、日曜・祝日に鳥栖三養基医師会に委託して、一次救急医療を行うものでございます。休日は医療機関の発熱外来も開設していないことから、令和２年12月から開設日に新型コロナの抗体検査ができる体制を取っております。事業内容の事業経費は記載のとおりで、薬や検査薬を購入する医薬材料費、損害保険料、鳥栖三養基医師会への業務委託料と検査委託料、休日救急医療センター施設の自動ドアの管理委託料でございます。

令和５年度の受診者数は3,690人で、新型コロナウイルスの検査は1,968件行っております。休日救急医療センターの財源は、収入で御説明いたしました休日救急医療センター使用料と基山町からの休日救急運営委託料でございます。

決算書の159、160ページにお戻りいただくようお願いします。

妊婦・乳児健診委託料でございますが、こちらは産婦人科の医療機関で実施する妊婦健診で、お一人に14回分の受診票を渡しております。また、乳児健診は小児科等の医療機関で１歳までに実施する健康診査で、出産後に乳児１人に２回分の受診票を渡しております。

161、162ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金の主なもので、広域小児救急医療支援事業協力金につきまし

ては、夜間の小児救急の医療を確保するため、聖マリア病院内に設置されております久留米広域小児救急センター事業に参加するための協力金でございます。診療日は年間365日、診療時間は19時から23時までとなっております。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金につきましては、佐賀県や三養基郡の３町と分担している運営補助金でございます。

病院群輪番制運営補助金につきましては、休日の二次救急医療機関として、輪番制で対応していただく４か所の医療機関への運営補助金でございます。休日救急医療センターの開設日に内科、外科、それぞれ１医療機関ずつで対応していただいております。

次の節19扶助費、妊婦健診費につきましては、出産のため佐賀県や福岡県以外に里帰りされた妊婦に対し、妊婦健診料を償還払い――後日支払いしたものでございます。

次に、目２予防費の主なものについて御説明いたします。

節１報酬につきましては、新型コロナウイルス関係事業に従事する会計年度任用職員３名及びがん検診や予防接種などの各種事業に従事する受給単価任用の職員の報酬でございます。

節３職員手当等、節４共済費は新型コロナウイルス関係事業に従事する職員の時間外手当と新型コロナウイルス関係事業に従事する会計年度任用職員３名分の人件費となっております。

節７報償費につきましては、各事業の講師謝金及びうらら健康マイレージの報奨金が主なものでございます。

163、164ページをお願いします。

節11役務費の通信運搬費につきましては、予防接種やがん検診等を通知する郵送料が主なものでございます。手数料につきましては、予防接種の審査手数料や子宮がん検診、胃がんの内視鏡検診に対する事務手数料が主なものでございます。

次の節12委託料の健康診査委託料につきましては、20歳から30歳及び健康保険未加入者を対象とした健康診査、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診に係る委託料でございます。

次のがん検診委託料につきましては、胃、大腸、肺、子宮、乳、前立腺の６種類のがん検診委託料、乳がん、子宮がん検診用の無料クーポン券の印刷、受診票の発送に係る封入封緘作業の委託料等でございます。

次に、予防接種等委託料につきましては、子供と高齢者の定期接種の委託料でございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種委託料、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備委託料につきましては、主要施策の成果の説明書52ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。新型コロナワクチン接種は新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者を減らすため実施しております。令和５年５月８日

から新型コロナウイルス感染症は感染症法上、５類感染症に位置づけられましたが、特例臨時接種として接種期間を令和６年３月31日まで延長いたしました。この日から、高齢者、５歳から64歳までの基礎疾患がある人、医療介護従事者等を対象にワクチン接種を開始し、９月20日からは、５歳以上の方全員を対象にワクチン接種を行いました。

事業費といたしましては、会計年度任用職員等の人件費等、体制整備委託料は医療機関へのワクチン配送、接種券の印刷、システム改修費、医療機関への事務手数料などです。それ以外にワクチン接種委託料。それから需用費、役務費は、接種券の郵送代や、ワクチン接種の審査手数料などでございます。

ここで、令和６年度の新型コロナワクチン接種事業について御報告させていただきます。

令和６年４月１日から新型コロナワクチン接種は定期接種となり、65歳以上と60歳から64歳までは心臓、腎臓、呼吸器の機能に重い障害のある方が対象となっております。

接種期間は令和６年10月１日から令和７年３月31日までになっておりますが、接種開始は実施医療機関の準備が出来次第となります。

周知につきましては、ホームページでの掲載、実施医療機関にポスターの掲示を依頼しております。

自己負担額は令和６年度は1,300円。ただし、生活保護世帯は自己負担なしとしております。

決算書の163、164ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料のシステム等借上料につきましては、健康管理システムの借上料でございます。

節18負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業補助金につきましては、個別接種の促進を図るため、接種期間中に週100回以上の接種を４週以上行った医療機関に対し助成いたしました。

節19扶助費の新型コロナウイルスワクチン接種健康被害給付金につきましては、ワクチン接種後の健康被害に対する救済給付申請１件について、令和４年度に本市の予防接種健康被害調査委員会に諮り、県を通して、厚生労働省に進達し、その後、疾病障害認定審査会において、認定の答申を受け、本市が医療費及び医療手当の救済給付金を支給したものでございます。

165、166ページをお願いします。

予防接種費につきましては、出産による里帰り等の理由で、子供が指定医療機関以外で予防接種を受けた方に対する償還払いが主なものでございます。

高松隆次こども育成課長

219、220ページをお願いします。

款10教育費、項１教育総務費、目４幼稚園費について申し上げます。

節18負担金、補助及び交付金子育て支援施設等利用給付事業につきましては、主要施策の成果の説明書101ページをお願いいたします。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園等に就園する満３歳以上の子供の保護者が支払うべき保育料相当額を園に対して給付し、子育て世帯の負担軽減を図るものでございます。令和５年度の給付対象園数は私立幼稚園の市内に２園、市外８園で延べ2,486人。認可外保育施設では市内２園、市外７園で延べ249人。預かり保育事業では市内８園、市外12園で3,122人でございまして、総額は8,347万9,000円でございます。なお、不用額につきましては、利用児童数が見込みより少なかったためでございます。

以上で説明を終わります。

樋口伸一郎委員長

執行部の御説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

ᔓᔓᔓ

樋口伸一郎委員長

目４じゃないですか。

153ページの一番上の節12委託料。

高松隆次こども育成課長

失礼いたしました。勘違いしていました。目４出産子育て応援交付金事業費の節12委託料と申すべきところを節11と御説明しておりました。

大変申し訳ございませんでした。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。御質疑のある方は挙手にて御発言をお願いいたします。

西依義規委員

主要成果の43ページの子どもの医療費助成事業について、この決算は決算でいいんでしょうけど、高校生の外来はないということで、入院のみですよね。

これは小学生、中学生で支給額が１億6,673万7,000円ですけど、例えば、小学校、中学校に分けたらどう――だんだん病院ってあんまり行かなくなるような気がするんですけど。それを高校生まで伸ばしたら、どれぐらいのって、概算できると思うんですけど。小学生と中学生を分けた場合はどういうふうになるんですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

主要施策成果の分で、外来の小学校から中学生につきましては、小学生の件数が６万1,642件、中学生が２万7,442件、支給額につきましては、小学生が１億950万7,000円、中学生につきましては、5,723万円となっております。

以上です。

西依義規委員

これは収入で県支出金が入っていますけど、例えば、高校生まで通院外来になったら、県の支出が増えたりはしないんですか。これは頭打ちで、あとは一般財源からってことですか。

高松隆次こども育成課長

一般財源になります。

西依義規委員

ということは、今、中学生が5,700万円ぐらいの通院費なんで、例えば、単純に高校生が増えると、それぐらいの概算の予算がかかるということで認識していいですか。

高松隆次こども育成課長

そのとおりと認識しております。

西依義規委員

事業って目的が大事だと思うんです。子どもの医療費を助成するんですから、外来は違いますというと、やっぱり目的から少し外れているっていうか、子どもの医療費を助成するんで、高校生までを外来にする必要があると思うんですけど。

決算でこういうことを聞いていいのか分かりませんけど、そういった課題の検討はされたことあるんですか。

古賀達也健康福祉みらい部長

子どもの医療費助成事業につきましては、健康の維持及び増進とともに、子育て世帯の負担軽減という部分が大きくございます。そういった観点で、高校生の入院まで拡大したときには、通常の外来よりもやっぱり入院になると、医療費が高くなるというところで、その分の負担を軽くしたいというところで高校生の入院までを拡大した経過がございます。

これにつきましては、一般質問を含めまして、いろんな御意見を頂いておりますし、国のほうにも子どもの医療費の助成について要望等もしているところでございます。

そういう観点で課内の中でも子どもの医療費助成については、様々な検討を行っているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

前向きに検討――多分、近隣市町とかやっているところ、やっていないところとあると思うんで。その辺はよく市民の方が言われますんで、ぜひよろしくお願いします。

成冨牧男委員

今言っとったほうが時間短縮になると思うので。同じく子どもの医療費です。

前段、今いろいろ西依委員がお話になって、私は端的に数字で教えていただきたいです。

さっき西依委員が自分で計算して、こうじゃないかということで終わったと思いますが、高校生までの通院助成をしようとした場合に必要な予算。市が負担する予算は幾らになるのかということと、もう一つ、一部負担金を導入している理由――あの500円です。一部負担金を導入している理由と、その一部負担金の年間の収入額はどれぐらいになっているのか。それは１人当たりに直すとさっきの数が出ましたんで分かるんでしょうけど。１人当たりどれぐらいになるのか。ちなみに、隣の基山町は高校生までで、しかも完全無料化ですよね。一部負担金もあそこはない内容になっておりますので。そこのところについては、現在どういうお考えをお持ちなのか。子供をお持ちのところ――皆さんも実際、子供さんがいらっしゃる方が何人もいらっしゃるけれども､学校給食の無償化と子どもの医療費の無料化を言うと、

私が会った人だけがそうだったのかもしれませんけど、子ども医療費のほうが切実だと言われるんです。ということもあって、改めて聞きました。

以上です。

高松隆次こども育成課長

先ほど西依委員からもございましたけれども、高校生の通院を助成するとなると、今の中学生３か年の実績を加味しますと、年間5,700万円程度必要になってくると試算をしているところでございます。

２点目の個人負担の分につきましては、現行制度は延べ件数と500円でございますけれども、これを基に算定しますと、8,680万円程度が自己負担していただいているところでございます。

近隣の自治体におきましては、自己負担等々含めて様々支援をされているところでございますけれども、やはり自治体の事務として、一部、県とあと市町のほうが独自にしている分でございますので、我々としては、どこの地域に住んでいるお子さんであっても、一律同じような医療の恩恵を受ける必要があると思いますので、そういった点につきましては、県や国のほうに事業の支援をしていただくように別途を要望しているところでございます。

以上です。

成冨牧男委員

前段の分は分かりましたけど、私、一部負担金を導入している理由はっていうふうにお聞きしたんですけど。その点は。

高松隆次こども育成課長

これにつきましては、医療費は結構大きな予算も伴いますので、あまり必要のない受診については、なかなか控えていただくといいますか、そういったところで利用される方へもお願いしている部分でございます。

古賀達也健康福祉みらい部長

一部負担金の理由につきましては、それぞれの自治体で考え方があるかと思いますけれども、先ほど課長が申し上げましたように、医療費の過度な受診を控えるという部分もございますけれども、現物給付することによりまして、審査手数料等も発生しますので、その事務経費的な部分について御負担をしていただいているという部分もございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

鳥栖市はそういう考え方だということですね。さっき言ったように、基山町は全くもう完全無料です。だから、一部負担が決まっているわけではないということは言えると思います。

それとあと一つだけ、もう次の答弁は求めませんので言うと、私も経験がありますけれど

も、ずっと昔の話ですけど、１人目なんか特にそうですけど、子供が生まれたら、ちょっとどうかあったら病院に連れていくじゃないですか。それをさっきの認識――何て言いましたか……（「過度な」と呼ぶ者あり）過度なっていう認識は少し改めてもらわないといけないんじゃないかなと。

基山町ができて鳥栖市で……、西依委員は特に基山町に近いけん、声も大きくなっていると思うけど。

そこのところは一部負担をなくすとかいうことも含めて、検討の中に入れていただきたいなと。

終わります。

樋口伸一郎委員長

ほかに御質疑のある方。

西依義規委員

決算書の150ページで、また成果書にもあったんですけど、保育士宿舎借り上げ支援事業が117万円で、当初予算から大分、補正で減額されているんですけど。

これは多分補正のときに答弁があったと思うんですけど、まずは数字の読みが何でこうなったんですか。たしか650万円ぐらい当初だったじゃなかったですか。結果３人で117万円。

この制度が悪いのか、使いにくいのか、そういう対象者がいると思って、いなかったのか。その辺の結果に対する分析というか、その辺はいかがですか。

高松隆次こども育成課長

当初は675万円計上していたかと思いますが、今回117万円ということでございまして、見込みよりかなり少ない額というところでございます。

保育所の経営者の皆さんとお話すると、やはり制度的に園が手出しする部分もあるとか、なかなか使いにくいのかなということと、どちらかというと市内の保育所にお勤めされようとする方は、実家からとか、そういった方が多いようなお話も聞いております。結婚されている方とか含めて。

そういったところでなかなか利用が伸びないのではないかと考えておりますけれども、民間の保育所さんと一緒に保育士の募集をフレスポとかでやっているんですけど、やはりそういったときに、こういったメニューもあるよということで、説明する際には武器になっているところでございます。

以上です。

西依義規委員

保育所さんも手出しをしないといかんのを、しなくていいようにはならないのですか。そ

れは国が決めているんですか。これは使いにくいぞっていうことは、それは自治体独自であるんじゃないですか。違うんですか。必ず受益者負担なのか。

じゃあ、これをもっと使いやすくする方法はないってことですか。この制度を――例えば、惜しい人がおったと、惜しい人が。この制度に乗るのか乗らないのか。事業所もこのくらいしてくれるなら……。私は惜しいところを聞きたい。

結局たった３人で、保育士を増やすためにしたんでしょう。使ったのが３人というよりも、惜しいラインの人たちがどういったことで、この保育園は申し込まなかったとか、そういう事象があれば教えていただきたいんですけど。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

現在、鳥栖市の宿舎借り上げ制度は国の補助制度を利用しております。

国の補助制度は名前のとおり宿舎借り上げのため、園のほうで、契約をされたものであるという前提があります。その点で国の補助制度にのっとって事業する場合は、現状のような方法になります。

佐賀市さんとか補助をせずにということで、市の単独事業で家賃補助をされているケースもあります。で、事業を導入する際にも他市の状況等を検討させていただいたところですが、市の単独ということであると、１万円とか広く薄くという形になりまして、実際、先行されている自治体さんのお話を聞いたところ、やっぱり効果は明確に見えないというところがありまして、鳥栖市では国の補助事業を利用して、高額な支援ということで、短期間にやっぱり今、入所待ち児童さんが多いところの解消を目指して補助事業で行うということで実施を開始したところです。

実際、先ほど課長が申しましたとおりに、お仕事案内会の際とか、そういったことで利用したいということで来られる保育士さんもいらっしゃるんですが、実際、園とのマッチングをこども育成課でさせていただいている中で、園自体にもう既にアパートの支援で３万円とか持っている法人さんもあるんです。もともと独自でですね。

ですので、園とお話をされている中で、園がもともと持ってある３万円の補助制度で十分ですということで、ただ、この園がいいからということで実際、市の補助事業を利用せずにそこに就職された例もあります。

西依義規委員

ホームページとか見てたら、保育園等の設置者が実施する場合はもちろん、国２分の１、市町村４分の１、保育園の設置者は４分の１ってなっているんです。ただ、「場合は」で、普通に国２分の１、市町村２分の１っていうページがあるんで、それはまた違うやつですか。

例えば、市営住宅は市が家主ですよね。市営住宅を５万円補助とする場合はそういうもの

もできるんですか。同じ理屈で言えば。ただ、家主が市であり県であるわけでしょう。そこが出して、そういう場合はこの制度は乗らんとですか。

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午前11時28分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午前11時32分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

西依義規委員

やっぱり鳥栖市が行う事業として、対象者が３人とかいうやつ自体の事業は、私はあんまり効果がないと思うんで、この制度自体をもう一回練り直したほうがいいんじゃないかなと思います。

ほかにも、保育のやつで同じページの保育体制強化事業も当初が1,000万円で、結果382万円と。保育環境改善事業も当初が1,600万円に対して121万円。この辺多分、補正でされていると思うんで、補正で言われていると思うんですけど。この事業が使われなかったのか、読みが甘かったのか、その辺はどうですか。

樋口伸一郎委員長

体制強化、環境分野、両方ですね。この決算になった根拠です。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

環境改善事業につきましては､最初､決算書の資料の御説明の際にもお話をしておる中で、国でコロナの感染症対策の分が令和４年度までは予防、防止ということで活用できたのですが、令和５年度については陽性者が出た場合のみということに事業の目的が変わりまして、その件で不用額が多く出ております。

体制強化事業につきましても例年園のほうに利用見込みを最初にお聞きした上で予算計上しておるところですが、園でそういった方を雇用ができなかったとか、雇用されても途中で辞められたということが生じている状況です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

成冨牧男委員

決算書の146ページ。

子ども・子育て支援事業計画調査委託料で、さっき簡単な説明がありましたけれども、今回の調査の特徴というか、その結果をもうちょっと詳しく説明してもらえないでしょうか。

高松隆次こども育成課長

御質問の分ですけれども、第３期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画を本年度作成しているところでございますけれども、その見込量とか、ニーズ量の調査については改定のごとに調査をしております。

今回合わせまして、子供の貧困等々の問題もありますので、そういった視点の生活実態調査というものをまた別途、同時期にやっているところでございます。

配布数と回収率といたしまして、子ども・子育てに関するニーズ調査が就学前の保護者に1,000部で回収数が476部で、有効回答率が47.6％。同じニーズ調査で小学生の保護者については500部ということで、有効回収率が373部、これは74.6％でございます。これとは別に子供の生活実態調査ということで行っております。

これも保護者、その児童生徒ということで、小学校５年生、中学校２年生のお子さん、それと保護者に行っております。保護者が600名、小学５年生が300名、中学２年生が300名で、保護者に600部配布した分についての回収率が60.8％、365人の方に回答していただいております。またそのお子さん、小学５年生のお子さんについては300部のうち、161部が回収。53.7％の回答率になっております。

あと１つ、中学２年生の300部については、203部、67.7％に回答いただいているところでございます。

調査結果については現在、国のニーズの算定式等々を当てはめてニーズ量等の積算を今しているところでございます。

以上です。

成冨牧男委員

今の子供の貧困の分の実態調査で、回収率がいいなと。半分以上とか六十何％とかあったよね。それはどういうふうに配布して回収したのか。

質問をまとめて全部言います。

これは第２期にはなかった調査ですか。第２期にはあったんですか。もし今度が初めてなら、なぜそういうものが出てきたのかと、それは新しい計画に具体的に生かしていくということですか。

高松隆次こども育成課長

調査票の配布、回収につきましては、それぞれ案分した数字、各小中学校のほうを通じて配布と回収もお願いしているところでございます。（発言する者あり）

すみません、就学前のニーズ調査については、この分については郵送による配布回収ですね。あと、小学校の保護者は学校を通じた配布回収。

生活実態調査の小学５年生と中学２年生の保護者と、児童生徒さんについては、学校を通じた配布回収です。

就学前のニーズ調査だけ郵送で行っております。子供の生活実態調査ということで今回実施をしております。

調査については、所得区分を大まかに把握した上で、傾向性とか、そういったところを……（発言する者あり）

第３期については、これらの結果を利用しながら、検討していきたいと考えております。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

この子供の生活実態調査につきましては、ここにもいらっしゃる西依委員からも以前一般質問等で貧困対策とかどう取り組んでいくのかというお話をいただいていたものと認識しております。

その中で、鳥栖市としてどのようにその辺りを考えていくのか、対応していくのかという中で、今回、第３期の策定に合わせて、子供の貧困対策計画ですか、そちらのほうも取り組んでいこうということで実態調査をさせていただいております。

計画につきましては、子ども・子育て支援事業計画の中に包含するような形で、その中に項目を設けるような形で策定していきたいと考えております。

以上でございます。

成冨牧男委員

それこそ西依委員もそういう質問をしたかもしれんけど、かつて質問したときには、うちはそういう貧困調査はしませんっていうのはどこからやったか、多分教育委員会の答弁にあったと思うんです。

第２期のときもこれはあったんですか。必ずしなさいじゃなくて、それだけ最後に参考で聞いておきたい。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

貧困計画につきましては、義務ではないものと認識しております。私が記憶しているところでは、西依委員は第２期の子ども・子育て支援事業計画の中に県のほうもそういう実態調査を計画してあるっていうところがあったので、鳥栖市としては今のところ実施する予定が

ないとお答えしていたんじゃないかなと思って、記憶違いだったら申し訳ないんですけど、そう記憶しております。

以上でございます。

成冨牧男委員

とにかく、するようになったということはいいことですけど、第２期からでもできた内容だということは――努めるみたいになっていたわけでいいですか。で、いいですよ。もう自分で自分に言いよるわけだから。

ぜひきちっと最終的には計画に反映させていただきたいなと思います。

西依義規委員

私も一般質問したんで、これはこれで決算の278万3,000円に何も言うことはないんですけど、今、策定されているんです。結局、我々も担当所管の委員会なんで、現物が出来ました、その冊子みたいなやつをもらうよりも、その調査で、こういう数が多かったんで、この計画でこの事業が必要だと思ったみたいな、その過程を教えてほしいんです。

だから、これ委員長にですけど、所管事務の中で、できたらその進捗状況とかも教えてもらって、少し議論ができたらなと思いますので、ぜひ御検討ください。

樋口伸一郎委員長

これは委員会のほうから、ほかの案件でも一緒ですけど、進め方、プロセスあるいは根拠だとかは、結果にかかわらず、情報共有の観点からも、ぜひ閉会中の審査とか、所管事務調査の中でもいいので、ぜひよろしくお願い申し上げておきます。委員会要望として申し上げておきます。

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

調査内容というところで、決算書の74ページのひとり親家庭等実態調査業務ということで上がっていた分、これに関しても調査報告を出していただけるようであればお願いできないかなと。所管事務調査の中で、いかがでしょうか。

樋口伸一郎委員長

まずはこの調査の件に関するお答えをお願いします。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

牧瀬委員のおっしゃったひとり親家庭等実態調査業務委託金につきましては、課長からも御説明があったとおり、佐賀県が計画いたします佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画の基礎資料となるものでございます。

県の委託を受けて４年ごとに調査を行うもので、鳥栖市におきましては、無作為抽出の220

世帯の調査票を送付して行っております。この内容はあくまで調査するだけの事務の受託だけですので、その詳細は県のひとり親家庭等自立促進計画に反映されるものと認識しております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ということは、所管事務調査の中で報告として出されるようなものは難しいということですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

委員のおっしゃるとおりでございます。

樋口伸一郎委員長

基本的に委員会要望としては、委員会に関するもの、あるいは所管においては丁寧な説明だとか、情報共有というのは、基本的に求めていきますので、今、お答えのとおり、県が主として扱うものにおいては、全く共有しないということではなくて、県から情報提供された部分はもちろん共有されますという形です。

ただ、県を飛び越えて、鳥栖市でアンケートの結果に対して議論をしても、その上には所管である県がいるという旨のお答えだったかと思います。

牧瀬昭子委員

県の基礎調査ということの中での委託ということなので、承知いたしました。

ただ、県から出てきた報告に関しては、また御報告などもしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

樋口伸一郎委員長

ほかにあれば。

田村弘子委員

164ページのアピアランスケア支援事業費補助金についてですけれども、予算は多分48万円で計上されていたかと思いますが、やはり利用者が見込みよりも多かったというところで、とても必要な補助金だと思うんですけれども。

何人の方がどのような内容のものを使われいたか、教えていただけますか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

アピアランスケア支援事業に関しましては、令和５年度の実績で34件の方に補助をいたしております。乳がんの関係で乳房の補正具が７件、医療用ウィッグが27件でございます。

以上です。

樋口伸一郎委員長

増額した根拠は。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

令和４年当初の決算が46万6,194円ということで、45万円ほど見ておりましたけれども、やはりウィッグとかが申請者が増えたっていうところで予算を上げております。

田村弘子委員

女性特有の悩みだとか、治療に関して、見た目というところは特に女性の方も気にされていると思いますので､それだけきっといろんな方に啓発されていっているものだと思います。ですので、今後ともこの事業の取組も予算をしっかりとつけていただきながら、取り組んでいただけると幸いです。

続きまして、58ページの児童福祉費国庫補助金の中の母子家庭等対策総合支援事業費補助金。独り親の世帯の方に１年以上、勉強だとかで資格を取られる際の補助金ということですけれども、何世帯の方が利用されて、その後の就職につながったとかいうところまで把握されていますか。

高松隆次こども育成課長

就業者の方は、看護学校とか医療学校とか美容学校とか様々でございますけど、実績としましては受けてある方も12人おりますし、継続してまだ行っていらっしゃる方もいるということで、実績は上がっております。

以上です。

田村弘子委員

継続されて、就職された方とかを把握されてありますか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

確認しておりません。

以上でございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。

この支援を受けて、看護学校に通われて、看護師になられたお母さんの姿を見て、お子さんもまた看護師になりたいというような――おうちの中で母親のそういう学ぶ姿っていうところで、子供の進学にもつながったという話を聞いていたりもしますので、この補助事業があることを、もうちょっと啓発していただけると、独り親の御家庭の方たちの未来につながっていくと思いますので、今後ともこの事業の啓発もよろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

これに関しては予算をつけて執行して、決算を迎えているので、その人数を把握されてい

ましたよね、12人っていう。ただ、これは委員会要望ではないんですけど、その結果、後の情報ですね、それが何人実を結んだかっていうところも今後は検討して、知るようなことも視野に入れていただきたいと。そうすれば決算のときの説明も効果も出るかと思いますので、これは私からも要望を申し上げておきます。

田村委員、続きありますか。

田村弘子委員

以上です。

ありがとうございます。

中川原豊志委員

162ページの予防費のところの報償費の中に186万6,250円とありますが、この中に健康マイレージ、うららの報償費が入っているという話だったんですが。

正式名称は忘れたけど、健康マイレージはもう、十数年前からやっている事業で、紙ベースで何かを継続して何回やったとかを自分でチェックして、半年や１年間、達成できたら図書券だとかいうものをお渡しするような内容だったと思うんですが。

十数年前から変わったこと、もしくは、ここ最近の参加者というのか、健康マイレージをずっとやっていらっしゃる方の動向についてまず教えてもらえますか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

うらら健康マイレージは、平成24年度から取り組んでおります。

前は半年だったんですけれども、１年間でポイントをためるっていう方法にして、ポイントは使い切れなかったら翌年度にためて、また使うっていう状況にしています。

令和５年度の実績的には登録者数が2,797人、これは20歳以上の方ですけれども、主に使われているのは図書券とかクオカードに交換される方が多くあります。

また、これで市内の作業の補償に関して、野菜とか障害者の施設からのお菓子の購入とかもしていただくとか、寄附とかもしていただいている状況でございます。

みんなでマイレージをしましょうと、盛り上げてくださっている地区もあると聞いております。

今回、登録者数で多いのは、やはり70代から89歳までの方が登録は多い状況でございます。登録者数自体の変化はあんまりないです。登録者数も2,800人程度です。

中川原豊志委員

何が言いたいかというと、もうずっと10年以上前から、紙ベースでやっているのを先般、部長も一緒に先進地を視察させてもらったときに、盛岡市がアプリでＭＯＲＩ－ＷＡＬＫＥＲっていうのをやっていたんです。佐賀県もＳＡＧＡＴＯＣＯってアプリでやっているじゃ

ないですか。だから、そういうふうな形で今後、検討していったらどうだろうか、考えられないかなと思っているんですけれども、その辺の考え方というのをお聞かせ願いますか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

ほかの課と協議をして、アプリ的なものとか、スマートフォンを利用して何かできないかっていう検討は現在、行っております。

ただ､紙がいいっていう方もいらっしゃるかもしれないっていうこともありますけれども、若い方を取り込むにはやっぱりそういう……。

ただ、アプリは鳥栖市でするにはちょっと経費がかかるのかなと思いますので、そこら辺はいろんなところで検討をしているところでございます。

以上です。

西依義規委員

決算書の146ページに児童センターの指定管理料が載っていて、以前、私、児童センターはとても子育てに重要だということで、各まちセンとかでもやってくださいみたいなことを、ここでも言ったし、社協さんにも言ったけど、とてもとても人が足りないんで、そんなことは――出張のやつは年に１回か２回ぐらいはできるとして、鳥栖小エリアですか、その子たちはいいと思うんですよ、あの近隣と鳥栖北は。ただ、弥生が丘からとか旭からはあそこに１か所あるけん、鳥栖市は児童センターを中心に子育て支援をやっていますというのは、あまりにも私はお金をかけなさすぎるんじゃないかなと思うんで。

まずはこの指定管理料の算出方法、例えば、職員さんが３名なら、３名分の人件費とか。じゃあそれが５名になったら、５名分の指定管理料はそういった計算になるのか。まず、指定管理料の計算方法を教えてください。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

指定管理料の内訳につきましては、児童厚生員の賃金や施設管理に伴う清掃等、設備の保守点検などの業務委託費、施設運営に係る光熱水費等を積算した額となっております。

以上でございます。

西依義規委員

それは毎年ちゃんと検討していますか。昨年これぐらいだったから、今年もこれぐらい。

向こうの要望を聞くとか、そういったものはどういうお話から指定管理料――単年度ですか。５年間とかですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

指定管理は５年間でございます。その金額の中で毎年度、指定管理運営を担っていただいております社会福祉協議会から予算の内訳をもらう中で、予算を精査しながら金額等を決め

ていっているところでございます。

以上です。

西依義規委員

これも委託なのか補助なのかって話で、結局、児童センターをそもそも運営しないといけないのは、鳥栖市だと思うんです。それを指定管理で社協さんにお任せしているんでしょう。

だからまず、鳥栖市の児童センターはこうあるべきだっていうのを大々的に掲げて、その分のこういった仕事を社協さんにお願いします、指定管理料ですよってならんと、社協さんの予算を見てからこうじゃあ違うのかなと。あそこは児童センターで、中央館とか中央センターなら私は分かるんです。で、支所があってですよ。

そういった役割が一切ないんで、そこまで役割を担ってもらって、鳥栖市は８小学校区があるんで、まちづくりセンターも８か所あるんで、そういったところの意味合いまで、お仕事を市が言って、じゃあその指定管理料はこれですよってしないと。主体が向こうにあるような気がするんですけど、それはどうなんですか。鳥栖市から、こういう児童センターにしてくださいみたいなことじゃないんですか。していないんですか。

高松隆次こども育成課長

児童センターにおいては、子育て中のお子さんと小学生以下のお子さんが集える場所の提供ということで、指定管理を社協の職員さんと意見交換しながら進めているところでございます。ちなみに今年度については、サロンパスさんの新しく出来た施設で１回やってみないかということで、サロンパスさんの協力もありまして、去年は２回、サロンパスの出張児童センターということで、大きなフロアを使って開催しているところもありますので、そういったところで市と社協と、また、民間の事業所等々と協力できることがあれば、今後もそういったふうに場所を変えたりとかして、継続していきたいと考えております。

西依義規委員

全ては子ども・子育て支援事業計画にのっとってだと思うんです。そこにもやっぱり児童センターの役割を書いて、それをどうあるべきだっていうのを書かないかんので。

また議会報告会の話になるんですけど、鳥栖市の子育て支援は充実していると思いますかと、児童センターって１個しかないんですよって言われたんです。おっしゃるとおりです。

とても充実しているとは思え……、ほかのところは力を入れているかもしれんけど、ぜひ担当課に頑張っていただいて、指定管理料を増やして――私が言われるのは、人がおらんと、人がおるなら、あっちこっち行ったってよかって言われたんで。あそこのあの人で、多分限界でしょうから、来年度予算とかで、ぜひ御検討ください。

以上です。

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後０時３分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後１時12分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

午前中の御答弁に補足があるそうでございますので、まずはお受けしたいと思います。

高松隆次こども育成課長

午前中、母子家庭等自立支援給付金の中で、職業訓練促進給付金を受けられた方の受講後の就職先等々の調査につきましては、毎年、その年に修了される方についてはアンケート調査をしておりまして、令和５年度末に終わられた方についての調査もしておりました。

４名の方が令和５年度末で修了されまして、就職ということになりまして、看護師さんが３名、あとパートの准看護師さんが１名ということで３月末の時点で就職が決まったということで、調査をしているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員長

確認等があれば。

田村弘子委員

ということは、やはり使われていた方が12名というところで、看護師さんの人気があるということでしょうか。人気があるという言い方はおかしいかもしれませんけれども、看護師さんの勉強をされる方が多いということですか。

樋口伸一郎委員長

傾向でもいいですよ。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

すいません、午前中にお答えした受講者数12名につきましては、修業先といたしまして、鳥栖三養基医師会立看護高等専門学校の方が５名、医療福祉専門学校緑生館の方が３名、九州医療専門学校の方が１名、ハリウッド美容専門学校の方が１名、インターネットアカデミ

一の方が２名となっております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

どれが人気とかそういうのではなくて、数的なものですね。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

医療関係の方が12名中、９名いらっしゃるっていうところでございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。

やはり手に職をつけてってというところで、働きやすい環境だとか生活、家庭を支えていこうとされている保護者さんの頑張りを今後とも応援できるように継続していっていただけると幸いです。

ありがとうございました。

樋口伸一郎委員長

ほかに。

牧瀬昭子委員

決算書の146ページをお願いします。

節12委託料のうちの児童ショートステイ事業委託料について質問させていただきます。

令和５年度の利用件数、利用人数と利用者の負担額を教えてください。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

ショートステイ事業の実績につきましては、２歳未満の児童につきましては、延べ日数２日間、２歳以上の児童につきましては、延べ22日間、計24日間の利用となっております。

利用者の負担金につきましては、生活保護受給者の方と独り親家庭の方で非課税の方につきましては、利用児童につきましては、負担金はゼロ円となっております。

また､それ以外の方で非課税世帯の方につきましては､２歳未満児童につきましては､1,100円、２歳以上の児童につきましては、1,000円。述べました２つ以外の方の世帯につきましては、２歳未満の児童につきましては、5,350円。２歳以上の児童につきましては、2,750円負担いただいているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

２歳未満が２日間で２歳以上が22日間ということですけど、利用人数は何人ですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

利用人数は延べ日数イコール延べ人数でございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

これを利用するときの流れを教えていただいていいですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

流れにつきましては、利用したい方が、まず、こども育成課に相談をいただきます。電話でも結構ですし、来庁される方もいらっしゃいます。で、理由と利用したい日にちを確認いたしまして、実際、大体未就学児の方はみどり園、２歳以上の方は――選択肢として、みどり園と洗心寮があるんですが、月例に応じて、子供を預かっていただける施設のほうに空き状況等を確認いたしまして、仮予約をさせていただいて、それに合わせて申請していただきます。

先ほど申し上げた利用料の負担が生じる方につきましては、利用後、ある一定期間内の日にち以内に利用料を納付書で納付いただくようにしております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

予算としては44万2,000円で、決算は12万1,580円ということだったんですが、利用したいけれどもできなかったケースは、この執行状態からいくと、皆さん利用できたということでよろしかったですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

相談された方達の中には実際、利用されたんですが、お断りっていうわけではないんですが、希望日と施設の空き状況が合わないとか、利用が決まっていたんですが、子供さんがコロナにかかったとかっていうことで、御希望に沿えなかったケースはあったかと思います。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

分かりました。ありがとうございます。

受入れ先の園も、もちろん空き状況とかもあると思うんですけれども、できるだけショートステイを使われたいという方は、何らかの利用理由が、大変な御家庭とかもそれぞれにあったりしますので、できるだけ希望に沿えるように、できれば園を増やしていただくとか、利用に沿えるようなことを要望させていただきたいと思います。今後ともお願いします。

続いて、ファミリー・サポート・センター事業委託料についてお尋ねいたします。

令和５年度の利用会員さん、両方会員さん、協力会員さんの登録者数を教えてください。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

ファミリー・サポート・センター事業の令和５年度の利用実績につきまして、利用会員数は1,015人、協力会員数は135人、両方会員は87人でございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。令和５年の新規の登録数は何人になりますか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

令和５年度の新規の会員数につきましては、利用会員が73人、協力会員が５人、両方会員はゼロ人、計78名となっております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

協力会員さんの伸びについて、利用されたい方が増える一方、協力会員が伸び悩んでいるなということが、この数字から分かるんですけれども。登録された方の利用件数は令和５年度は何件になっていますか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

年間の延べ利用人数といたしまして、1,213人でございます。延べ利用時間は2,309時間でございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

利用会員さんが1,015人で、延べ利用者数が1,213人ということですので、延べですので分かりませんが、年に１回ずつぐらいは利用されている可能性があると思うんですけれども、協力会員さんが伸びないと、この希望に合わないという状況にあるのではないかと想像しますが、現実的なものとしてはいかがでしょうか。利用希望に沿った協力会員さんのマッチングは、どのような状況でしょうか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

協力会員様も言い方は悪いですけど、空き時間とかを利用してされているものと認識しています。その中で、やっぱり誰でも忙しい時間帯――朝の時間帯とか夕方の時間帯はなかなか、協力会員さんであってもその希望に応えられないのかなと。そういう声があったとも聞いております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

このホームページを見せていただきましたら、年に１回の養成講座が行われているかと思

われたんですけれども、協力会員さんを増やすための取組としては、どのように行われてきたのか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

ファミリー・サポート・センターの会員募集とか、会員を増やす取組といたしましては、今までファミリー・サポート・センター事業だけで行っておりましたが、午前中のお答えでもありましたように、出張児童センターとかを行う中で、その場に来ていらっしゃった方にファミリー・サポート・センターの御紹介をすることによって会員の増やす取組を行っているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

会員数を増やすという取組で御答弁いただきましたけれども、協力会員さんを増やすためのより一層の取組としては、やはり養成講座を増やしていただくとか、そういったことができないのかなと。年に一回の養成講座では、ちょっと足りないかなと思うんですけれども。

状況的には、随時……

樋口伸一郎委員長

御所感でこう思うっていうところは、御発言は大丈夫です、結構ですけど、そこでのやり取りは極力繰り返しのないように御協力をお願いします。最後は要望でとめていただいてもいいので。

御答弁を求めます。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

この養成講座につきましては、私どもも参加しておりまして、鳥栖市の子育て支援のお話をさせていただいているところです。

それと同時に、警察とかその他の機関も一緒に行われているものと認識しております。ですので、行うに当たってはその辺りの調整が必要かなと考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

では最後に要望としてまとめさせていただきたいと思います。子育ての協力者を増やすという取組として、まず養成講座を増やしていただきたいということと、あと、独り親家庭の方への利用料の半額という補助があるということは言っていただきましたけれども、鳥栖市が助成する制度を生活保護世帯とか住民税非課税世帯とか特定妊婦の方、あと要保護児童などの世帯に対する補助などもあると、利用者の登録されている方たちの利用もよりしやすくなると思いますので、その辺りの御検討をいただければと思います。

続きまして、決算書160ページ、あと、決算書の60ページも併せて質問させていただきたいと思いますが……、すいません、もう一回聞きます。自殺予防対策のためのカウンセラーに対する報償費についてお尋ねしたいと思いますが、この事業の内容と委託先、報償金額を教えてください。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

この自殺対策予防はこころの相談を行っておりまして、月２回、水曜日に行っております。

委託じゃなくて、謝金ですので、カウンセラーさんがいらっしゃる団体さんに対してカウンセラー１日当たり9,000円の謝金をお出ししております。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

報償費の中に入っているということで、７番の報償費の講師謝金の115万250円の中に入っているということで確認させていただきたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

そのうち、１日当たり9,000円をお支払いされているということですけれども、地域自殺対策事業費補助金の国の政策を見ますと、若年層に特化した自殺対策を行わなければならないというような形で書いてあったんですけれども、若年層に対する自殺予防の対策については、現在、どのように行われていますでしょうか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

本市といたしましては、ホームページ上でいろんな相談窓口の御紹介をしているっていうのが主でございます。あと、こころの相談につきましても年齢とかは特に限定しておりませんので、どなたでも相談していただける、受入れ状態にはしているところでございます。

牧瀬昭子委員

佐賀県の自殺者数の統計を見ましたところ、佐賀県が121名ということで書かれてありました。うららアンケートの中でも悩みや心配事を相談できる人がいるかという子供の割合が、平成22年が89.7％、平成27年が87.2％ということで、評価がバツになっていたというふうに、結果を見ました。若年層への対応がより一層必要かと思いますけれども、その辺りの検証はいかがなさっていますでしょうか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

若年層でも年齢層が、小学生、中学生、高校生と年齢区分もあると思います。あと、どうしても対応できるのが各教育部門との連携とかも必要になってくると思いますし、県の関係部署との情報共有等、そういうものも必要じゃないかと思いますので、そこら辺で情報共有しながら検討していきたいとは考えております。

牧瀬昭子委員

最後、要望とさせていただきたいと思います。ホームページなどでも情報発信をしていただくとか､県との連携も今後必要じゃないかということでおっしゃっていただいたんですが、健康増進課として、やはり鳥栖市の子供たちの自殺予防をする必要が、この地域自殺対策事業費補助金などを活用して子供たちに直接､学校での研修を行う必要があると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

続きまして､160ページの産後ケア事業委託料について質問させていただきます。この分の実績数についてお尋ねいたします。令和５年の出産者数、産後ケア利用者数、ショートステイ、デイサービス、授乳相談、それぞれの回数を教えてください。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

まず、出生数でいきますと、市民課の住民基本台帳の月報で見ますと、令和４年は603人、令和５年が518人となっております｡この間で令和５年度の利用者っていうものも出てくる状況でございます。

令和５年度の産後ケアの利用ですけれども、１泊するショートステイが延べ16人、32泊してございます。デイサービスは６人の利用がございます。また、授乳・育児相談は21人の利用がございました。

以上です。

牧瀬昭子委員

令和５年の見込みとしては何人だったんでしょうか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

当初は大幅に見ておりまして、ショートステイで40人、デイサービスで160人、授乳・育児相談で150人と見込んでおりましたけれども、３月のところで見込みで200万円ほど落としております。

以上です。

牧瀬昭子委員

この利用者数の見込みについては、課内ではどのように検証されていますでしょうか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

令和４年度からの新規事業ですので、多くの方に利用していただきたいということで、当初は多めに見込んでおる状況です。

また今後、利用してみてよかったという、いろんな評価があれば利用は伸びていくんじゃないかとは考えております。

牧瀬昭子委員

特定妊婦の方への産後ケア事業の徹底的な周知を行っているということを前回の決算のときにおっしゃっていましたけれども、その方たちの人数をまず教えていただいて、その中での産後ケア事業の利用者数っていうのは分かりますか。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼保険年金課長補佐兼係長

特定妊婦の定義がきちっと決められたものがありません。それで、私どもも特定妊婦をこういうふうにルールづけてあげましょうっていう決まりみたいなものをきちっと決めていませんので、令和５年度の特定妊婦は鳥栖市は何人ですとは言えないんですけれども、特定妊婦で、私たちが上げた妊婦さんで、要対協の会議まで行って、そこで情報共有をした妊婦さんが６名いらっしゃいます。ただ、それは氷山の一角でありまして、母子手帳を取ったときに必ず妊婦さんにアンケートを取るんですけれども、そのアンケートの内容が育児不安だとか、妊婦さんの精神状態や身体の合併症、あと養育能力、年齢、知的の状態、家族関係、経済的なものなど､もろもろございまして､そのうちに１つでも丸がついた人につきましては、要支援妊婦さんとして上げております。その数が実人数163人で、延べ人数が257人でございました。そのうち、要対協まで情報提供をさせてもらいました６人の特定妊婦さんのうち、産後ケア事業を使われた妊婦さんはいらっしゃらなかったです。

そしてあと､要支援の妊婦さんが産後ケアを使ったかどうかにつきましては､すみません、そこまで把握をしておりません。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございました。

利用しづらい理由というのを検証する必要があるかなと思うんです。

せっかく産後ケア事業によって、要対協の案件になられた方や、要支援になられた方たちへのケアが一番必要になってくると思うんですけれども、その辺りについて、利用しづらい現状というのはどのあたりまで検証されているとかっていうのはありますか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

まず、受け入れる産婦人科が何日ぐらい受けてもらえるのかっていう確保も必要なので、それがまだ当初予算の人数では、その人数までは受入れが可能ということですので、まだそこまで達していないっていうのが一つ原因です。あと、病院では今、授乳の指導とか沐浴指導のために利用するっていうことに最初なっていましたけれども、お母さんの休養のためにも利用していいですよということで、令和５年度から制限が緩くなりましたので、そこら辺で利用しやすくはなっております。

あと、ショートステイに関して、子供さんと一緒の部屋になるっていうところがありま

ので、お母さんとしてはそこが一緒だったら、家と一緒じゃないかっていう言い方もされています。ただ、専門家から見てもらっているっていうところの安心感はあると思いますので、あと利用者側の理解ですね、利用しやすさっていうのは、そこにもあるんじゃないかとは感じております。

以上です。

牧瀬昭子委員

病院での受入れ体制はまだ予算内ではあるけれども、それに至っていないっていうのは、ショートステイが一緒の部屋になるからとかっていうこともお話としてあったということは分かりました。

金額についての利用しづらさについて、お話があったりしなかったですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

料金に関しては特にございません。他市の状況とか利用金額とかも場合によっては――うちは食費代も入っての金額になっておりますので、そこまで含めての金額で安くはなっているんじゃないかとは考えております。

牧瀬昭子委員

ほかの市町で見せていただいたときに、生活保護世帯や非課税世帯の方への補助というか、利用を促進するためにということで、補助されていたりとかするケースもあるようですので、要望ですけれども、補助をしていただくことによって、利用ができない、できにくい方たちにも利用が広がるのではないかなと思いますので、その辺りの検証、検討もしていただければと思います。

もう一つ質問で、申請の仕方などについて、やりにくさとかっていうことも関わってくるのではないかと思いますが、申請については、いかがでしょうか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

お電話で申請をしていただくっていうのと、申請書をこちらから郵送して、後から書類を書いてもらうということもありますので、そこは急を要すれば、もうすぐに電話で対応でもできる状況にしております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

アクセスがしやすいようにということで改善をしていただいているかと思います。

一度でも利用されることがあれば、これのよさとかっていうものも、もっと広げることができると思いますので、また要望ですけれども、割引券などを発行していただくとか、クーポン券などを活用していただけるように、促進のための施策を打っていただけないかと思い

ますけど、いかがですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

授乳相談は利用券を渡していまして、それは無料で利用できるようにはなっているところでございます。

牧瀬昭子委員

授乳相談のほうと併せてショートステイと、あとデイサービスのほうもしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

最後に161ページから166ページで、主要事項説明書52ページ、歳入が56ページで、新型コロナワクチン接種事業についてお尋ねしたいと思います。

164ページの新型コロナワクチン接種健康被害給付金についてお尋ねいたします。

この方が先ほど説明の中でお一人ということだったんですけれども、令和４年度の方という御説明でした。令和５年度についてはいかがだったでしょうか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

令和５年度は鳥栖市の予防接種健康被害調査委員会を２回開催しまして、各１件ずつを諮っていただいておりまして、令和５年度で２件、進達を行っています。

以上です。

牧瀬昭子委員

これも委員会から要望していただければと思うんですけれども、その辺りの情報ですね、その方がどういうふうになっていったか、申請された後に認定がなされたかどうか、というものを情報として出していただけるように要望したいと思いますが。

樋口伸一郎委員長

今までもそれは基本的に情報提供に関するというか――にはされてきたかとは思うんですけど。別にっていうことですか。

〔発言する者なし〕

暫時休憩します。

午後１時46分休憩

ᔓᔓᔓ

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

今、牧瀬委員から委員会の要望ということですが、その前に部長から御答弁を頂けるということなので、これをお受けします。

古賀達也健康福祉みらい部長

新型コロナウイルスワクチンの健康被害関係につきましては、適宜委員会等のほうにも御報告をさせていただきたいと思いますし、当然、予算が伴うもの等であれば委員会の中でも適切に報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

補足等があれば。

〔発言する者なし〕

牧瀬委員、委員会要望ということでしたが、これからも予算を伴うものに関しては、随時やっていただけるということなので、それで御理解いただいてよろしいですか。

牧瀬昭子委員

分かりました。

情報提供について、先ほど決算の中でも出していただきましたけれども、随時、案件としては、いつのタイミングで出てくるか分からないということでしたので、委員会にも御説明をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかに御質疑のある方。

成冨牧男委員

午前中出ていました、児童センターのことで、頭を整理したんですけど、児童センターともう一つ、児童館ってありますね。まず、児童センターと児童館の違いと、社会福祉協議会のどのエリアが児童センターなのか、施設の概念なのか、それとも、もうちょっと広い意味の概念なのか、そこら辺が気になるのと、職員数とその人たちの身分――これは指定管理だから、会計年度任用職員に準じた形の職員になっているのか。そこら辺の意味している分をお聞きしたい。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

児童センターの性格っていうか、設置目的につきましては、児童に健全な遊びを与え、幼児及び学童の集団的・個別的指導により児童の健康を増進し、情操を豊かにし、子どもクラ

ブ等の地域の組織活動の育成・助成を図り、児童の健全育成を図るためとしております。

児童センターと児童館の違いにつきましては、機能とか人員配置の違いかと認識しております。エリアにつきましては、場所が鳥栖市の社会福祉会館にございまして、主な部分といたしましては、社会福祉会館の２階部分と認識しております。

樋口伸一郎委員長

人事については。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

２名の会計年度任用職員さんを配置しているところでございます。

成冨牧男委員

正式には社会福祉協議会も会計年度任用職員という呼び方をするわけ。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

会計年度任用職員に準じた嘱託職員さんでございます。

成冨牧男委員

改めていろいろホームページとか見ますと、そこにいろいろ遊具とかもセンターの紹介のところに書いてあるわけです。

だから、そこで児童センターと児童館の違いで、児童センターという概念のほうが大きいんですよね。児童館というよりも。

その中にいろいろ体感的な施設って書いてあって、児童センターにしては鳥栖市の場合はちょっと、ちゃちじゃないかと正直、私は思うんです。

しかも、それが先ほど西依委員から話がありましたが、たった１か所ですね。それぐらいの――言葉は悪いですけど、ちゃちなやつが１か所しかない。この面積の中でですね。

私はやっぱり同じように増やすべきだと思うんです。これはさっき言われましたので、答えも要りませんけど、とにかく指定管理者とか委託で任せたら、だんだんだんだん当事者意識がなくなってくるんですよ。だから、どうだったのかとなってしまうので、やっぱり西依委員と同じことを言いますけど、この児童センターはどういう役割を果たすのかっていうのは、やっぱり役所が考えて、役所が指定管理者に対して、言うならば、仕様書みたいなものをつくって、こういうふうにやってくれと、お示ししてとかというわけです。やっぱそういうところも、もうちょっと努めてほしいなと、今の答弁を聞いてと思いました。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

150ページに病児・病後児保育事業広域利用負担金の詳細というか、どういう計算で46万

1,000円になったのか教えてください。多分、当初予算は10万円ぐらいだったんです。これが46万円になっている根拠。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

こちらは小郡市の施設、まどかチャイルドケアセンターとこぐまこどもの家を利用された分の費用になります。小郡市さんが負担されたものから利用人数で案分をさせていただいているところです。まどかチャイルドケアセンターのほうが総利用数281人に対して鳥栖市の利用さんが５人、こぐまこどもの家さんが60人に対して９人ということになっております。

当初予算計上のときも利用人数から算出をしたものであるんですけれども、実際、利用者としてこぐまこどもの家さんが多かった結果になっておりまして、利用単価としては、こぐまこどもの家さんのほうがお一人当たりの単価が高くなった結果でありました。

利用人数の案分ということなので、前に利用された人数10名ぐらいからということで算出していたところですけれども、実際、こぐまこどもの家さんが障がい児施設の関係の場所で、そこをもともと利用されている鳥栖市の市民さんがいらっしゃったことで、予定よりそちらのほうが利用が多く、結果、負担金としては、申し訳ありません、当初見込みより高い結果となっております。

西依義規委員

今、福岡県は無料でしょう。これってこの事業でもうこれ１回で終わり？当初予算にも令和６年はなかったみたいですけど。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

委員おっしゃるとおりで、福岡県が無料ということで、県が事業をされました関係で、利用者がとても多くなった関係上、やっぱり小郡市さんのほうから、次年度については協定の継続ができないという話になっておりまして、協定の継続がなっておりません。

西依義規委員

14人の方が登録されて、令和５年利用されたと思うんですけど、その方々はどういうふうになったんですか。もう必要なくなったんですか。それと14人が何回したら46万円になるんですか。１回１万円で延べ46回？単価が高いのか、どうやって46万円になるのか教えてください。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

小郡市さんから頂いた内容ですけれども、まどかチャイルドさんの年間委託費が1,000万円ちょっと。こぐまこどもの家さんが800万円ちょっとということで、それを全体の総利用人数で割って、鳥栖市のお子さんがという案分の計算になっております。

その中で国、県、市の負担分で３分の１の負担分ということで鳥栖市が負担させていただ

いております。

樋口伸一郎委員長

14人の今後は。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

協定に応じて費用案分としての利用としては継続しないんですけれども、実際、施設が空いている状態であれば、お受けしていただいていると聞き及んでおります。

西依義規委員

本人さんたちは――県内の人は無料で、市外料金みたいものを払われているってことですか。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

実際、小郡市さんや久留米市の施設もそうですけれども、そちらは各自治体さんも把握されていない状況ですが､施設それぞれでお受けいただいていると聞き聞き及んでいます｡(「無料？」と呼ぶ者あり)

それぞれ小郡さん、久留米市さんからは分からないってことだったんですけれども、恐らく以前の分の負担を取られていると思います。

西依義規委員

鳥栖市のやつはまだできませんよね。結局、空白みたいな感じで。

鳥栖市の担当課としては、病児をどういうふうに令和６年はやろうという方針なのか。小郡市さんから協定を打ち切られたかとか、それはいいですよ。ですけど、鳥栖市として臨時的にみたいな対応はされているんですか。あれが立つまでちょっと待っておきましょうという結論ですか。どうですか。

高松隆次こども育成課長

基本的に県内で病児保育をされているところを情報提供しているような状況で、今年度は進めているところでございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午後２時３分休憩

ᔓᔓᔓ

教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課）

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について

樋口伸一郎委員長

それでは、これより教育部教育総務課、学校教育課、学校給食課関係議案の審査を行います。

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

佐藤正己教育総務課長

それでは、議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について、教育部のうち教育総務課、学校教育課、学校給食課関係分の主なものについて、令和５年度鳥栖市歳入歳出決算書で御説明いたします。

歳入から御説明いたします。

59、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項２国庫補助金、目５教育費国庫補助金、節２小学校費国庫補助金、特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、特別支援教育就学奨励費に対する補助金でございます。補助率は２分の１でございます。

節３中学校費国庫補助金につきましては､特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、先ほど説明いたしました節２小学校国庫補助金と同じ内容でございまして、補助率は２分の１でございます。

井手崇雄学校教育課長

69、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項２県補助金、目６教育費県補助金、節１教育総務費から節３中学校費県補助金につきましては、スクールカウンセラー事業、教員業務支援員配置事業、別室における学校生活支援員配置事業などに対する補助金でございます。

佐藤正己教育総務課長

87、88ページをお願いいたします。

款22諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入のうち、教育雑入２項目め、中原特別支援学校田代分校負担金につきましては、通常分として、中原特別支援学校田代分校によります田代小学校の主要施設維持管理に係る電気料、上下水道料等の負担金、分校生徒及び教職員の給食に係る負担金と田代小学校大規模改造工事の建設費に係る負担金でございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

89、90ページをお願いします。

備考欄、学校給食費につきましては、本市の小学校及び中学校の学校給食において使用します食材の購入費として、保護者、教職員などに御負担いただいた学校給食費でございます。

学校給食費の公会計化に伴い、令和５年度から市の歳入として取り扱っております。

主要施策の成果104ページを御覧ください。

学校給食費の額につきましては、昨年４月に改定いたしましたが、学校給食費臨時支援事業を実施し、食材購入費用の一部を公費で負担することで、実際の保護者負担額については、給食費改定前の令和４年度の水準に据え置いたものとなっております。

佐藤正己教育総務課長

91ページ、92ページをお願いいたします。

款23市債、項１市債、目６教育債、節１小学校債につきましては、田代の小学校大規模改造事業及び旭小学校大規模改造事業に伴う市債でございます。

節２中学校債につきましては、基里中学校大規模改造事業及び中学校高圧受電設備改修事業に伴う市債で、中学校高圧全設備改修事業は鳥栖中学校高圧受電設備改修に関するものであります。

以上、歳入について説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

213ページ、214ページをお願いいたします。

款10教育費、項１教育総務費、目１教育委員会費、節１報酬につきましては、教育委員４名の報酬でございます。

次に、目２総務事務局費、節２給料、節３職員手当等、続きまして、215、216ページにあります節４共済費までは、教育長、教育部長、教育総務課職員７人、計９人分の人件費でございます。

節21補償及び賠償金、学校損害賠償金につきましては、鳥栖北小学校において職員が除草作業していたところ、操作する草刈り機により跳ね上げられました石が、駐車中の自家用車の右側フロントドアガラスに直撃し破損しましたので、その修理等に係る損害賠償額でございます。

井手崇雄学校教育課長

217、218ページをお願いいたします。

目３学校教育事務局費、節１報酬のうち、会計年度任用職員報酬につきましては、小中学校の学校用務、学校事務補助、学校図書館事務補助員及び指導主事等、会計年度任用職員46

名分の報酬でございます。

節２給料から節４共済費までは、学校教育課職員５人及び会計年度任用職員の人件費でございます。

節12委託料、備考欄でございますが、訴訟代理委託料につきましては、令和５年８月より対応中でございます損害賠償請求事件２件に係る弁護士委託料でございます。

次の語学指導業務委託料につきましては、市立小中学校の英語授業、ＡＬＴ５人の配置をいたしております語学指導業務に係る委託料でございます。

次の医療的ケア支援委託料につきましては、本市立小学校に在籍する医療的ケア児における酸素管理等に係る委託料でございます。

佐藤正己教育総務課長

同じく節12委託料、備考欄の警備委託料につきましては、市立小中学校12校の警備委託料でございます。

中学校日直代行委託料につきましては、土日、祝日における中学校の部活動や来訪者の対応業務、学校施設の巡視等を行ってもらう業務を委託しております。

ＩＣＴ支援業務委託料につきましては、鳥栖市におけるＩＣＴ教育の推進を図るために学校におけるＩＣＴ機器を活用した事業、研修、教材作成等を支援する支援員を配置する業務であり、支援員４人を配置しております。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

同じく、節12委託料の最後、システム改修委託料につきましては、令和６年度から多子世帯学校給食費助成事業を実施するために行った学校給食費管理システムの改修に要した委託料でございます。

佐藤正己教育総務課長

219ページ、220ページをお願いいたします。

項２小学校費、目１学校施設管理費、節２給料から節４共済費までは学校用務員１人分の人件費でございます。

節10需用費のうち、修繕料につきましては、小学校施設の修繕に要した経費でございます。

節12委託料、備考欄の設計委託料につきましては、麓小学校特別・普通教室棟トイレ改修工事の設計委託料でございます。

工事監理委託料につきましては、若葉小学校及び基里小学校の高圧受電整備改修工事の監理委託料でございます。

学校施設管理委託料につきましては、小学校８校の各種設備点検、樹木伐採等、施設の管理に要した経費でございます。

節14工事請負費につきましては、営繕工事費として、鳥栖小学校駐車場整備工事、麓小学校屋外体育倉庫新設工事、若葉小学校フラッグポール取替え工事、鳥栖北小学校及び基里小学校の消防設備改修工事などの工事を行っております。

遊具設備工事費につきましては、市立小学校の既存遊具の修繕工事及び基里小学校インクルーシブ遊具設置工事に要した費用でございます。

備考欄の高圧受電設備改修工事費につきましては、若葉小学校及び基里小学校の高圧受電設備の改修工事に要した費用でございます。

節22償還金、利子及び割引料の都市再生機構立替金償還金につきましては、弥生が丘小学校の建設費の都市再生機構への償還金でございます。

井手崇雄学校教育課長

目２学校事務管理費、節１報酬につきましては、学校医、学校薬剤師、特別支援教育支援員に係る報酬となっております。

節３職員手当等及び節８旅費につきましては、特別支援教育支援員及び教員業務支援員に係る費用でございます。

佐藤正己教育総務課長

節10需用費及び節11役務費につきましては、市立小学校８校分の運営に要した経費でございます。

節12委託料につきましては、塵芥収集委託料は燃えるごみ収集、健康診査委託料は児童及び教員の健康診査の委託料でございます。

井手崇雄学校教育課長

節12委託料、開かれた学校づくり推進事業委託料につきましては、市立小中学校８校の地域に開かれた学校づくりを推進していくための委託料となっております。

佐藤正己教育総務課長

節13使用料及び賃借料につきましては、児童用パソコン借上料、デジタル教科書ソフトウェアのライセンス使用料が主なものとなっております。

節17備品購入費につきましては、施設用備品購入費は大型備品及び学級増に伴います備品購入を行っております。

教科用等備品購入費は小学校８校の図書及び一般備品の購入に要した経費でございます。

学校再開に伴う感染症対策等備品購入費につきましては、コロナ感染症対策に係る換気を行う扇風機等の備品を購入しております。

223ページ、224ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金は学校管理下における傷害保険である日本スポーツ振興セン

ター負担金でございます。

あとの項目の負担金につきましては、市立小学校における地区で構成されております教職員の研究会等の負担金でございます。

225、226ページをお願いいたします。

目３教育振興費、節17備品購入費につきましては、教材費は授業に使用します教材を購入しております。

理科教育等備品購入費は理科の授業で使用します顕微鏡、百葉箱、人体解剖模型、実験器具等を購入しております。

節19扶助費につきましては、要保護、準要保護児童への就学奨励費、また、特別支援学級在籍児童への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

続きまして、目４学校給食センター費の主なものについて申し上げます。

まず、令和５年度の学校給食センターの稼働状況及び小学校への給食提供の概要につきましては、主要施策の成果の説明書103ページを御参照いただきますようお願いいたします。

学校給食センターにおいて給食調理を実施した日数は194日､給食を提供した日は各小学校とも190日となっております。

節１報酬につきましては、学校給食センターにおいて調理業務及び食器などの洗浄業務、各小学校において配膳業務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。

節２給料から節４共済費までにつきましては、学校給食課職員の13人分の人件費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

節10需用費につきましては、学校給食センターの電気料、上下水道使用料を合わせました光熱費及び小学校給食の食材購入に要しました給食材料費が主なものでございます。

給食材料費につきましては、学校給食費の公会計化に伴い令和５年度から市の歳出として取り扱っております。

227、228ページをお願いいたします。

節12委託料のうち、施設管理等委託料につきましては、学校給食センターの調理・洗浄設備保守点検、空調設備保守点検などに係ります委託料でございます。

給食業務委託料につきましては、小学校給食の炊飯、各小学校への配送に係ります委託料でございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、目５学校建設費、節11役務費の通信運搬費につきましては、旭小学校屋内運動場大規模改造工事期間中に体育倉庫内の跳び箱等、体育用具を倉庫に一時保管するため、

業者による運搬を行いましたので、その費用でございます。

節12委託料のうち、備考欄の田代小学校大規模改造工事関連委託料につきましては、田代小学校大規模改造工事に関連しまして、ネットワーク環境構築業務、児童用机・椅子、学校備品等物品移設に要した委託料でございます。

設計委託料につきましては、旭小学校大規模改造工事で設置しますエレベーターの設置予定場所の地質調査業務を行った経費でございます。

工事監理委託料につきましては、田代小学校大規模改造工事監理業務として555万円、旭小学校大規模改造工事――屋内運動場の大規模改造工事ですけど、その監理業務として442万2,000円でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、旭小学校屋内運動場大規模改造期間中に体育倉庫内の跳び箱等、体育用具を倉庫に一時保管しましたので、倉庫の賃借料でございます。

節14工事請負費につきましては、田代小学校大規模改造工事及び旭小学校大規模改造工事に要した経費でございます。

節17備品購入費、施設用備品購入につきましては、旭小学校屋内運動場にあります防災用倉庫備品として非常用インバーター発電機を購入いたしました。

主要施策の成果の説明書105ページをお願いいたします。

田代小学校の大規模改造事業の内容を記載しております。

令和５年度は普通教室の改修を行っており、令和６年１月に大規模改造工事は終了しております。

106ページをお願いいたします。

令和５年度から開始しました旭小学校大規模改造事業のうち、屋内運動場大規模改造事業の内容を記載しております。

令和５年７月から工事を開始し、令和６年１月末に完了しております。

決算書にお戻りください。

項３中学校費の主なものについて御説明いたします。

目１学校施設管理費、節２給料から節４共済費までは、学校用務員１名分の人件費でございます。

節10需用費のうち、修繕料につきましては、中学校施設の修繕に要した経費でございます。

229、230ページをお願いいたします。

節12委託料のうち、設計委託料につきましては、田代中学校運動場西側排水設計業務、鳥栖西中学校駐輪場新設設計に要した費用でございます。

工事監理委託料につきましては、鳥栖中学校受変電設備改修工事の監理委託料でございま

す。

学校施設管理委託料につきましては、中学校４校の各種設備点検、樹木伐採等、施設の管理に要した経費でございます。

節14工事請負費につきましては、営繕工事費として、鳥栖中学校北側フェンス改修工事、基里中学校パントリー前舗装工事などを行っております。

高圧受電設備改修工事につきましては、鳥栖中学校受変電設備改修工事に要した費用でございます。

井手崇雄学校教育課長

目２学校事務管理費、節１報酬につきましては、学校医報酬や特別支援教育支援員、教員業務支援員、学校生活支援員、中学校栄養士などの会計年度任用職員への報酬となっております。

節３職員手当等及び節８旅費につきましては、先ほどの会計年度任用職員に係る費用でございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

節10需用費の給食材料費につきましては、中学校給食の食材購入に要した費用でございます。

佐藤正己教育総務課長

節10需用費のうち、給食材料費を除く消耗品費、光熱水費等及び節11役務費につきましては、中学校４校分の運営に要した経費でございます。

231、232ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、備考欄の塵芥収集等委託料は燃えるごみ収集、健康診査委託料は生徒、教員の健康診査に要した委託料でございます。

井手崇雄学校教育課長

同じく節12委託料、一番上の開かれた学校づくり推進事業委託料につきましては、市立中学校４校の地域に開かれた学校づくりを推進していくための委託料でございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

同じく委託料のうち、給食業務委託料につきましては、中学校給食の調理、各中学校への配送、食器等の洗浄に係ります委託料でございます。

中学校給食の概要につきましては、主要施策の成果の説明書108ページを御参照いただきますようお願いします。委託先の調理場において給食調理を実施した日数は194日、給食を提供した日数は各中学校とも192日となっております。

佐藤正己教育総務課長

節13使用料及び賃借料につきましては、生徒用パソコン借上料、デジタル教科書ソフトウェアライセンス使用料が主なものとなっております。

節17備品購入費につきましては、中学校４校に係ります施設用備品及び教科用備品等購入管理経費でございます。

施設用備品購入費は大型備品及び学級増に伴いまして備品購入を行っております。

教科用途備品購入費は中学校４校の図書及び一般備品の購入、吹奏楽部がある学校につきましては、楽器購入に係る経費でございます。

233、234ページをお願いいたします。

教育振興費でございます。

節17備品購入費につきましては、教材費は授業に使用します教材を購入しております。

理科教育等備品購入費は理科の授業で使用します電源装置、力学台車、衝突実験機等、実験器具を購入しております。

節19扶助費は、要保護・準要保護生徒への就学援助費等の補助、特別支援教育就学奨励費は特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

235、236ページをお願いいたします。

目４学校建設費でございます。

節12委託料につきましては、今年度から実施しております基里中学校大規模改造事業のうち、屋内運動場大規模改造工事の設計委託料でございます。

以上で議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定の教育部のうち、教育総務課、学校教育課、学校給食課関係分についての説明を終わります。

御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

それでは、執行部の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。御質疑のある方は挙手にて御発言をお願いいたします。

西依義規委員

決算書220ページのＰＴＡ研究大会佐賀大会負担金の算出方法を教えてください。

佐藤正己教育総務課長

これにつきましては、佐賀県から割当ての額が指定されてきましたので、申し訳ございません、詳細な金額等については、資料は持ち合わせておりません。

県から31万9,000円ですって来ていた部分を支払ったものになりますので､詳細については後でもって調べておきたいと思います。

西依義規委員

これは当初予算はありましたっけ。

佐藤正己教育総務課長

ありました。

辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

当初、補助金のほうで、ＰＴＡ補助金と一緒に上げさせていただいていたんですけれども、中身の趣旨からすると、負担金っていうほうが適切だったので、節内流用ということで負担金ということで支出させていただいております。

西依義規委員

これは九州大会が佐賀県である年に――今から遡って前回も出したっていうことですか。10年前かな。

佐藤正己教育総務課長

九州大会が佐賀県で開かれたときに負担をしている分でございます。

西依義規委員

次に、222ページで細かいところですけど、需用費の消耗品費3,200万円。今、ペーパーレスとかで消耗品費って減ってきている時代なのに当初より増えているっていうことで、消耗品費の主な内訳を教えてください。

佐藤正己教育総務課長

この分は学校で使う分ですので、例えば、学校で使う大きな印刷する用の用紙であるとか、ペンであるとかチョークであるとか、そういった先生が授業とかに使うものとか、児童が使う費用とか、そういう部分を出しているところでございます。

西依義規委員

議会もタブレットに変えて、むちゃくちゃ消耗品費は減ったんです。もう印刷しないからですね。学校が今どういう状況で、例えば、昔は5,000万円ぐらいのものが段々減って、3,000万円になっているなら分かりますけど。ここ近年の状況はどういうふうになっていますか。ここ３年ぐらいでもいいんですけど。（発言する者なし）

樋口伸一郎委員長

資料は探せますか。慌てなくてもいいですけど。（「もう一個聞いていいですか」と呼ぶ者あり）

どうぞ。

西依義規委員

教師の教科書を議決に上げていなかった自治体というのをニュースで結構見るんですけど、

うちの場合はその明細はどこになるんですか。この決算書の中のどこを見たら――先生用の教科書代とか指導書代とかはどこに入ってくるんですか。

佐藤正己教育総務課長

すいません、先ほどの消耗品からいきますと、令和３年度が3,299万9,000円、令和４年度が3,367万7,000円、令和５年度が3,200万2,452円です。大体、例年同額ぐらいかなと思います。

樋口伸一郎委員長

２点目の質問は。

佐藤正己教育総務課長

この分につきましては、４年に一回の教科書改訂があったときに変わっていく分ですので、令和５年度の中には入っておりませんで、令和６年度に購入していますので、令和６年度に上がってくる形になります。

申し訳ございません。

西依義規委員

すいません。消耗品費をけちってと言っているわけじゃないですよ。ですけど今、ＩＣＴなりＤＸなり、こういう時代に、やっぱり数字で見えるのって、もちろんタブレット代が上がったけど、消耗品代が減ったよっていうふうに、やっぱりどこかで何か目に見えるものがあるのかなと思ったんです。

タブレットを導入して経費的に減った部分ってあるんですか。議会は減ったんです。印刷代が減ったし。通信費はかかっているでしょうけど。ＩＣＴ教育として、先生でもいいですけど、導入して、こういうところが減ったよっていうのがあるんであれば、決算書のどこか教えていただきたいんですけど。

佐藤正己教育総務課長

今年度からの取組で披露させていただきますと、まだモデル事業ではあるんですけれども、市の職員はカードがないと印刷できないような形になっております。そういう取組を始めまして、そういった印刷、例えば今までは出せばもうすぐ出ていくっていうことで、間違ったと思っても――失敗したことがあります。そういうものをなるべく少なくしていこうということで、うちの市の職員と同じようなカードを持っていかないと出力しないような取組を今回、事務室とか校長室とか、そういった部分から始めているところでございます。そういうふうに少しずつ減らしていこうという努力はしております。

西依義規委員

鳥栖市が何とか宣言ってされていますんで、あんまり僕は推してはないんですけど。（発言

する者あり）

どうぞ。

田村弘子委員

保護者の立場として、学校側から、やはり子供たちに配付しないといけない資料、時間割だとか。でも子供たちが持っておかないといけない資料だとか、保護者だけが見ればいいようなものを、今回はマチコミで流すようにしてもらっているとか、やはり学校側もどうにかして紙の枚数を減らそうとは努力をされていますので。

ただ、子供たちの自立を促すために、子供に授業時間の時間割は配付したいっていう保護者の意見も酌みながら、学校側も変わっていってもらっていますので。紙の使用量は今後少し減っていくかもしれないです。

樋口伸一郎委員長

これに関しては私からも補足しますけど、ＩＣＴに関してとか、現在進められているかと思います。ですので、今すぐに何らかの効果を出してくださいではないんですけど、今後進めていくに当たって、何らかの効果が出るようにっていう御要望かと思いますので、様々な機会を通じて、ぜひ御前向きな御検討をいただければと思いますので、その辺りも私から申し上げて、要望としてこの質疑に関しては終わります。

ほかに質疑ある方、どうぞ。

中川原豊志委員

218ページの委託料のところに訴訟代理委託料というので、訴訟が２件あるような言い方をされたんですが、その内容が報告できるんであれば報告していただければなと思いますが。

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後３時１分休憩

ᔓᔓᔓ

今、中川原委員から御質問いただいた件につきましては、過去に学校現場及び教育委員会事務局内で起こった事案に関して、現在、令和６年度中も係争中でございますので、その結果等が出ましたときにまた改めて御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

状況が分かり次第、また教えていただきたいと思いますし、別件ですけれども、以前からの鳥栖西中学校のいじめの問題についてもまた状況が分かれば教えていただきたいというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

樋口伸一郎委員長

これは委員会からの要望としても情報共有の観点からもお願いをしておきます。

ほかに御質疑のある方どうぞ。

牧瀬昭子委員

まず主要事項説明書の98ページ、教育相談業務について質疑させていただきたいと思います。スクールカウンセラーの配置ということで、決算の内容が書かれてありますけれども、カウンセラーの数やこの配置について、現状どうなっているのか教えてください。

井手崇雄学校教育課長

令和５年度のスクールカウンセラーの配置につきましては、小学校で４名のカウンセラーを配置しております。

牧瀬昭子委員

小学校と、あと中学校のほうはいかがでしょうか。

井手崇雄学校教育課長

中学校につきましては、県の予算で配置をしております。中学校も同じく４名のカウンセラーが配置されております。

牧瀬昭子委員

承知しました。

この分で、スクールカウンセラーの方に予約を取ろうとするときに、非常にたくさんの方が申込みをされているという現状をお伺いすることが周囲であるんですけれども。この相談の受入れ可能数は１校当たり、１か月当たりで何件となっていますでしょうか。

樋口伸一郎委員長

これは令和５年度の決算認定においての実績でもいいですか。

牧瀬昭子委員

はい。

樋口伸一郎委員長

分かりますか。

井手崇雄学校教育課長

まず、スクールカウンセラーは時間数で学校においてそれぞれ、例えば、鳥栖小であれば90時間、鳥栖北小であれば90時間、田代小であれば64時間というふうに決められておりまして、小学校で640時間の配置となっております。その中で、先ほど委員が言われました予約を受けて対応していきますが、学校ごとにっていうのが申し上げられませんが、実質の件数でいうと368件、延べ相談人数でいうと541名の方が小学校８校で相談を受けております。

牧瀬昭子委員

分かりました。

相談者数も伸びてきているということで、件数も非常に多い中で、対応するスクールカウンセラーの数も私としてはより増やす必要性があると思いますが、その辺りの検討とかは教育委員会としては何かされましたでしょうか。

井手崇雄学校教育課長

学校のほうからも、その年によって少し足りないのでっていう要望もございます。ただ、８校全てから全く足りませんというような声は頂いておりませんので、時間の増加については、現時点では学校教育課内で検討、協議等は行っておりません。

牧瀬昭子委員

分かりました。

要望として申し上げておきたいと思いますが、それぞれの学校で足りないところと足りているところと、それぞればらつきがあると思うので、その辺りの配置の時間数とか件数とかをぜひ検討していただいて、希望者の方にカウンセリングを受ける機会を充実していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして､教育相談等の配置ということで､この配置についてお尋ねしたいと思います。人数とその方の職務というか、内容について教えてください。主要施策の98ページです。

古賀直美学校教育課インクルーシブ教育推進係長

教育相談員等の配置の内訳っていうところでよろしかったでしょうか。こちらに関しては教育委員会内におります教育相談員１名と、指導主事１名、それと教育支援センター「みらい」のほうに置いておる指導員の２名、合計４人ということになります。

以上です。

牧瀬昭子委員

その方々の職務の内容、教育相談ということですけれども、中身としてはどういったことを担当されましたか。

井手崇雄学校教育課長

まず、指導主事ですが、主に不登校に係る対応であったり、教育支援センター「みらい」との連絡調整等であったり、そういったことを担当する指導主事です。それから、教育相談員につきましては、心の悩み相談テレホンの業務を担当しておりますし、ほかにも子供たちの就学に係ることとか、教育相談全般に係ることを担当しております。

それから、教育支援センターの指導員２名につきましては、先ほど申し上げました教育支援センター「みらい」ですね、そちらのほうで実際、学校に今行けない、行けなくなっている子供たちを受け入れている中で、子供たちへの指導を中心に行っております。また、学校等を巡回しながら、学校に行けなくなっている子供たちの状況把握等に努めております。

以上です。

牧瀬昭子委員

詳細をありがとうございます。

主要事項説明書98ページに、心の悩みテレホン相談ということで数字を上げていただいていますが、先ほど教育相談員の方が担当されているということだったのですが、この件数について、教育委員会の中で令和３年が２件、令和４年が１件、令和５年が１件ということで、中学校に至っては令和５年がゼロ件だということですが、これについての児童生徒への周知、ここに安心して電話をかけられる状況とかっていうのをつくるために、どのような施策をされているか。どのようなお考えなのか、検証をどう行ったのか教えていただけますか。

井手崇雄学校教育課長

児童生徒に対する周知につきましては、毎年、テレホン相談の内容を記した連絡先等を記した、カードを全児童、また学校の職員等にも配付をしております。また、昨年度から市のＳＮＳ等を活用しまして、実際行っている旨の周知を行っていること、それから、市のホームページ等にも掲載をしております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

いろいろな形で周知の工夫はされていると思うんですけれども、児童生徒の方が、それでも電話をしてこないのは、心の悩みがないのか、それとも、しようと思うけれども、何かしらの理由ですることが行われていないのか。その辺りの検証はされていますでしょうか。

井手崇雄学校教育課長

心の悩み電話相談の件数が少ない件につきまして、その件だけで子供たちに少ない旨の現

状把握といいますか、調査といいますか、そこについては、今のところ行っておりません。

牧瀬昭子委員

先ほど健康増進課の中でも質問をさせていただいたんですけど、うららアンケートの中でも、若年層の方々の相談窓口、相談する相手などがいないという方の率っていうのが――相談するところがあるという方の率が増えてきていないという現状があるというふうに、その調査の中で書かれていました。健康増進課とともにですけれども、スクールカウンセラーの方や教育相談員の方と一緒に今後、子供たちの相談を受ける、やっぱり安心感を得るためにも、いつでも、そういうことになり得る子供たちにそういうことがあるよということを伝えることと、あと、いつでも相談していいんだよという、この安心感を教育の分野でも行っていただきたいと思いますし、そこを命の補助金、ＳＯＳの教育の補助金だったと思うんですけれども、そういったものも活用しながら、要望として、ぜひ広げていっていただきたいと思います。

続きまして、決算書222、232ページで小学校中学校両方ですけれども、デジタル教科書のソフトウエア使用料について教えていただきたいと思います。

このソフトウエアの使用料についてですが、デジタル教科書をどのように活用されてきているのか、現状を教えてください。

辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

デジタル教科書につきましては、指導者用のデジタル教科書を教育総務課で購入をさせていただいております。主に授業中に電子黒板に表示していただいて、それを使って授業を進めるという形で、学校のほうで先生に使っていただいています。

以上です。

牧瀬昭子委員

このことに関して、不登校児童生徒への学ぶ機会の保証というところで、連携させることができるのであればと思いますが、その活用は、現在は行われていますでしょうか。

井手崇雄学校教育課長

今、辻課長補佐が申し上げましたとおり、こちらに関しましては、教師用の教科書でございますので、これをそのまま不登校の子が使うっていうのは不可能でございまして、学校によっては不登校の子に授業の配信を行っています。ですので、このデジタル教科書を教師が使っているところを教室のカメラで写したものを、例えば、子供たちが自宅でだったり、教育支援センター「みらい」であったり、そういうところで、それを画面を通して見るっていうことはあるかと思います。

牧瀬昭子委員

分かりました。

教員のためのということで、されているということですが、不登校児童生徒の御本人や、あとその保護者の方々が、御家庭でも自発的な学習をすることができないのかということで、学校によってはソフトウエアを入れるとか、教材費で購入されて、ある学校にはあるけれども、ないところにはないというような、一律したものではないとお伺いしているんですけど、その辺りの把握はいかがでしょうか。

樋口伸一郎委員長

決算認定から少し外れていますんで、まとめつつお伺いください。

お答えはできますか。

井手崇雄学校教育課長

学校が、今まで紙のドリルとか問題集とかを注文していたかと思いますので、それに代わるものであるとかということで、デジタルの教材をタブレット端末から使えるようにしている学校が多いのですが、それを統一っていうふうなものはしておりませんし、それぞれやっぱり学校のそういう担当の先生たちだとか、実際指導する先生たちが協議をした上で、この会社のこれを使いたいっていうことがございますので、それはもう紙でもデジタルでも学校が決めて導入をしておりますので、こちらで一律に入れるということもしていませんし、今のところどの学校がどの会社のものを導入しているっていうのは把握しておりません。

牧瀬昭子委員

分かりました。

要望で、最後にまとめます。やっぱり不登校の児童生徒の保護者の会とかでお伺いすると、夏休みに行ったときに、その教材が入っていたことを知った、それがもう年度当初から入っていたということがあったとか、あちらの学校にはあるけど、うちの学校にはないとかということで、やはり家庭学習の平等性、自発的な学習ができないという状況を少しでも改善するためにも、先ほどのデジタル教科書が入ってきているということを受けて、そういう導入をしていただきたいということを要望しまして、この件は終わりたいと思います。

井手崇雄学校教育課長

ありがとうございます。

周知ができていなかったっていうことにつきましては、もう全ての学校にきちんと、年度当初にこういうものを導入したことについては保護者や児童生徒に伝わるよう我々も努めて、学校のほうに伝えていきたいと思っております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

それでは、続きまして……

樋口伸一郎委員長

質疑の途中ですが、ほかの方の質疑の時間もありますので、全部の質疑をされてもらっていいので、できるだけ簡潔明瞭にということで御協力をお願い申し上げて、戻します。

牧瀬昭子委員

それでは、222ページの小学校費と、232ページの中学校費の中から、教科用等備品購入費について質問させていただきたいと思います。予算よりも不用額が出ているということと、あと、決算認定資料の18ページに学校図書蔵書数調というので、達成できていない蔵書の数があったと思うんですけれども､その辺りについての御見解を説明いただければと思います。

佐藤正己教育総務課長

この不用額につきましては、主なものといたしまして学校再建に伴う感染症対策と備品購入費、要するにコロナ対策の部分で予算を確保しておりましたが、例えば、消毒液とかそういった部分の消耗品を買うようなことが少なかった――備品ですから、扇風機とかそういったものを買うことが少なかったということで不用額が多く出ているものでございます。

教科用備品の中の図書の関係ですか､基本的に小学校につきましては､達成率は大体100％を超えているのかなと思います｡中学校につきましては､100％を割っているところがありますので、この分につきましてもやっぱり随時、予算要求を行いながら図書購入については取り組んでいきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

分かりました。

ありがとうございました。

緒方俊之委員

すいません、先ほどの感染症等備品購入費の扇風機とかです。前も個人的に相談したんですけど、感染症対策のために扇風機等を買われたのは分かります。今後、感染症とかもなくなった上で、その扇風機を体育の授業とか体育館とかで使ったりとかするのを、社会体育とかクラブ活動等の子供さんのためにも使わせてもらえないのかという質問です。

佐藤正己教育総務課長

やはり学校の授業で使う分でありますので、基本的に貸出しをしないという方針ではおりましたが、そういった要望がたくさん出てきておりますので、７月なり８月ぐらいには各学校に対して使用を許可しても大丈夫ですよという通知を出しております。その後、当然、学校備品でありますので、授業に使う分でありますので、故障させたとか、そういった場合に

は確実に申告をさせるようにっていうのは伝えております。その分でまだ学校のほうから故障しましたとかっていう連絡はあっていないので、適切に使用はされているのではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

緒方俊之委員

ありがとうございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにどうぞ。

西依義規委員

主要成果の98ページで、牧瀬委員の最初の質問で、スクールカウンセラーの相談件数がこれで548名という人数を言われたと思うんですけど、これは延べ人数ですか。実際どれぐらいの方々で、聞きたいのは、スクールカウンセラーさんが１人頭何件ぐらいの案件を持たれているのか。

さっき牧瀬委員がおっしゃったように足りているのか、足りていないのか。それは人間として無理やろうっていう数字なのか、いやいや、それぐらいならいけるかなっていう判断をしたいんですが。何かそういう数字はありますか。

井手崇雄学校教育課長

先ほどの延べ相談人数の合計が541名というのは、例えば、児童でいうと、実質件数は152件あって、そこに相談する延べ人数が266名いるんです。また教職員につきましても、実質件数は22件、延べ相談人数は28人おります。また、保護者につきましては、実質の件数は194件ですが、延べ人数は247人というふうになっておりまして、合計が541件ということになっています。

どこまでできるのかっていうところは、今のところカウンセラーからも、もう無理ですっていう声も届いていないです。カウンセラーとは年に数回ですが、市教委のほうに来ていただいて、状況の説明であったり、実際今後の予定スケジュールであったり、そういったところは打合せをするんですが､本当に困っているっていうようなお声は上がってはいないです。

西依義規委員

スクールカウンセラーの相談件数が令和３年度が290件で、令和４年度が368件で単純に増えているって見ていいんですよね。カウンセラーさんの人数は変わっていないということでいいんですか。

井手崇雄学校教育課長

さようでございます。相談件数がやはりちょっと増えており、相談員のカウンセラーの数

は４名のままでございます。

西依義規委員

できたら、教育委員会が予算を管理していると思うんで、その方々が、件数として親からも相談、子供も相談だったらそこを１件とするのか、２件とするのかは知りませんよ。重さと軽さとかもあろうけど、その辺で、何らかの指標を持って、それを超したら、やっぱり増員だって。

今、部長もいらっしゃるんで。やっぱりその辺の基準がないと、足りているのかも足りていないのかも分からないじゃないですか。例えば、学校は分かりますよ。担任の先生が何人で、足りていないってすぐ分かるけど。カウンセラーさんとか特に、足りているのか足りていないのか分からんので。教育委員会の中での指針を持っていただきたいなと。もうこれを超したら１人増員と。そこがないといかんなと思うけど。そういうのは何か持ち合わせていらっしゃいますか。カウンセラー以外でもいいですが。他の配置でもいいですけど。

どうですか、部長。

姉川勝之教育部長

このスクールカウンセラーの相談に関しましては、先ほど西依委員もおっしゃっていらっしゃったんですけど、要は件数の数え方、あとその内容の重さ、軽さっていうのはやっぱりもう様々でございますんで、一概にこういう指標を超えたら、もう無理ですっていうのはなかなか判断は難しいかと思います。ただ、今、課長が答弁させていただいたんですけど、年に数回スクールカウンセラーとお話をさせてもらっているという部分等々の中で、実際の相談の状況――年によってもこれはまた変わってくるかもしれませんし、一概にすぐっていう話にはならないかもしれないんですけど、そういった情報をきちっと把握をさせてもらった上で検討のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

西依義規委員

単純に考えて、クラスも40人学級と30人学級と同じじゃないと思うんです。やっぱり負担は減ったほうが手厚いし、目が行き届くんで。やっぱりこの件数でもいいんで、実数でもいいですけど、この数字を超したら、黄色信号、赤信号ぐらいやっぱり部長で持っとってもらわんと、担当の人は多分なかなか言いにくい部分もありますんで、ぜひお願いします。

続けて、あと扶助費で、小学校、中学校の推移っていうか、今の状況。令和５年度の人数が出るのか分かりませんけど。226ページと236ページ。ここ近年の状況を教えてもらっていいですか。

佐藤正己教育総務課長

ここ３年分ぐらいですか。（「所感でいいです」と呼ぶ者あり）

扶助費で、準要保護の分になりますけれど、小学校でいきますと、令和２年度が613人、令和３年度が590人、令和４年度は544人、令和５年度が433人。中学校になりますと、令和２年度が325人、令和３年度が338人、令和４年度が313人、令和５年度が293人ということで、扶助率は少しずつですけど減少にあるかなと思っております。

西依義規委員

担当課で分析か何かされていますか。どういう傾向でどうなっているのかっていうのは。

辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

確かなものではないかもしれないんですけれども、まず一つは児童生徒数が減っているっていうのがあるのかなと思います。それとあとやっぱりコロナの時に比べると、保護者さんたちの収入自体がそれなりに持ち直してきているものもあるのかもしれないなぐらいで、確実にそうだとは言い切れないんですけれども、そこら辺が影響しているのかとは考えています。

西依義規委員

もちろん扶助費なんで、しっかり扶助をしていただきたいと思うんですけど。私、一般質問したことあるんですけど、例えば、ＰＴＡ会費とか、そういったところもされている自治体もあるんです。もちろんすればするだけいいんでしょうけど、財政的な面があると思うんですけど。

その辺、新たにこういうところを扶助してもらいたいとか、扶助したほうがいいっていうそういう検討とかされたことありますか。

佐藤正己教育総務課長

新たな取組といたしまして、タブレットを配付した後の家庭学習用の環境の整備っていうのは新たに追加しているところでございます。以前もお話を受けて、別の例もありますけど、ＰＴＡ会費であるとか、そういった部分の扶助については、いろいろ考えたところではございますが、学校によっていろいろまちまちだとか、そういうものもありましたので、具体的な検討までは至ってはおりません。

樋口伸一郎委員長

ほかに御質疑のある方どうぞ。

中川原豊志委員

主要成果の100ページ。学校給食のところも聞いてもらわんといかんやろうけんね。

令和５年度から公会計になって、効果としては、教職員の業務負担の軽減とか、保護者の利便性の向上というふうに書いてあって、いいことばっかり書いてある気がするんですが。移行するに当たって、いろいろ問題もあったのかなと思うんですが、その辺の課題があった

とすれば教えていただきたいと思います。（発言する者なし）

ない？

樋口伸一郎委員長

これは取り組んでみてからの御所見も含めて、課題等があればですし、なければ決算を迎えるに当たってっていうことでもよろしいですね。御所見をお伺いします。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

まず、給食費については、それまで学校で管理されてあったものを市のほうに受け取るということで、そのためのシステム構築ですね、今、学校給食費管理システムというものを入れておりますが、これを入れるに当たっての事務。それから学校のほうでは、口座振替を多く採用されてあったんですけれども、その口座情報を、実際にこのシステムのほうに取り込むための工夫であったり、その作業であったり、こういうものに非常に手を取られた部分がございました。それから実際に、なってからやはり公会計にどれだけの作業量がかかるのかというのが非常に見えづらかったものですから、その辺りで、担当はどのように割り振るのかとか、公会計のためにというものを含めて、再任用職員を１人増員という形で今いただいております。その辺りの業務量が非常に見えづらかったという部分は、非常に苦慮していたところであります。

以上です。

中川原豊志委員

例えば、口座振替にするに当たって、市が指定した口座を持っていない――要は銀行口座を持っていない方々が、また新しい口座をつくらなくちゃいけないとか、学校によっては、農協やったもんねとかいうところもあったりして、保護者のほうが口座振替にするときにちょっと苦労されたような話も聞いたんで。そういったところについてはほかに何か聞いてありますか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

学校給食費の口座振替については、むしろ私会計の時には学校ごとに１ないし２の金融機関を指定されてあったと。これが市のほうが扱うということになれば、市の収納代理機関ということで、非常に選択肢としては広がったような形になりました。そういう意味では、市で指定している金融機関以外に取扱いできませんかというような、そういうような御相談というのは、私としては記憶にないぐらいのことではあるんですけれども。

あとは口座振替を仮にしない場合についても、コンビニ収納であるとかスマートフォン決済であるとか、その辺りの選択肢も今回増やしておりますので、そういう意味では保護者のほうの支払いの利便性というのは高まったのではないかなと考えております。

中川原豊志委員

お話を聞いていると公会計にしてよかったような感じに聞こえるんで、今後もぜひやっていただきたいと思いますが。ただ、それによって収納率はよくなったのか悪くなったのか、よかったら教えていただければ。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

収納率につきましては、私会計の時からちょっと下がっているような状況にはなっております。分析する中でですね。これについては実際には過年度分ということにはなってくるんですけれども、これも含めて、今後収納に努めていきたいと考えております。

中川原豊志委員

そこを今後どうするのかなっていうところも聞きたかったんですが。要は未収納の世帯、保護者等について、学校ごとでしよったときは、かなり厳しい取立てじゃないけれども、されたところもあるみたいなんですが――取立てと言うと失礼ですけれども、支払ってもらう対策として、どういうふうなことをされているのか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

やはり私会計から公会計になるときに収納率が下がる傾向があるっていうのは、ほかの記事とかでも私は目にしたことがあります。やはり学校との距離が広がるようなところが要因ではないかということで聞いておりますけれども。

うちのほうとしてそのことについて、今後やっていく分としては、催告書の発送だとか、電話催告、あとは児童手当からの引き落としといいますか、そういうものについても給食費の申込書の中で同意を取っておりますので、その辺りも含めて話をしていけたらと考えております。

中川原豊志委員

ぜひ、やっぱりその辺、逆に払わないままで流されたら困りますんで。ぜひその辺のところの対応をよろしくお願いしたいと。

もう一点だけ。以前、学校給食の中で、異物混入が結構続いた時期がございました。最近その話は聞かんのですけれども、その後、きちんと管理等をされているのかなと思うんですが、その辺の状況を教えていただければなと思います。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

異物混入につきましては、令和４年度に小中学校のほうで続いたようなところもありましたけれども、令和５年度については金属片であるとか、鋭利なプラスチックであるとか、いわゆる危険異物が入るような異物購入事案というのはないような状況でございました。小さな木片であるとか、髪の毛であるとか、そういう部分とかは若干ありましたけれども、そう

いう危険物が入るような状況というのはございませんでした。

令和４年度はその都度、保健所の御指導をいただくとか、また、機器の保守業者、こういうところにも機能点検をしてもらいながら、運用についての注意点とか、そういうものを聞き取ってやってまいりましたので、令和５年度についてもその辺り、教えを乞うた部分を振り返りということで研修の都度をしていただいて、異物混入がないように。また、日々の整理整頓であるとか服装点検、調理品、食材への実際の目視確認、こういうものの徹底を引き続き行っているところであります。

樋口伸一郎委員長

異物混入に関しては今、議案審査外に入ってきましたので、再質疑があるときは要望でとどめてもらって、他の質疑があれば、そのまま行かれてください。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

ぜひその辺のところを再度徹底していただいて、安全に安心して、おいしい給食が食べられるよう今後も取り組んでいただきたいと要望しておきます。

樋口伸一郎委員長

ほかにあれば、そのままいいですよ。

中川原豊志委員

いいです。

成冨牧男委員

中学校給食で、主要施策の108ページ。簡単な質問ですが、委託契約は５年間だったんですか。それで、５年間という前提でお尋ねしますが、もうそろそろ次の準備に入ることになると思いますけど、そういう検討は始まっているんでしょうか。私が懸念していたのが、既にもう給食施設として、過去ずっと使われてきている施設だから、後から施設の改修とかで委託料が上がってきたらいかんけん、そういうところも気をつけないかんじゃないとみたいな質問をしたことあったんですけど。そこら辺、まだ全く白紙状態で、今からですか。それと併せて、どういう契約を取られるのか。もう検討し始めてもいい時期ですよね。まだですなら、まだですでもいいですけど。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

中学校給食については、言われるように５年契約の中で、既に３年が終わったような時期になります。あと、次の満了までに２年間ということになりますので、実際のところ、その後についてどうするのかということについて、内部で検討しているような状況であります。

成冨牧男委員

検討はし始めたけど、まだここで何か言うような状況じゃないということですね。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

まだ内部で検討している段階ですので、今、お答えできるのはまだ検討段階にあるというところまでであります。

西依義規委員

234ページのヘルメット購入費補助金。これは１人頭幾らの補助なのか。それと今、ヘルメットは努力義務か何かになりましたよね。大人の方もですね。あの中学生の柄は多分、高校生になって絶対かぶらないと思うんで。例えば、制服とかも変えたりしているじゃないですか。中学校も。だから例えば、デザインを変えた場合は、補助を少し上げてあるとか。

まず、１人頭のやつとあのヘルメットは誰が決めているのか。

佐藤正己教育総務課長

大体今、購入するのが3,000円ちょっとの分ですので、1,500円程度ぐらいはこちらのほうから補助をしている形になっております。ヘルメットの更新というか、そこについては、いろいろ中での話になりますけど、やっぱりあのヘルメットをかぶって外に行くとか、どこかに行くっていうのはなかなか難しい。やっぱり恥ずかしいのではないのかっていう気はしておりまして、はやりっていいますか、格好のいいような形もありますので、そういうものもできないのかなとか､いろいろ話をしたりはしていますけど｡まだ具体的に更新をするとか、変えるとかっていうところまでは至っていないところでございます。やっぱりそれを買うことによって、高校生とかになっても使えたりするのかなっていうのは思ってはいるんですけど。

まだそこを具体的にどうしましょうかっていうところまでは至っておりません。

西依義規委員

もちろん自転車通学の人しかあれやけん、不平等性はもちろんあると思うんですけど。ただ、ジャージとか昔の我々の頃に比べたらおしゃれになっているじゃないですか。ヘルメットだけは時代が止まっているんで。ぜひ先生方もいらっしゃるんで、御検討ください。

樋口伸一郎委員長

ほかに御質疑ある方。

〔発言する者なし〕

よろしいですね。

それでは、質疑を終わります。執行部の準備のため暫時休憩いたします。

午後３時52分休憩

ᔕᔕᔕ

栖小学校なかよし会Ｂ・Ｃクラス、麓小学校なかよし会ＢＣクラスの建設及び鳥栖北小学校なかよし会Ａクラス、旭小学校なかよし会Ａクラスの改修工事に係る国庫補助金が主なものでございます。

保育対策総合支援事業補助金につきましては、市内社会福祉法人が運営する放課後児童クラブの送迎バスに安全装置を設置するための補助でございます。

次に、69ページ、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項２県補助金、目６教育費県補助金、節４社会教育費県補助金のうち、人権同和教育振興費補助金につきましては、人権同和教育に係る社会教育指導員の人件費及び同和教育集会所の運営費に対する県補助でございます。

埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、開発等に伴う確認調査及び勝尾城筑紫氏遺跡重要遺構確認調査に係る県補助金でございます。

子ども・子育て支援事業補助金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する県補助金でございます。

子ども・子育て支援整備費補助金につきましては、鳥栖北小学校なかよし会ＢＣクラスと鳥栖小学校なかよし会ＢＣクラス、麓小学校なかよし会ＢＣクラスの建設及び鳥栖北小学校なかよし会Ａクラス､旭小学校なかよし会Ａクラスの改修工事に係る県補助金でございます。

学校家庭地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室等の開催に係る県補助金でございます。

73ページ、74ページをお願いいたします。

項３委託金、目４教育費県委託金、節２社会教育費委託金の人権啓発活動再委託金につきましては、８月の同和問題啓発強調月間に行いました啓発活動及び同強調月間に合わせて開催した同和問題講演会に係る経費でございます。

79ページ、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項４受託事業収入、目１受託事業収入、節５教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発に伴います埋蔵文化財発掘調査を受託したものでございます。

令和５年度につきましては、門前古墳群及び次期リサイクル施設整備に伴います発掘調査が対象となっております。

以上で歳入についての説明を終わります。

次に、歳出につきまして御説明をいたします。

235ページ、236ページをお願いいたします。

款10教育費、項４社会教育費、目１社会教育総務費の主なものについて御説明をいたしま

す。

まず、節１報酬につきましては、社会教育委員、社会教育指導員及び同和教育集会所事務員の報酬でございます。

次に、節２給料から節４共済費につきましては、生涯学習課長以下、生涯学習推進係、文化財係、放課後児童クラブ支援室職員の人件費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

次に、節７報償費につきましては、生涯学習関係市主催講座の講師謝金及び二十歳の式典記念品等でございます。

節８旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当及び研修等の旅費が主なものでございます。

次に、節10需用費の修繕料につきましては、なかよし会の施設及び備品等の修繕が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、勤労青少年ホーム解体に伴います塵芥収集委託料、麓小学校なかよし会ＢＣクラス建設工事及び基里小学校なかよし会改修工事の設計委託料、鳥栖小学校なかよし会ＢＣクラス建設工事、麓小なかよし会ＢＣクラスの建設工事の管理等委託料及び同和教育集会所管理委託料が主なものでございます。

次に、節14工事請負費につきましては、鳥栖北小学校なかよし会ＢＣクラス、鳥栖小学校なかよし会ＢＣクラス、麓小学校なかよし会ＢＣクラスの建設工事、鳥栖北小学校なかよし会Ａクラス、旭小学校なかよし会Ａクラスの改修工事、あと、なかよし会営繕工事といたしまして、若葉小学校なかよし会Ａクラスの空調設備改修と鳥栖北小学校なかよし会駐車場造成工事を行ったものでございます。

またこのほか、勤労青少年ホーム解体工事を行っているところでございます。

次に、節17備品購入費の施設用備品購入につきましては、なかよし会の建設工事及び改修工事に伴います備品購入が主なものでございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会などの負担金や会費及び社会教育関係団体等に対する補助金が主なものでございますが､239ページをお願いいたします。

保育対策総合支援事業補助金につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、市内社会福祉法人が運営いたしております放課後児童クラブの送迎バスに安全装置を設置するための補助を行ったものでございます。

また、放課後児童健全育成事業補助金として、市内全小学校に開設しておりますなかよし

会を運営する鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会及び市内民設民営放課後児童クラブ４施設に対し運営補助を行っているところでございます。

なお、令和５年度におきます放課後児童クラブ事業につきましては、主要施策の成果105ページに記載いたしておりますので御参照をお願いいたします。

次に、節22償還金、利子及び割引料の国庫補助金等返還金につきましては、令和４年度放課後児童健全育成事業の確定に伴います返還金でございます。

次に、目２文化財保護費の主なものについて御説明をいたします。

節１報酬につきましては、文化財保護審議会委員及び史跡等の保全管理作業に伴います作業員の報酬でございます。

241ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、葛籠城跡地区危険樹木伐採業務等の委託料のほか、文化財整理室の警備業務や遺跡の管理業務の委託料、歴史文化講座や勝尾城筑紫氏遺跡見学会などの委託料及び今年度サンメッセ鳥栖１階にオープンいたしました鳥栖歴史・文化交流発信施設の整備委託料でございます。

節14工事請負費の勝尾城筑紫氏遺跡防災工事につきましては、昨年７月の豪雨により被災いたしました筑紫氏館跡地区の防災対策工事を行ったものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、市の有形・無形文化財の保存、管理、公開に係る補助金が主なものでございます。

令和５年度はこのほか、村田八幡神社の市指定重要文化財、肥前鳥居の修復の補助も行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。

目３図書館費の主なものについて御説明をいたします。

節１報酬につきましては、図書館運営協議会委員及び図書館で司書業務等を担当いたしております会計年度任用職員の報酬でございます。

節２給料から節４共済費までは、図書館職員の人件費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

節10需用費の主なものといたしましては、閲覧用の雑誌、新聞等の購入に係る消耗品費及び電気料、上下水道料金等の光熱水費でございます。

節12委託料につきましては、清掃警備業務などの図書館施設管理業務委託料が主なものとなっております。

節13使用料及び賃借料のうち、事務機借上料につきましては、図書館システム及び関連機器の借上料で、図書館情報マーク使用料は書籍情報データベースの使用料でございます。

節14工事請負費の営繕工事費につきましては、漏電遮断機設置工事及び学習スペースとして開放を行っております集会室への防犯カメラ設置工事を行ったものでございます。

節17備品購入費につきましては、図書やＤＶＤ、視聴覚資料等の購入費用でございます。

次のページをお願いいたします。

目４埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の開発等に伴います確認調査及び勝尾城筑紫氏遺跡重要遺構確認調査に係る経費で、現場や整理作業員の人件費と機械器具等の借上料が主なものでございます。

続きまして、目５埋蔵文化財調査受託費につきましては、開発に伴います市内遺跡の本調査を受託したものでございます。

令和５年度は門前古墳群発掘調査及び報告書の作成を実施いたしました。

また、次期リサイクル施設整備に伴います文化財発掘調査を行いました。

249ページをお願いいたします。

目８生涯学習センター費の主なものについて御説明をいたします。

節１報酬及び節３職員手当等につきましては、生涯学習センターの会計年度任用職員１名分の報酬及び期末手当でございます。

節７報償費につきましては、生涯学習センターで開催をいたします教養講座開催に伴う講師謝金でございます。

次のページをお願いいたします。

節12委託料につきましては､施設の管理や警備及び清掃等の施設管理委託料でございます。

以上で議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について、生涯学習課分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

それでは、執行部の御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。御質疑のある方、挙手にて御発言をお願いいたします。

牧瀬昭子委員

主要事項説明書の109ページをお願いします。款10教育費、項４社会教育費、目１社会教育総務費、事業名放課後児童健全育成事業についてですが、この工事費の中に空調などのお話もありましたが、断熱に関しては何か設備として入れられたりとかはありましたか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

断熱工事として、特別に出したっていう工事はございませんが、当然、新設の工事も含ま

れておりますので、そういった新設の部分にはそういう断熱材などの工事も含まれているというふうに認識しております。

牧瀬昭子委員

分かりました。ありがとうございます。

これからまた寒くなってくると思いますので、床がとても冷えたりとか、外からの熱が入ってきたりとか、そういうものがないのかなと思って気になってお伺いしました。

次に、決算書244ページで、先ほど営繕工事について学習スペースの集会室の防犯カメラについてということでお話をいただきましたが、この学習スペースの利用がどのように現在行われているかというのを教えていただけますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

学習スペースにつきましては、土日及び長期のお休み、いわゆる夏休み、冬休み、春休みについて学習室として、そこの集会室の利用がない時間について学習室として運用を今、行っているところでございます。利用者については１日平均７名強ぐらいの開放日の平均ですけれども、利用はあっているところでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

併せて、パソコンがもともと置いてあったところで、今、何も置かれていないので、そこで中学生や高校生が勉強している姿をよくお見かけするんですけど､すごく仕切られていて、とても集中できる場所だなと私もすごくいい場所だなと思っているんですが。ただ、営繕をしていただけるのであれば、あそこがとても光的に暗いので、何か対応していただければよかったなと思うんですけれども。その辺りの検討などはなされていないでしょうか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

現時点でそういう照明をつけるという計画はございませんが、今、委員から御指摘があった点も考慮して、今後そこに灯をつけるかどうかというよりは、スタンドなどを貸し出すとか、そういった部分も含めて、検討は今後できるかというふうに思います。

樋口伸一郎委員長

ほかにある方。

成冨牧男委員

同和関係とそれとの関係で生涯学習センターの運営体制といいますか、そこのところお尋ねします。

まず、236ページです。同和教育集会所関係の会計年度任用職員報酬はこの一千何百万円の中に入っているということですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この中に入っております。

成冨牧男委員

そうしたら、いつものように同和教育集会所のお二人の社会教育指導員の報酬と、あとお一人の会計年度任用職員の報酬について教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

集会所配置の社会教育指導員につきましては、１人が237万420円。もう一人の方が194万5,548円でございます。それから、あと１人の一般の職員の報酬が180万6,804円でございます。

成冨牧男委員

それで、この237万420円が一番大きい。この金額がそちらの教育委員会におられるもう一人の社会教育指導員と同じ額なのか。それとも違うなら教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

教育委員会配置の社会教育指導員の額とは違います。

成冨牧男委員

違うなら教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

教育委員会に配置いたしております社会教育指導員の報酬については、226万4,400円でございます。

成冨牧男委員

比べるために聞きます。250ページの備考欄の上から３番目の会計年度任用職員報酬――違いますね、これ。会計年度任用職員さんのありますよ、目８のところ。249、250ページ。これの会計年度任用職員報酬209万5,500円。これは先ほどの説明であれば、１人ですよね。

あと、講座とか言われましたけど、何講座やって、この人の勤務時間というか、何時から開けて何時で終わっておられるのかとか。

それから、例えば、実際開けておられる期間。そういう運営の中身を教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

生涯学習センターの会計年度任用職員につきましては、勤務が午後１時から午後９時まで、ちょっと変則的な勤務体系になっておりまして、月曜から金曜までの午後１時から午後９時までが勤務というような形になっております。

成冨牧男委員

あと端的にお伺いしたいのは、ここで行われている講座、これはもう講座だけでしょう。講座の数。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

すいません。生涯学習センターにおきます講座につきましては、大体定期的に行っている講座が６講座で、年間22回ほど講座を行っております。それから、短期講座といたしまして３講座ほど、年間で計４回ほど講座を開催しているところでございます。

成冨牧男委員

この２つの施設で働いておられる方々を簡単に比べるとはいかんようですけれども、それで同和集会所のほうに戻りますけど、同和教育集会所にお勤めの２人の社会教育指導員、１人が237万円で、もう一人が194万5,498円。これはどうして違うんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

１名が主任としての給与の表を使っておりまして、あと１名が指導員の一般というところの給料表を使っております。

成冨牧男委員

この主任という人は教育委員会内に配置されている社会教育指導員さんよりも高いですね。この主任さんの業務と一般の指導員さんの業務とどう違うんですか。同和教育集会所で高いほうの金額をもらっておられる方は主任と言ったんでしょう。さっきの私の答弁で。主任ってつけるからには何が違うんですかっていうお尋ねです。

久家喜男生涯学習課参事

集会所配置の主任社会教育指導員と課配置の主任の社会教育指導員の報酬の違いにつきましては、課配置の社会教育指導員が……。

樋口伸一郎委員長

さきに御答弁を整理してください。

久家喜男生涯学習課参事

一般と主任の社会教育指導員の違いにつきましては、その職務に対し特に高い識見を有すると判断しておりまして、主任の社会教育指導員に任命しているところでございます。

成冨牧男委員

業務がどう違うんですかっていう点についてお尋ねしたんですが。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

業務については、明確に主任がこの業務、一般がこの業務っていうよりは、そういった日々の業務の中で一般ではなかなか難しいときに、そういう識見――経験がより豊富にございますので、そういったところを加味して主任ということでございます。

成冨牧男委員

少し突っ込んで聞きますけど、今おっしゃった主任の社会教育指導員さんは任用されて何

年ですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今、主任として任命している方については30年近く同和問題に携わっておられまして、主任として配置を行っている年数は10年ということでございます。

成冨牧男委員

今、主任として、あそこに社会教育指導員として関わっておられる方は10年のキャリアがあるということですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

主任として配置を行った年数が10年で、その前にもこの集会所で勤務実績がございますので、実際、この同和問題に携わってから30年近くなるというふうに思っております。

成冨牧男委員

とにかく物すごく意見豊かというか、そういう人ですよね。で、市報とす８月号に８月は同和問題啓発強調月間という形で特集をしてありますけれども、ここに企業研修や各種団体研修にも人権同和問題を取り入れてください、本市の社会教育指導員を派遣しますと、無料ですっていうふうに書いてありますけど。実績は令和５年度はそこそこありましたか。

久家喜男生涯学習課参事

令和５年度の実績につきましては、企業研修を２件、あとはまちづくり推進センターで講師をしておりますが、実際申し込まれた団体としましては、企業研修が２件、実績ございます。

成冨牧男委員

そこに派遣された社会教育指導員はどの社会教育指導員ですか。

久家喜男生涯学習課参事

課に配置しております社会教育指導員でございます。

成冨牧男委員

ということは、今、言われたのは、同和教育集会所の社会教育指導員じゃなくて、教育委員会に配置されている市役所のＯＢの方ですよね。

ここで決算とつながるんですけど、社会教育指導員として２名、同和教育集会所に配置しておきながら、どうして、そういう企業研修なんかにそれだけ識見豊かな方を派遣されないんですか。今まで派遣されたことありますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

これまで実績として派遣したことはございません。先ほど実績を申し上げましたけれども、課配置の社会教育指導員で業務が賄えている状況でございますので現在のところ実績はござ

いません。

成冨牧男委員

これは私の認識ですから、3人の社会教育指導員いらっしゃいますけど、一番忙しいのが、教育委員会におられる課配置の指導員さんじゃないんですか。私はそういうふうに思っておりますけど。せっかくあそこに識見豊かな10年と合わせて30年も経験のある方を、そういう企業研修に派遣されないんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

どうしてっていうよりは、先ほど申し上げたとおり、現在、課配置の社会教育指導員を派遣することで賄えている状況ですので、これまでは派遣してこなかったということでございます。

樋口伸一郎委員長

質疑の繰り返しになっておりますので、御協力をお願いします。

成冨牧男委員

今の答弁を聞いて、もったいないなというふうに私は思いました。それであと一つお尋ねしたいのが、私の一般質問で社会教育指導員の仕事は主に相談業務で、年間53件の相談がありましたと。ほかに何をやっているんですかって聞いたら、８月の強調月間と12月の人権週間ですか、そのときに、いろいろ協力してもらってますと――協力っちゅうよりも市の職員ですから、当然ですね。

ほかの日は何をやっているのかというのが一つの質問。ほかの日は何をやっているんですか。それだけでいいです。年間53件でしょう。ほかの日はこの方々は何をやっておられるんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

同和教育集会所は基本的に毎日開設をいたしておりますので、職員を配置して、そういう相談業務、それから啓発業務など日々行っているということでございます。

成冨牧男委員

年間53件っていう答えをかつてされておられるわけです。私はそれを前提にお尋ねしているんですけど。あと何をやっているかっちゅうたら、さっき言ったように８月の同和強調月間にいろいろパネル展示とか。12月の人権週間。街頭啓発もやってもらっておりますって言われたんで、ほかの日は何をやっておるんですかっちゅうのが質問です。シンプルな質問。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

相談等がないときにつきましては、集会所運営に係りますその他の雑務、事務等を行っているということでございます。

成冨牧男委員

同じ質問はしませんけど、とにかくこれが一番の疑問です。ほかの日は何をやっているのか。雑務って言いますけれども、私が事務日誌を見せていただ限り２人も――しかもさっきの金額からいうと、教育委員会に配置の社会教育指導員さんよりも高い報酬をもらっておられると。２人も置く意味があるのかということを思います。

最後の質問は端的に答えていただきたいんですが、この市報の中に市民意識調査のことを引いてあるんですね。市民意識調査、これは令和元年に行ったって書いてあります。

読み上げますと、令和元年に行った市民意識調査では、同和問題で起きていると思う人権問題として、結婚問題で周囲の反対を受けるという回答が６割を超え、また、同和地区出身の人との結婚について、本人の意思を尊重するは７割弱にとどまるなど、誤った偏見が残り続けることで、全面的な差別解消には至っていない。

こういうことを考えられているから、少しも変わらないんだなと思ったのは――誤った偏見が残り続けることまではいいんですけど、私が問題視したいのは、全面的な差別解消には至っていませんっちゅうところです。これはアンケートの結果ですよね。アンケートの結果を見て、それが６割を超えていたから差別解消には至っていませんって、そういうふうに結論づけられるんですか。

差別意識があることと、具体的に差別があった、具体的にその人が差別を受けて、いろいろな不利益を得たというのは別だと思うんです。そこのところはどういうふうに――ここは何かそういうふうに取れませんか。差別解消には至っていません、差別があるっちゅうことと差別意識が温存されているのは別だと思っているんですけど。その見解を聞いたら終わります。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

差別意識が残っているっていうアンケート上ですけれども、ということは、まだ差別が可能性としてあると。今後、こういう意識がなくならない以上は、差別事象がまだ今後も出てくる可能性があるという部分で、この部分については、そういうことだから、我々としても啓発教育について力を入れていくというところでこういう表現を使っております。

樋口伸一郎委員長

御質疑の前にですけど、今ページどこですか。何ページのどこ。決算書236ページですかね。

報酬のところにおいての御質疑が繰り返されております。中身について賛否があるものでもございません。この中身についてある程度質疑応答がなされたんですけど、ここに妥当性がないというような、もしお考えであればですけど、それはそれでお持ちになって全然結構です。ある程度質疑もやってきたので、これ以上の主観があれば平行線になっちゃうので、

まとめて投げた上で、御答弁は繰り返しになりますので、御理解いただければ。

成冨牧男委員

簡単に終わりますけど、こういうものを毎年出されていますよね。こういうものを見た方が、ああ、こういうふうに６割も差別があるんだなっていうことなんです。

結局、ここに書いてあるように市民意識調査では同和問題で起きていると思う人権問題はどういうものがありますかということに対して、結婚問題で云々と。この人たちが直接そういうものを体験したとか、聞いたとかいうものでもないんです。そこのところを私は申し上げておきたい。だから、差別意識があるかどうかと、実際、差別を受けた人がおるかどうかっちゅうのは全く別だということです。

樋口伸一郎委員長

ほかに御質疑のある方。

西依義規委員

242ページの歴史・文化交流発信施設整備委託料ですけど、これはなぜ委託料なんですか。誰かにあそこの整備を委託されたんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この歴史文化交流施設整備がなぜ委託料かという御質問ですが、こちらについては、映像コンテンツとかそういったもの、それから棚の造りなどのデザイン的なもの、そういったものも含めて業務として委託をいたしておりますので、今回委託料という形で計上させていただいているところでございます。

西依義規委員

ということは、これに幾らこれに幾らっていう明細ってあるんですか、もう委託料で。どーんと3,200万円ということですか。そういう数字も我々は知れるんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

その業務の内容についてそれぞれ大まかに内訳等はございます。

西依義規委員

３つぐらいでいいので、どういったのが幾らぐらいかかったか教えてもらっていいですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

大きなものでいきますとプロジェクションマッピングというのをあそこに設置をいたしておりますけれども、そこのＡＶシステム、それからコンテンツ――中身ですね、中身などの製作費として税込みで1,200万円ほどかかっております。それから、サイングラフィックといって、いろいろタペストリーとか展示のグラフィックなどを制作しておりますけれども、そちらの制作費が550万円、それから、いわゆる棚などの什器ですね、棚などの造作費用が770

万円ほどかかっております。主なものはそういったところでございます。

西依義規委員

ということは、そういう業者さん、コンサルじゃないけど、そういう博物館とかをされている方に委託したと。今後の運営とかは市でされるんですか。それも委託するんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

基本的に運営は市が行います。ただ、先ほど申し上げました映像などのコンテンツが若干古くなるとか、更新が必要な場合等はまた委託をしてコンテンツなどを制作するというような形にはなろうかというふうに思います。

西依義規委員

高いのか安いのかは皆さんの主観が入るんであんまり言いませんけど、分かりました。それで、同じページに勝尾城関係があるんですけど、私、一般質問したんですけど。葛籠城の整備がとまっているんです。用地購入で。令和５年度の数字はもちろん購入していないんで、ないんでしょうけど。その動きみたいなものは教えていただいたりできるんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

葛籠城関係で、先ほど委員から御指摘もありました用地取得のところで、停滞状態にあるということでございますが、引き続き、地権者さんとはお会いをいたしまして交渉をしているところでございます。それから、そこに委託料がございますけれども、見学会なども催しておりますので、支障がないように整備等の最低限の危険樹木の伐採等を行っているところでございます。

西依義規委員

整備計画を見せてもらったんですけど、そこが買えないと、何もできないみたいな話ですけど。私的には、そこをいずれ買うという目標で整備できるんじゃないのかと思うんですけど、やっぱりその用地を買わないと、手をつけられないものですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

現在の整備計画については用地を取得した後で整備をするという計画になっておりますので、引き続き、用地交渉を行っているところでございますが、同時並行して委員から御指摘のあったできるところから整備をするという方策についても今、部内で検討しているところでございます。そこについては、整備計画の改定を行わないと、そういうところに行けないところでございまして、そこについては、今後また御相談をさせていただきたいというふうに思っています。

西依義規委員

だんだん決算から外れそうですけど、やっぱり予算を今までのやり方で、売ってくれん、

いろいろ考えてもらっても、予算もしっかり上げて、売ってくれんやったらまた補正してみたいな。予算自体から載っていないんで、もうとても購入する気はないんだろうなって、やる気じゃないけど、もちろん補正で対応しますっていうことでしょうけど、その辺が、もうどうせ無理やろうっていう気しか見えないんで。その辺はこのやり方はどうなんですか。

樋口伸一郎委員長

ここも平行線になりそうなんで、決算に反映できるような動きをしてほしいような要望とかも投げてもらいたいんですけど。もう一回答えを求めてもらっていいですけど。

西依義規委員

大丈夫です。私の独り言っていうことでいいです。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

用地の取得費につきましては、要は地権者さんと合意ができた段階で補正ということになろうかというふうに思います。

樋口伸一郎委員長

いいですか。要望で終わらんでいいですか。

西依義規委員

いいです。

中川原豊志委員

西依委員の歴史・文化交流の発信のサンメッセの部分ですけれども、鳥栖市の歴史文化の魅力を発信するというふうなことで、既に出来上がっていると思うんですが、その後の例えば来場者の状況とか、ここを見に来た方が勝尾城に行ってみようかなとかいうふうな動きとか、そういうふうな造っての成果について、どういうふうに把握されているのか確認をさせてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

来場者数につきましては､開館から現在までのところ6,500人ほど来館されているということでございます。ただ具体的に、そこに来た方が勝尾城に行ってみようとか、そういったところでのお話っていうのは直接聞けていないところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

これを造るときに、そういうふうな協議もしていたと思うんです。やっぱり来られた方が見て、市内の歴史文化に触れてみようというふうに思うような施設を造りたいというふうなことで言われて、来館される方の中が全てが来場者じゃない――要は来館された方の、例えば２割程度、３割程度ぐらいはここの施設を見学されているのか。そういうふうな、実際こ

れをつくって本当によかったと担当課が思っているのか、そこを聞きたいというところです。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

先ほど申し上げました6,500人という数字は、サンメッセに入って今回造りました歴史文化交流展示室に入った方が6,500人ということです。中に入られた方ですね。ですので、今回造った展示室自体は6,500人の方は見られていると。ただ、そこから現地のほうまで行かれたかどうかっていうところの追跡までは我々行っておりませんので、そこがちょっと今のところ、明確には分かりかねるということでございます。

中川原豊志委員

3,000万円以上かけてせっかく造って、それをやっぱり鳥栖市の歴史文化の魅力の発信地にしたいというふうなことなんで、造って、来られているみたいですねで終わるんじゃなくって、これはやっぱり鳥栖市の観光の拠点として造ったんで、やっぱり追跡もしなくちゃいけないし、もしくはもっと誘導をする方法も考えないかんかなと思いますんで、これ要望でいいんで、さらなる市内の観光に活用できるような仕組みを再度つくってほしいというふうに思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

お願いしておきます。

ほかにあれば。

田村弘子委員

先ほどの歴史・文化交流発信施設整備ですけれども、私、これ何度か足を運んで、とても勝尾城に行ってみたいなと思った１人なんです。

ただ、そういう企画をされてありますよね、登りましょうみたいな。勝尾城に行くって。年２回なのか、その案内がどこにも書いてなかったので、その案内もあると行きやすくとか、計画しやすくなるのかなと思うんですけれども、そういうもうちょっと、こういうことをしていますって、歴史を見るのはいいんだけれども、そこからつながるもうちょっとがあるといいなと思ったんですけれども、改善などをお願いできますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

ありがとうございます。

我々もＰＲの仕方がなかなか不十分ということは、委員の方から御指摘いただきまして、今後そういった、いわゆる現地にどういったらつながっていくかというのも研究しながら、努力をしていきたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員長

これは決算認定以降のより有効な活用だとか効果っていうところに入っていきますので、要望として申し上げて、各委員からこういう要望があっているということで受け止めていただいて、まずは決算認定の審査のほうに戻したいと思いますので、それで御質疑をお願いします。

田村弘子委員

ありがとうございました。

私は歴史が学べてとてもいいものが出来ていると思いますので、今後そういうつながるものになっていくようにしていただけたらなと思います。

あと違うところですが、109ページの放課後児童健全育成事業のことについて、決算書は238ページですが。鳥栖北小学校が新設されて鳥栖小も麓小もいろいろ工事をされてきてありますけれども、最初に出来た鳥栖北小学校のクラブの使い勝手、支援員さんや子供たち、新しい施設が出来て、どうだったかっていうような声は集めてあったりされますでしょうか。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

紙はないんですけど、鳥栖小と麓小の先生方に鳥栖北小の先生の声、子供たちの声も届けて、さらにその声を今度の田代小につなげていって、そのことはうちの建築セクションとも共有して、設計に反映させていると、そういうところです。

田村弘子委員

ありがとうございました。

届いている子供たちの声、支援員さんの声で、印象に残っているものがあったりすると、造ってよかったと思えるので、聞かせていただけると幸いです。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

動線については再三、検討をやっていたんですけど、それでもコロナ禍で手洗いとかトイレに過敏になり過ぎた嫌いがあって、タッチセンサーで蛇口をひねらなくて水道が出るやつは、やっぱりメーカーが一定期間ごとにバージョンアップして、交換に多額の費用がかかるみたいなんです。ですから、本当は長く丈夫に使えるのは、やっぱり回したほうがいいと。現場はもう露骨にそういう意見が多いんです。なぜかというと、鳥栖北、鳥栖、麓ではさすがにないんですけど、改修工事をやったところでタッチセンサーの水が出ないと。この改修工事が一番我々は困っていて、部品の取り寄せにまず時間がかかって、その間水道が使えない、特に夏場にこれがやられるとちょっとまずいと。ただ一方で、感染症の心配もしないといかんと。ここを支援員の先生と今後どうするか、重要な課題として捉えてるところです。

以上です。

田村弘子委員

ありがとうございました。

いろんな施設を見に行くとか、支援員さんたちの声を聞きながら、新しいものをつくっていただいて、それでもまだ課題を拾い集めて、さらにいいものをつくっていこうとされている姿は本当に、なかよし会をしっかりと整備していきたいという気持ちの中で行動していただいていると思いますので、今度、田代小の新設もありますので、今の意見だとか考え方の下にさらにいいものをつくっていただきたいと思って、要望で終わります。

樋口伸一郎委員長

ほかに御質疑のある方。

緒方俊之委員

52ページの使用料及び手数料のところの生涯学習センター使用料で、来年度から大幅な値上げがあるっていううわさを聞いたんですけど、本当ですか。生涯学習センター以外の市の施設も使用料の大幅値上げって聞いたんですけど。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

現在のところ値上げの計画は生涯学習センターはございません。今のところです。

緒方俊之委員

それがサンメッセって言っていたんで、サンメッセに直接聞いてみます。

樋口伸一郎委員長

ほかに御質疑のある方。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後４時58分休憩

ᔓᔓᔓ

ᔓᔓᔓ

令和６年10月２日（水）

1　出席委員氏名

委員長　樋口伸一郎

副委員長　成冨牧男

委員　中川原豊志

委員　西依義規

委員　田村弘子

委員　緒方俊之

委員　牧瀬昭子

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長　古賀達也

地域福祉課長　林康司

地域福祉課地域福祉係長　有馬健次

高齢障害福祉課長　竹下徹

こども育成課長　高松隆次

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長　八尋茂子

スポーツ文化部長　石丸健一

スポーツ振興課長　小川智裕

スポーツ振興課スポーツ振興係長　佐藤義勉

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長　古賀友子

文化芸術振興課長兼市民文化会館長　田中綾子

教育部長　姉川勝之

教育総務課長　佐藤正己

教育総務課長補佐兼総務係長　西木純子

学校教育課長　井手崇雄

学校給食課長兼学校給食センター所長　立石光顕

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長　牛嶋英彦

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任　古賀隆介

5　日程

現地視察

市民文化会館（宿町）

鳥栖北小学校なかよし会（本町）

自由討議

議案審査

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔総括、採決〕

議会報告会における意見等について

〔協議〕

6　傍聴者

なし

7　その他

なし

午前11時13分開会

樋口伸一郎委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。

ᔓᔓᔓ

を一部させていただくことがございましたので、今、紙でお渡しさせていただいております。

申し訳ございませんでした。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

質疑は終わっておりますが、御確認されたいことがあればお受けいたします。

成冨牧男委員

資料ありがとうございました。

４ページの令和５年度鳥栖支部収支報告書の収入の中で、その他の予算が120万円で、決算が65万6,475円となっています。これはいつも実際よりも大きく収入が――収入欠損というか、収入が少ないんです。これは何を当てにしてあるのか。

それが一つと、まとめて聞きたいと思います。あと一つだけです。

５ページの研究活動費の中の地域社会との交流会というのはどういうものか。行政との懇談会というのは例の嬉野市の１泊のことなのか。

以上です。

林康司地域福祉課長

収入のその他につきましては、収支報告書の中でございますけれども、市といたしましては、400万円の使途を精査いたしておりまして、その他の分につきましては、支部の方で求められてあるということでお伺いをしております。地域社会との交流会につきましては、すいません、今、手元に資料を持っておりませんので、申し訳ございません。嬉野市の分につきましては、行政との懇談会は嬉野市の分になります。

以上です。

樋口伸一郎委員長

それでは、確認を終わります。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

総　　括

樋口伸一郎委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

成冨牧男委員

それでは、同和関係の予算で、今回決算ですけど、そのことについて一言申し上げておきたいと思います。

私が議員になってからですから、十何年同じような指摘をしてきているわけです。その中で一番改めてほしいと思っているのは、いわゆるダブルスタンダード、二重基準になっていると。例えば、ほかの団体もしくは事業であれば、こんなお金の使い方――あんまり中身も見ていないように伺われる事業団体にお金をどんと出していると。

そして、そのことについて、例えば、決算で、今回も特に同和教育集会所の件についてはかなり苦しい答弁をされていと思います。それで、ここで申し上げたいのは、やはり一言で言うと、使い道をきちんと説明できないようなやつ、私が指摘しても、お言葉ですが、としてきちんと説明できるようなやつ以外はもう金輪際、予算計上するのをやめてほしいということを申し上げておきます。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

私も決算の審査の中で、社会福祉協議会との関係性についていろいろ聞かせていただきました。私も整理する上で、社会福祉協議会さんのホームページを見せていただきまして、ちゃんと分けてあるんです。

自分ところの事業と鳥栖市の受託事業っていうところで。やっぱり市の受託事業が我々っていうか、市民の方々も社協さんがやっているような事業と思われているところがありますんで。

やっぱり鳥栖市が主体的に、例えば、ふれあいネットワーク事業はこういうふうにしてくれ、こういうところまで持っていってくれ、というような委託をしていただきたいのと、ほかにも、ふまねっと運動事業、アウトリーチ等の充実、自立相談支援、生活支援体制整備事業、身体障害者福祉センター運営事業、児童センター運営事業、ファミリー・サポート・センター運営事業とあるんです。これ、全部市の事業を鳥栖市社会協議会に委託しているんで、決算審査の中で言ったのは、特に児童センターで、ただ児童センターの会館を運営してくれじゃないと思うんです。

鳥栖市における児童センターはこうあるべきだと、だから社協さん、こういう児童センター運営してくださいっていうふうなところを持っていってほしいのと、鳥栖市のホームページで児童センターで検索すると、児童センターとか何も書いていないです。社協にも飛ばな

い。

だからその辺で、もうちょっと市が主体的に役割をせんと――要は委託されている社協さんの役割をしっかりやっぱり分けていかんと、結局どっちが責任を取るのみたいな話になるといけないので。ぜひとも、市が主体的に役割っていうか、働きをしていただきたいというのを総括として申し上げさせていただきます。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、総括を終わります。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

採　　決

樋口伸一郎委員長

これより、採決を行います。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について

樋口伸一郎委員長

議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について、当文教厚生常任委員会付託分の採決を行います。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がございますので、挙手により採決を行います。

本案は認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございます。

よって、議案乙第27号令和５年度鳥栖市一般会計決算認定について、当文教厚生常任委員

会付託分は認定することに決しました。

ᔕᔕᔕ

午前11時31分休憩

ᔓᔓᔓ

教育については、鳥栖市の歴史や文化を学ぶ上で取り入れられております。

当委員会としては、さらなる学びの促進につながるよう求めてまいります。

というところが教育関係です。

続きまして、健康福祉関係にまいります。

まず１つ目の分野として、買物支援について、ということで、こちらに対する返答は現在、地域支え合い車両貸出し事業で、ワゴン車の貸出しが行われております。

当委員会としては、制度の在り方や安全性の向上について求めてまいります。

免許返納については、現在、高齢者福祉乗車券がありますが、当委員会としては、タクシー等の利用拡大にもつながるよう、執行部と協議してまいります。

続きまして、子育て家庭への支援連携についてということで、一つの分野にしておりまして、こちらに対する委員会返答が子育て家庭への支援や連携については重要な課題と認識しており、さらなる充実に向け、執行部と協議を重ねてまいります。

なお、当委員会としても、所管事務調査の重点項目として取り上げたところです。

続きまして、障害福祉についてという分野に対する委員会の返答としましては、当委員会としては、より丁寧な情報発信や取組が促進されるよう、引き続き執行部に求めてまいります。

続きまして、子供の人権権利についてという分野で、委員会の返答としましては、当委員会としては、子供が権利の主体であることを認識し、子供の人権や権利を含め、子供真ん中社会の考え方が、市全体で共有できるよう、執行部に働きかけてまいります。

ということで、健康福祉分野関係の返答をすることと御提案します。

続きまして、スポーツ文化関係としまして、まずは子供の遊び場、グラウンドについてを一つの分野としまして、当委員会からの返答としましては、子供の遊び場やグラウンドが少ないことは重々認識できており、当委員会としても、所管事務調査の重点項目として取り上げているところです。

引き続き、遊び場やグラウンドの環境拡充については、執行部に対し要望を重ねてまいります。

そして市民プールについてという分野で、委員会の答えとしましては、当委員会として、上記のような御意見、御要望が多くあるのは十分認識しております。また、市民プールの廃止は老朽化によるものとして決定をされました。プールについては議員の中でも様々な考え方もあることから、まずは、委員間での協議等を重ねてまいります。

続きまして、スケートボード施設整備についてこれを一つの分野としまして、委員会としての答えとしては、当委員会としてもそのようなお声があることは十分認識しております。

スケートボード場をはじめ、スポーツ施設については、市民の御意見や御要望をお伺いしながら、執行部への働きかけに努めてまいります。

続きまして、体育施設の空調についてを一つの分野としまして、委員会の答えとしましては、当委員会としても、基里体育館、鳥栖市民体育センターのクーラーについては必要性を感じているところですので、執行部に対し、継続的な働きかけを行ってまいります。

続きまして、サガン鳥栖U-15のグラウンドについてを一つの項目として、委員会としての答えは、鳥栖市はサガン鳥栖のホームタウンであり、チームとともにまちづくりを行っています。グラウンド整備については、佐賀県の事業でもあり、鳥栖市はその事業に協力をしています。

当委員会として、グラウンド使用については、市民の利用もできるよう求めてまいります。

ということで答えをまとめておりますが、よろしいでしょうか。

成冨牧男委員

例えば、言葉の最後のところ。大きく分けると、協議、それから働きかけ、で、大体協議っていうと、何となく議会と執行部の関係とは違うような感じがあるけど、もちろん協議があってもよかたいね。そういう意味では働きかけとか、求めるとか、要望を重ねていくとか。

どうしてもこれは協議ということならば、もう協議のままでいいけど。そこら辺、どうですか。執行部との関係でいうと、どうか。

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後３時19分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後３時28分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

お諮りいたします。

議会報告会における意見等について委員会での協議内容を踏まえて、議長へお返しする文面を作成することにつきましては、正副委員長へ御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

長丁場でしたけど、御議論いただきありがとうございました。

ᔓᔓᔓ

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長　　樋　　口　　伸 一 郎